教育全書

試驗答案 日本小歷史

松本謙堂著

大阪積善館藏

片野正榮書印行

#20
219

試験答案 日本歴史

松本甚堂著作

大坂積善館蔵版

凡例

一本史編述ノ目的ハ官私立何レノ學校ヲ問ハス其教科書ニ適センコトヲ期シ幷セテ一般學生諸君ガ歷史科ノ受驗ニ臨ミ其應答ノ用ニ供セント欲スルニ在リ故ニ歷史中必要ノ問題ヲ上欄ニ揭ゲ數字ノ符合ヲ付シテ答案ヲ需ムルニ便ナラシム

一本史ハ敢テ編年ノ體ニ倣ハス特ニ四大綱ニ別チ神世ヨリ以後佛法傳來ニ至ルマデヲ上古史トシ天智中興以後平氏滅亡ニ至ルマデヲ中古史トシ頼朝覇業ヲ起セシヨリ徳川氏時代外交訂盟ニ至ルマデヲ近古史トシ大政維新以後今日ニ至ルヲ今代史トシ而シテ其間必要ヲ感ゼサル事蹟ハ悉ク之ヲ省キ力メテ學科課程ニ配合シテ以テ古今ノ大勢ヲ明ニシ讀者ヲシテ忠君愛國ノ志氣ヲ發揮セシメンコトヲ期ス

一本史中題目ノ下ニ年數ヲ記セシハ大勢ノ變遷世道ノ開進ヲ考察スルニ便ナラシメンガ爲メナリ

一本史ハ上欄ノ外ニ要件ヲ掲ゲ文中著眼ノ處ハヽヽヽヽヲ加ヘテ閲讀ニ便ニス

一本史中人名官名地名等一定ノ讀方アリテ誦讀シ易カラザルモノハ一々傍訓ヲ付セリ

一本史中間々沿革地圖及ビ圖畫ヲ挿入シタルハ讀者ヲシテ親ク當時ノ狀況ヲ知ラシメンガ爲メナリ

一本史ノ卷首ニ皇統畧表及ビ歷代遷都ノ地名ヲ付シ一目ニ瞭然タラシム

一本史ハ卷尾ニ續史ノ編ヲ設ケ制度沿革、農事、商業、工匠、技藝、教法、宗派等ノ大要ヲ列叙シ以テ時運ノ隆替ヲ知ルニ便ナラシム

明治二十四年十月下浣

編者識

皇統略表

天御中主神（アメノミナカヌシノカミ）
天常立神（アメノトコタチノカミ）
國常立尊（クニノトコタチノミコト）
豐斟渟尊（トヨクムヌノミコト）
國狹槌尊（クニサツチノミコト）
泥土煮尊（ウヒヂニノミコト）
沙土煮尊（スヒヂニノミコト）
大戸道尊（オホトノヂノミコト）
大苫邊尊（オホトマベノミコト）
面足尊（オモタルノミコト）
吾屋惶根尊（アヤカシコネノミコト）
伊弉諾尊（イザナギノミコト）
伊弉册尊（イザナミノミコト）
天照大神（アマテラスオホミカミ）
正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（マサヤアカツカチハヤヒアメノオシホミミノミコト）
天津彦火瓊々杵尊（アマツヒコホノニニギノミコト）
彦火々出見尊（ヒコホホデミノミコト）
彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊（ヒコナギサタケウガヤフキアヘズノミコト）
神武（一代）
綏靖（二）
安寧（三）
懿德（四）
孝昭（五）
孝安（六）
孝靈（七）
孝元（八）
開化（九）
崇神（十）
高皇産靈神（タカミムスヒノカミ）
神皇産靈神（カムミムスヒノカミ）
可美葦牙彦舅神（ウマシアシカヒヒコヂノカミ）

○皇統略表

○垂仁十一 ○景行十二 ○成務十三 ○仲哀十四 ○應神十五
○仁徳十六 ○履仲十七 ○反正十八 ○允恭十九 ○安康二十
○雄略廿一 ○清寧廿二 ○顯宗廿三 ○仁賢廿四 ○武烈廿五
○繼體廿六 ○安閑廿七 ○宣化廿八 ○欽明廿九 ○敏達三十
○用明三十一 ○崇峻三十二 ○推古三十三 ○舒明二十四 ○皇極三十五
○孝徳三十六 ○齊明三十七 ○天智三十八 ○弘文三十九 ○天武四十
○持統四十一 ○文武四十二 ○元明四十三 ○元正四十四 ○聖武四十五
○孝謙四十六 ○淳仁四十七 ○稱徳四十八 ○光仁四十九 ○桓武五十
○平城五十一 ○嵯峨五十二 ○淳和五十三 ○仁明五十四 ○文徳五十五
○清和五十六 ○陽成五十七 ○光孝五十八 ○宇多五十九 ○醍醐六十
○朱雀六十一 ○村上六十二 ○冷泉六十三 ○圓融六十四 ○華山六十五

○一條六十六 ○三條六十七 ○後一條六十八 ○後朱雀六十九 ○後冷泉七十
○後三條七十一 ○白河七十二 ○堀河七十三 ○鳥羽七十四 ○崇徳七十五
○近衛七十六 ○後白河七十七 ○二條七十八 ○六條七十九 ○高倉八十
○安徳八十一 ○後鳥羽八十二 ○土御門八十三 ○順徳八十四 ○仲恭八十五
○後堀河八十六 ○四條八十七 ○後嵯峨八十八 ○後深草八十九 ○龜山九十
○後宇多九十一 ○伏見九十二 ○後伏見九十三 ○後二條九十四 ○花園九十五
○後醍醐九十六 ○後村上九十七 ○長慶九十八 ○後龜山九十九 ○後小松百
○稱光百一 ○後花園百二 ○後土御門百三 ○後柏原百四 ○後奈良百五
⊙正親町百六 ○後陽成百七 ○後水尾百八 ○明正百九 ○後光明百十
○後西院百十一 ○靈元百十二 ○東山百十三 ○中御門百十四 ○櫻町百十五
○桃園百十六 ○後櫻町百十七 ○後桃園百十八 ○光格百十九 ○仁光百二十

○孝明百廿一○今上天皇百廿二

歷代遷都地名

○神武帝日向宮崎都　○同帝大和橿原都　○綏靖帝大和高丘都　○安寧帝大和浮穴都
○懿徳帝大和曲峽都　○孝昭帝大和池心都　○孝安帝大和秋津島都○孝靈帝大和廬戸都
○孝元帝大和境原都　○開化帝大和率川都　○崇神帝大和瑞籬都　○垂仁帝大和珠城都
○景行帝近江志賀都　○仲哀帝長門豐浦都　○神功皇后大和稚櫻都　○應仁帝大和豐明都
○仁徳帝攝津難波都　○履仲帝大和十市都　○反正帝河内柴籬都　○允恭帝大和飛鳥都
○安康帝大和穴穂都　○雄略帝大和朝倉都　○清寧帝大和甕栗都　○顯宗帝大和八釣都
○仁賢帝大和廣高都　○武烈帝大和列城都　○繼體山城綴喜都　○同帝山城乙郡都
○同帝大和玉穂都　○安閑帝大和橘都　○宣化帝大和入野都　○欽明帝大和金刺都
○敏達帝大和幸玉都　○用明帝大和雙槻都　○崇峻帝大和倉梯都　○推古帝大和豐浦都

○舒明、皇極二帝大和岡本都○孝徳帝攝津豐崎都○齊明帝大和岡本都　○同帝筑前廣庭都
○天智帝近江滋賀都○天武帝大和清見原都○持統、文武二帝大和藤原都○元明帝大和平城都
○聖武帝山城恭仁都　○同帝攝津難波都○同帝、及孝謙帝大和平城都○淳仁帝近江保良都
○同帝、稱徳帝及光仁帝大和平城都○桓武帝山城長岡都○同帝山城平安城　○安徳帝攝津福原都
○後鳥羽帝以後山城平安城　○今上天皇武藏東京

試驗答案

日本小歷史目次

●緒論……一頁
●地理……三
●本邦沿革……五
◎第一編　上古史
◉第一章　神世……一
◉第二章　神武の東征……三
◉第三章　綏靖の朝及七世の垂拱……五
◉第四章　崇神の朝……六
◉第五章　垂仁の仁義……八
◉第六章　景行、成務ノ両朝……一〇
◉第七章　神功の征韓……一四

◉第八章　文學の起因……一六
◉第九章　仁德の政化……一六
◉第十章　十二の歷朝……一八
◉第十一章　佛敎の傳來……二一
◉第十二章　上古の風俗……二四
◎第二編　中古史
◉第一章　天智の中興……二六
◉第二章　壬申の變……三三
◉第三章　文武制度を修む……三六
◉第四章　押勝、道鏡の亂……三七
◉第五章　桓武の遷都……四〇
◉第六章　蝦夷征討……四一
◉第七章　出羽の亂……四三

◉第八章　宇多、醍醐の兩朝……四五
◉第九章　延喜、天歷の治……四八
◉第十章　天慶の亂……五二
◉第十一章　前九年の役……五五
◉第十二章　後三年の役……五七
◉第十三章　保元、平治の亂……五九
◉第十四章　平氏の專橫……六五
◉第十五章　平氏の滅亡……六九
◉第十六章　藤原氏……八二
◉第十七章　源平二氏……八三
◉第十八章　中古の風俗……八六
◎第三編　近古史
◉第一章　賴朝の覇業……八八

◉第二章　北條氏の簒奪……九三
◉第三章　承久の變……九七
◉第四章　陪臣の專權……一〇〇
◉第五章　元寇の變……一〇八
◉第六章　元弘の中興……一一二
◉第七章　楠、新田両氏の勤王……一二〇
◉第八章　尊氏の反……一二八
◉第九章　南北朝……一三一
◉第十章　室町の執權……一四〇
◉第十一章　武臣の割據……一五四
◉第十二章　信長の覇業……一六六
◉第十三章　秀吉の覇業……一八二
◉第十四章　秀吉の征韓……一八七
◉第十五章　關原の役……一九六
◉第十六章　家康の覇業……二〇一
◉第十七章　島原の亂……二一七
◉第十八章　上下恬熙……二二二
◉第十九章　列藩の紀事……二四〇
◉第二十章　外交訂盟……二四五
◉第廿一章　北條氏……二六一
◉第廿二章　織田氏……二六二
◉第廿三章　豐臣氏……二六三
◉第廿四章　德川氏……二六五
◉第廿五章　近古の風俗……二六六
◎第四編　今代史
◉第一章　大政維新……二七〇

試驗答案 日本小歷史目次 畢

◉第二章　佐賀熊本山口の役……二八〇
◉第三章　臺灣征討……二八二
◉第四章　朝鮮の變……二八四
◉第五章　西南の變……二八七
◉第六章　憲法發布及國會開設……二八九

◎第五編　續史

◉第一章　制度沿革……二九三
◉第二章　農事及商業……三一七
◉第三章　工匠技藝及敎法宗派……三二三

試驗答案 日本小歷史

松本仁吉編

緒論

天府沃土ニ萬四千有餘方里、芙蓉ノ峯ハ高ク瑞雲ノ際ニ聳ヘ、扶桑ノ影ハ低ク彩波ノ間ニ映ス、生齒四千萬、聖賢ノ君ハ上ニ萬世一系ノ統ヲ踐ミ、忠武ノ民ハ下ニ金甌垂缺ノ國ヲ護ル、旭日風ニ靉ク、茲ニ三千五百有餘年、九鼎洛ニ安スル、今ニ一百二十二代、嘻、隆ンナラズヤ、在昔天祖三種ノ神器ヲ以テ、我ガ祖宗ニ傳フ、劍ハ則チ武ナリ勇ナリ、鏡ハ則チ明ナリ智ナリ、璽ハ則チ德ナリ、佐ナリ、先王ノ遺範ニ則リ、此ノ土ヲ開拓シ、皇祖西陲ニ起リ、中原ヲ戡定シ、鼎ヲ大和ノ橿原宮(カシハラノミヤ)ニ奠ス、此時ニ方リテ、日本帝國ト稱スル者ハ、畝傍(ウネビ)東南ノ蠶爾タル一小土壤ニ過ギザリシナリ、然ルニ歷代遺業ヲ繼キ、餘烈ヲ揚ケ、長策ヲ振ヒ、四隣ヲ經營シ、日本武尊(ヤマトタケノミコト)東夷ヲ征シ、四將四道ヲ夷ケ、神后三韓ヲ伐チ、

源義家(ミナモトノヨシイヘ)奥羽ヲ定ム、是ノ如ク南征北伐、遂ニ偉功ヲ奏シ、今ヤ北ノ方ハ伯令(ベーリング)海ニ薄リ、南ノ方ハ琉球(リウキウ)南洋ニ連リ、以テ此ノ一大邦土ヲ爲スモノハ、一ニ彼ノ神器ノ威德ニ依ラズンバアラズ、嘻、此ノ遺訓、此ノ歷史、此ノ邦土有衆ナル者ハ、寔ニ先王ノ吾人ニ惠與シ賜フ、明珠厚寶ニシテ、吾人ハ此ノ一大遺物ヲ後世子孫ニ傳ヘザル可ラザルナリ、然リ而シテ吾人ノ祖先ハ、此ノ明球厚寶ヲ桃原壺中ノ天地ニ守レリ、吾人之ヲ弱肉强食ノ今日ニ守ラザル可ラズ、乃チ吾人ノ責任ハ實ニ重且ツ大ナラズヤ且ツ夫ノ今上登極、親ラ文武ノ大政ヲ總攬シ給ヒ、外ハ列國ト修好シ、安眠長夜ノ天地ヲ開テ、宇內ノ光明ニ照臨セシメ、三百餘年間ノ覇政ヲ顚覆シ、封建抑壓ノ弊政ヲ破リ、以テ今日ノ隆世ニ推及セリ、故ニ吾人ハ益々天下ノ綱常ヲ扶植スルノ要具タル歷史ニ因テ、我ガ邦古今ノ盛衰治亂ノ原因ハ、那邊ニ在ルカヲ探討シテ、將來ノ龜鑑ト爲シ、愈々國家ノ尊榮福祉ヲ圖リ、夫ノ芙蓉峯ノ安キガ如ク、國家ヲシテ安カラシメ、夫ノ扶桑ノ影ノ長キガ如ク、國家ヲシテ長久無限ノ隆昌ニ至ラシメンコ

トヲ期ス、是レ本史ヲ編纂スルノ精神ナリ、

地理

我ガ邦ハ、亞細亞(アジヤ)洲ノ東部ニ位シ、四方皆ナ海ニシテ、西北ハ日本海ヲ隔テヽ、朝鮮ニ對シ、北ニハ魯領樺太(カラフト)島アリ、尼哥勞期(ニコライスク)海峽ヲ隔テヽ、魯西亞(ロシヤ)ノ本土ニ接ス、東北ハ千島(チシマ)諸島斷續シテ、魯西亞ノ堪察加(カムサツカ)ニ連ル、東南ハ太平洋ニ面シ、西南ニ琉球諸島アリテ、臺灣(ホルモサ)及ヒ支那(チヤイナ)地方ニ對ス、長サ凡ソ五百餘里、廣サ凡ソ三十餘里、或ハ六十餘里ニ至レリ、

位置ハ、北緯二十四度六分沖繩縣波照(ハテルマ)間島ノ南端ヨリ起リテ、五十度五十六分千島國占守郡洗戸(シユムシユアラヒド)島ノ北端ニ至リ、經度ハ、百五十六度三十二分千島國占守郡占守島ノ東端ヨリ起リテ、百二十二度四十五分沖繩縣與那(ヨナクニ)國島ノ西端ニ至ル、

全國ノ面積ハ、二萬四千七百九十四方里ニシテ、之ヲ別擧セハ、中部ハ、一萬四千五百七十一方里、北海道本地ハ、五千〇六十一方里、九州ハ、二千六百十七方里、四國ハ千百八十方里、千島ハ三十二島千〇三十三方里、琉球ハ五十五嶋百五十六方

里、佐渡ハ五十六方里、對馬ハ四十四方里、淡路ハ三十六方里、隱岐ハ二十一方里、壹岐ハ八方里、及ビ小笠原島ハ十七嶋硫黄嶋三島ヲ除ク四方里ナリ（各地ノ面積ヲ合計シテ全國ノ面積ト七方里ノ差ヲ生スルハ方里ニ滿タザル數ヲ除キシニ由ル）

形勢ハ、狹長ニシテ、山脉北ヨリ起リ、陸奥ノ間ニ至リ、奥峻ヲ極メ分レテ數脈ト爲リ、皆ナ蜿蜒トシテ西走シ、東海、東山、北陸、三道ヲ界ス、而シテ信濃ニ至ルヤ、淺間山ト爲リ、甲斐駿河ニ至ルヤ、富士山ト爲リテ、東海ニ挺立ス、其分脈南出シテ、伊豆半島ヲ爲シ、更ニ海南群島ニ連ル、北陸道ノ一脈、加越ノ間ニ至テ、白山、立山ト爲リ、其近江ニ至ルモノハ、両支ヲ分チ、其一ハ伊勢、大和ヲ經、吉野山ニ集リテ、紀伊ニ趨キ、其一ハ西ニ去テ、山陰、山陽、二道ヲ界シ、西海道ニ至リ、筑豐ヲ經、南折シテ、阿蘇、霧嶋等ノ數峯肥後、日向ノ間ニ盤踞シテ、琉球群島ニ至ル、山陽及ヒ紀伊ノ餘脈ハ、淡路島ト爲リ、終ニ四國ニ連リ、雲邊山、石鎚山諸山ト爲ル、淡路嶋以西、山陽四國ノ間ハ、島嶼碁布ス、是チ瀨戸内海ト云フ、其東口チ明石峽ト爲シ、其東南口チ鳴戸峽ト爲シ、其西北口チ下關峽ト稱ス、東海北陸ノ大川ハ、皆ナ源チ東山ニ發ス、其ノ東流スル者チ、利根川ト爲ス、其ノ北注スル者チ、信濃川ト稱シ、南注スル者チ、天竜川ト云ヒ、西注スル者チ、木曾川ト云ヒ、琵琶湖ヨリ發スルチ、淀川ト云フ、山陰道ニ江川アリ、四國ニ吉野川アリ、西海道ニ筑後川アリ、皆ナ本邦ノ大川ト爲ス、武總ノ際ハ、平坦膏腴ニシテ、沃野千里ノ地ト謂フ可シ、全國ノ氣候ハ、寒暑大率中正ニシテ、北方ハ早寒多雪、極南ハ恆燠ナリ、物産ハ豐饒ニシテ、就中多ク五穀チ殖シ、五金ノ鑛山ニ富メリ、

本邦沿革

我ガ邦ハ上古大八洲ト稱ス、神武帝都チ大和ノ橿原ニ奠シ、功臣推根津彦等ニ土地チ賜フテ國造ニ任セシヨリ、疆域大ニ闢ケ、成務帝ノ朝ニ及ンデ國ノ境界チ分割シ、國造凡ソ百四十四チ置キ治化益弘リ、推古帝ノ朝以後、國司チ交置シ、孝徳帝ノ朝ニ至リ、始テ各州ニ國司チ設ケ、多クハ國造チ以テ郡司諸吏ニ任シ、漸次國數チ省テ郡ニ更ム、大寶中幾内七道ノ名稱始テ定リ、國司

ハ年ヲ限リテ遷任スルノ制ト爲リ、又其治所ヲ國府ト號ス、嵯峨帝ノ朝ニ及ンデ、大國ハ十三、上國ハ三十五、中國ハ十一、下國ハ九、凡テ四等、六十八國ニ分ツ、是ニ於テ古制一變シテ郡縣ノ制ト爲ル、太平日久ク、藤原氏政權ヲ專ニセシヨリ、多クハ吏ヲシテ其國ヲ國司ニ代テ治メシメ、而シテ國司ハ京師ニ居レリ、公卿ノ莊園ハ皆ナ家人ヲ以テ地頭ニ充テ治體漸ク變ズ、源賴朝覇府ヲ鎌倉ニ開キ、天下兵馬ノ權ヲ掌握スルニ及ビ、地ヲ裂テ其家臣ニ與ヘ、文治元年奏請シテ守護地頭ナルモノヲ置キ、以テ之ニ補シ往々世襲ニシテ、國司復タ任所ニ赴カズ、是ニ於テ始テ封建ノ漸ヲ成ス、建武中興ノ際功臣ヲ守護トシテ守護ト稱シ、三管領四職以下皆ナ地ヲ以テ子孫ニ傳ヘ、正平四年關東ニ關領ヲ置キテ、鎌倉ヲ鎭撫シ、八州及ビ奥羽ヲ統治セシム、是ニ至リ形勢一變シテ封建ノ制トナル、應仁以還大亂ノ世トナリ、群雄四方ニ割據シテ互ニ相呑噬ス、此ノ時ニ方リ、織田氏尾張ニ起リ、東海東山畿內山陰ノ地ヲ畧定シ、豐臣氏其業ヲ繼續シテ海內ヲ盪平シ、諸道ノ群雄悉ク服從ス、其大ナル者ハ德川島津毛利上杉前田佐竹ノ六氏、其他三十餘家ト爲ス、慶長五年關原ノ役平定シ、德川家康諸氏ヲ統率シテ、其子弟功臣數十人ヲ封ジ、爾後加減增削常ナラズ、慶應中、凡ソ二百七十一藩アリ、大政維新ノ時ニ方リ更ニ藩ヲ建ルモノ十四既ニシテ奥羽地方ヲ分割シテ七國ト爲シ、蝦夷地ヲ更メテ北海道ト稱シ、之ヲ十一國ニ分割ス、明治四年廢藩置縣ノ令ヲ下シ、遂ニ郡縣ノ制ニ復シ、五畿七道、七十三國、二京三府、六十縣ト爲ス、而シテ皇居ヲ東京ニ遷シ、開拓使ヲ置テ北海道十一國ヲ統治セシメ、琉球ヲ封ジテ藩屬王國ト爲ス、後チ數次廢併シ、二十二年ニ至リ三府四十三縣ト爲ス、是レ本邦古今ノ沿革ナリ、

ヒ4 794

開國ノ始

試驗答案 日本小歷史

第一編 上古史 紀元前より紀元一千二百八十七年に至るまでの事實を記載す

第一章 神世 今を距ること凡り一百七十九万二千四百七十餘年前

㊀開國の始を問ふ

㊀世に傳ふ。天地剖判の時に方り。天御中主神。高皇產靈神。神皇產靈神。可美葦牙彥舅神。及び天常立神あり。此五神を別天神と稱し。次に國常立尊。豐斟渟尊。國狹槌尊。泥土煑尊。沙土煑尊。大戸道尊。大苫邊尊。面足尊。吾屋惶根尊。伊弉諾尊。及び伊弉冊尊あり。此の十一神中。國常立尊。豐斟渟尊ハ共に特生の神にして。其他九神ハ皆な耦生の神なり。之を神世七代と稱し。次に天照大神。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。天津彥火瓊々杵尊。彥火々出見尊。及び彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊あり。此五神を地神五代と稱す。初め伊弉諾。伊弉冊の二尊。磤馭盧島今の淡路の小島に降り。遂に大八州淡路、伊豫(二名の洲)筑紫、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、大倭(豐秋津洲なり)及び山川草木を生成せり。是を開國の始と爲す

天祖の經綸

㈠天祖の經綸及び天孫の降臨に於ける狀況を述へよ

天孫ノ降臨

三種ノ神器

草薙ノ劍

㈡天照大神。一に大日靈貴尊と號す。伊弉諾尊の長女なり。大日靈貴尊ハ。生れて光彩照徹。伊弉諾。伊弉册の二尊。大に喜び。天地に照臨せしむ。因て天照大神と稱す。大神の弟。素戔嗚尊。勇悍にして暴戾多し。大神大に憤り。天石窟を閉ぢて出でず。故に六合闇黑。晝夜を辨せず。是に於て群神。相議し。八咫鏡を賢木に懸け。八阪瓊の御統を飾り。舞樂を奏す。大神微く戸を開て之を窺ふ。時に手力雄神。其手を奉じ。援けて之を出す。因て國中復た明あり。既にして群神罪を素戔嗚尊に歸し。諸を出雲に譴す。尊。出雲に到り。兇徒を討平し。寶劍を獲て大神に獻ず。草薙の劍是なり。大神。皇孫。瓊々杵尊を葦原中國の主と爲すに方り。三種の神器、八咫鏡、草薙劍を諸ふを瓊々杵尊に賜ひ。永く天璽と爲す。因て勅して曰く。葦原千五百秋の瑞穗國ハ日本國の古名是れ吾が子孫王たる可きの地あり。宜く皇孫就て治むべし。行けや。寶祚の隆なる。當に天壤と窮り無るべしと。皇孫乃ち群臣を率ゐ。天岩座を離れ。日向の高千穗の峯今諸縣郡、都城、宮丸村其遺址なりと云ふに降て中國を御し。群臣各〻其職を奉じ以て天業を翼賛せり。

東征

㈠神武帝の創業を語れ

第二章　神武の東征　起師の年ハ今を距ること二千五百五十八年前

㈠第一代神武帝ハ。天照太神五世の孫にして。鸕鷀草葺不合尊ノ第四子あり。帝。日向國高千穗宮ニ在リ。西州已に服し。東國未だ平かず。長髓彦。饒速日命を奉じて主と爲し。兄猾。弟猾。八十梟帥。兄磯城。弟磯城等各〻君長と爲て。相ひ統一せず。帝。諸皇族を會し議して曰く。此瑞穗の國ハ。我が祖宗の天に受る所なり。然るに運。草昧に屬し。四方未だ王澤に霑はず。我れ聞く東方に美地あり。山岳四周し。以て大業を弘め天下に臨むに足る。宜く就て都を定むべしと。乃ち甲寅の歲（甲寅の歲ハ紀元前七年に在リ）十月師を起し筑紫。安藝を經て。吉備の國（備前、備中、備後を云ふ）に至り。行宮を造て。之に居ること三歲。舟檝を備へ。兵食を蓄へ。戊午の歲（戊午の歲ハ紀元前三年に在リ）二月。遂に舟師を帥て東し。浪速。河内を歷て。大和に入り。膽駒山に抵る。長髓彦。衆を盡して。皇軍を孔舍衞坂に邀へ擊つ。皇軍利あらず。皇師兄五瀨命流矢に中り師進む能はず。天皇以爲へらく我れハ日神の子孫なれハ。日に向ふて戰ふハ不祥あり。若かず退て弱を示し日を背にして之を討せんにハと。乃ち引退き。轉じて紀伊に

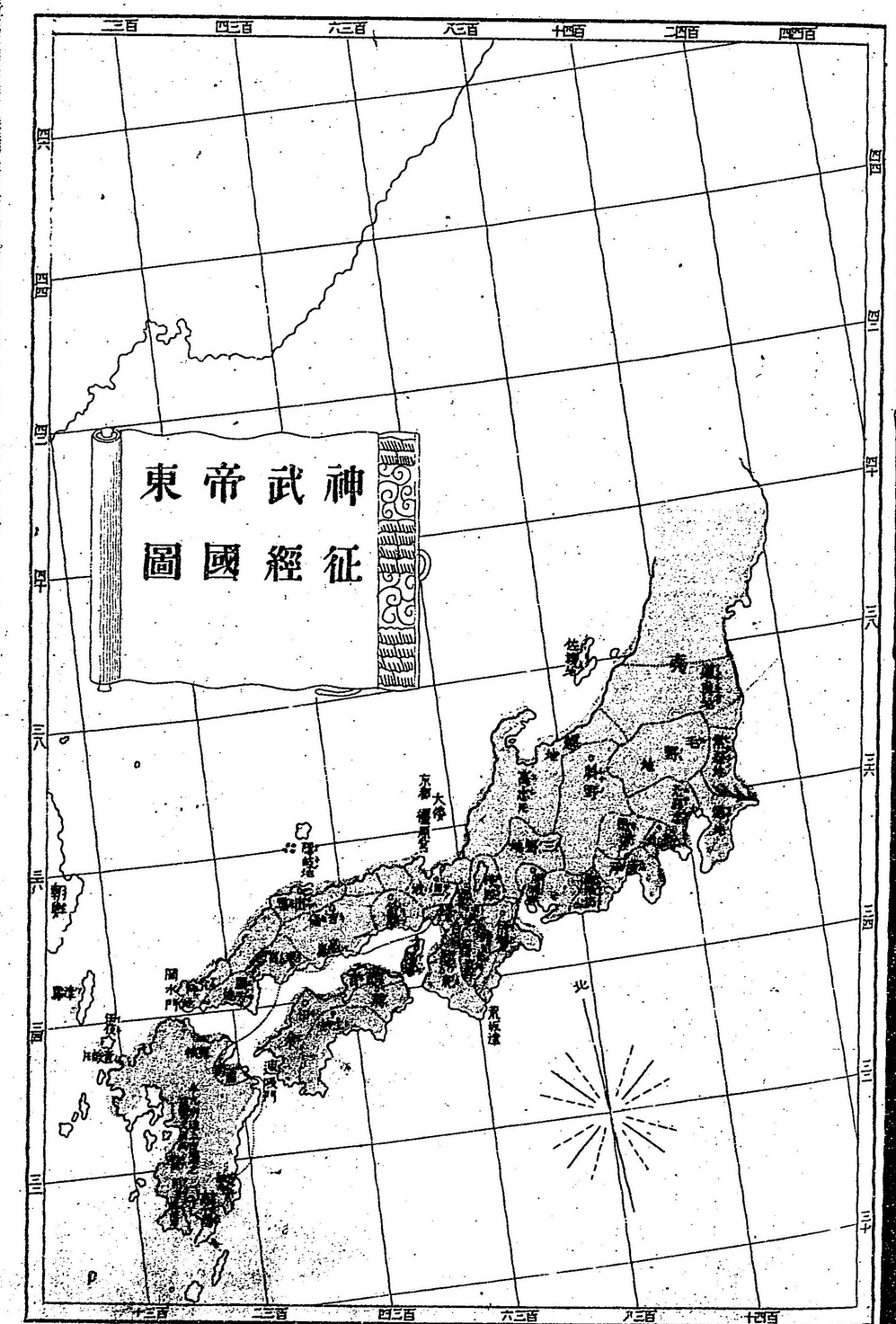

即位

㈡建國の體制を問ふ

至り。名草戸畔（ナグサトベ）を誅し。荒阪津（アラサカノツ）に至り。丹敷戸畔（ニシキトベ）を誅し。又進んで菟田（ウダ）に至り。兄猾を誅す。弟猾欵を納る。進んで八十梟帥を國見岳（クニミガダケ）。兄磯城を墨坂（スミサカ）に擊て。皆ゐ之を斬る。遂に進んで長髓彥を討つ。饒速日命。長髓彥を殺し以て降る。是に於て。兇賊皆ゐ戮に就き。中州悉く平ぐ。乃ち都を大和の橿原（カシハラ）に奠め。以て萬世無窮の皇基を開く。

㈡元年辛酉正月朔。帝。位に橿原宮に卽き、明治五年神武帝即位の年を以て、紀元と爲す、今祝する所の紀元節は、即ち此日なり、本邦の紀元は、西洋の紀元前六百六十年、支那周惠王の十七年に該當す神籬（ヒモロキ）を建て八神を祭り。國家を鎭護す。天富命（アマトミノミコト）。諸齋部（シヨイムベ）を率ひて天璽（天璽は三種神器なり）を奉ぐ。天種子命（アマノタネコノミコト）。壽詞を奏す。可美眞手命（ウマシマデノミコト）。內物部（ウチモノベ）を率ひ。道臣命（ミチヲミノミコト）。來目部（クメベ）を率ひて。禁軍警衛を掌る。二年功を論じ賞を行ひ。

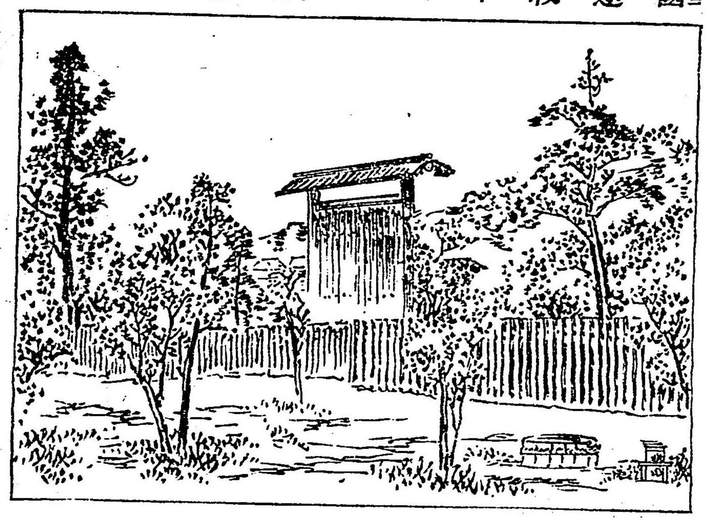

㈡建國の體制を聞ふ

至り。名草戸畔（ナグサトベ）を誅し。荒坂津（アラサカノツ）に至り。丹敷戸畔（ニシキトベ）を誅し。又進んで八十梟帥を國猾を誅す。弟猾欵を納る。進んで八十梟帥を國見岳（クニミガダケ）。兄磯城を墨坂（スミサカ）に擊て。皆な之を斬る。遂に進んで長髓彦を討つ。饒速日命。長髓彦を殺し以て降る。是に於て。兇賊皆な戮に就き。中州悉く平ぐ。乃ち都を大和の橿原（カシハラ）に奠め。以て萬世無窮の皇基を開く。

㈢元年辛酉正月朔。帝。位に橿原宮に卽き、明治五年神武帝卽位の年を以て、紀元と爲す、今說する所の紀元節は、卽ち此日なり、本邦の紀元は、西洋の紀元前六百六十年、支那周惠王の十七年に詔當す神籬（ヒモロキ）を建て八神を祭り。天富命（アマトミノミコト）。諸齋部（ショイムベ）を率ひて天璽天璽は三種神器なり○天種子命（アマノタネコノミコト）。壽詞を奏す。可美眞手命（ウマシマデノミコト）。內物部（ウチモノベ）を率ひて。道臣命（ミチノミノミコト）。來目部（クメベ）を率ひて。禁軍警衛を掌る。二年功を論じ賞を行ひ。

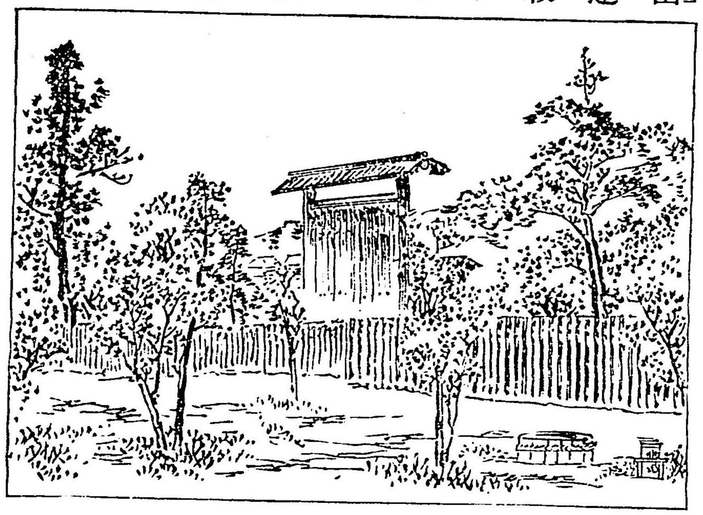

神武帝東征經國圖

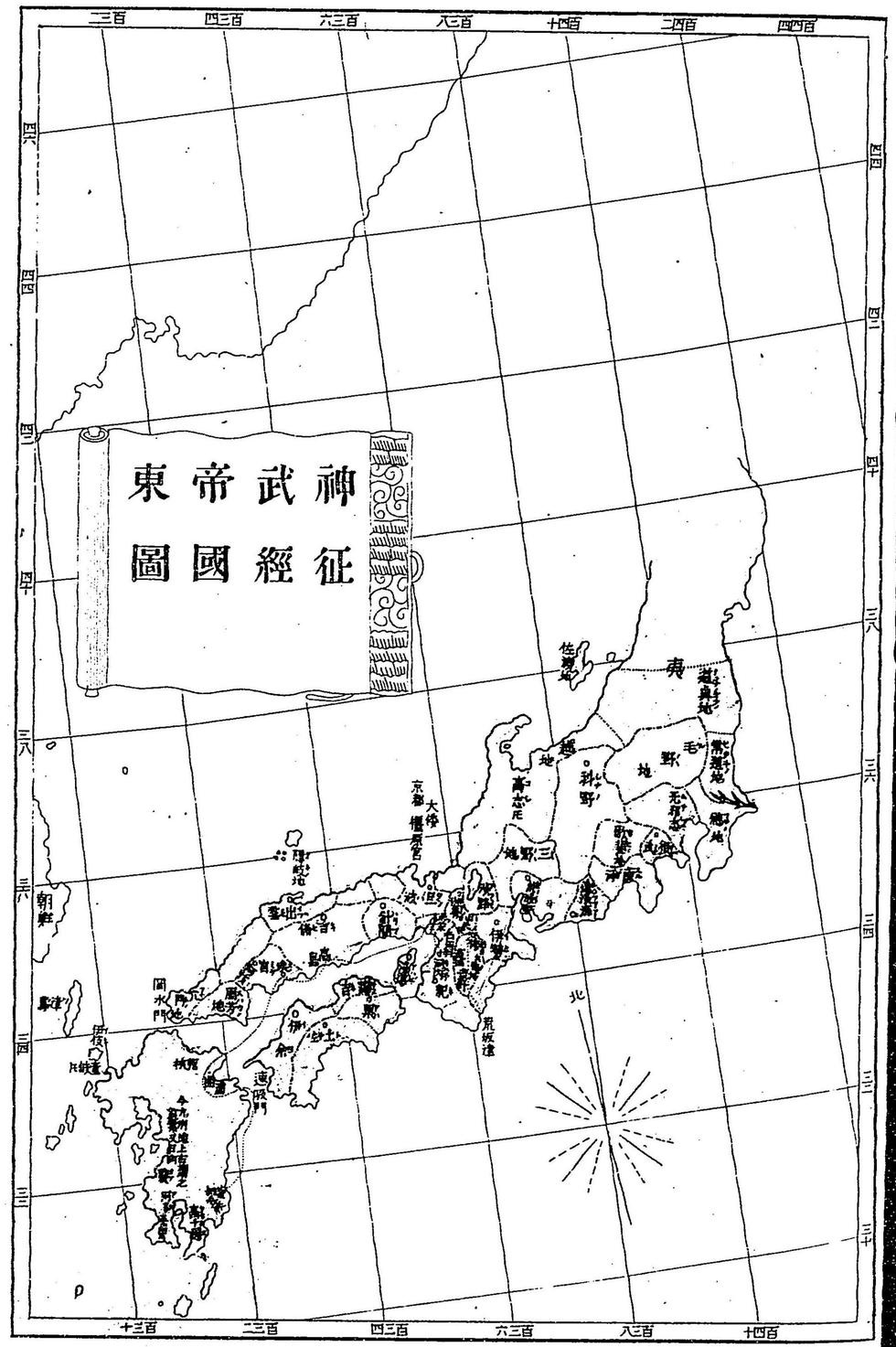

左右輔政を置く○皇祖を祀る

功臣を封じて國造縣主（クニノミヤツコアガタヌシ）と爲す。其他賜を受る各〻差あり。天種子命及び天富命ハ。左右に侍して政を輔く。四年。詔して靈峙（マツダノニハトミヤマ）を鳥見山に作り。皇祖天神を祭る。三十一年。車駕巡幸して。腋上嗛間丘（ワキガミノホノハザカ）に登り。地形を望て曰く。美なる哉國や。蜻蛉の尾を銜むに似たりと。蜻蛉ハ讀て秋津と爲す。卽ち秋津洲の號此に始る。天皇の卽位ハ實に今明治廿四年を距ること二千五百五十一年前なり。帝。在位七十六年にして崩ず。大和畝傍山東北の陵（ウネビヤマ）に葬る。嗚。皇統連綿として萬世に傳り。吾々臣民が優渥なる皇恩に沐浴し。今日の昇平に遭遇する所以のものハ皆な其淵源を神武天皇より發せり。是れ日本建國の體制なり

第三章　綏靖の朝及七世の垂拱

㊀手研耳命の亂を問ふ

㊁第二代綏靖（スイゼイ）帝ハ神武帝の第五子なり。元年庚辰帝。位に卽き。都を葛城（カツラギ）に遷す。帝風姿魁傑。壯なるに及んで武技を善くす。性純孝。先帝崩ず諒闇に在て。悲哀禁

綏靖帝の朝は、今を距ること、二千四百七十一年前、安寧帝の朝ハ二千四百三十八年前、懿徳帝の朝ハ二千四百年前、孝明帝の朝ハ二千三百六十五年前、孝安帝の朝ハ二千二百八十二年前、孝霊帝の朝ハ二千百八十年前、孝元帝の朝ハ二千百〇四年前、開化帝の朝ハ二千〇四十七年前

手研耳命不軌を謀り誅に伏す

七世垂拱

紀元五百六十四年

神器を遷す

ずる能はず。庶務を庶兄手研耳命に委任す。手研耳命。久く萬機を典り遂に不軌を謀る天皇之を知り。母兄。神八井耳命と謀り。其困臥するを窺ひ。八井耳命をして之を射さしめんとす。八井耳命戰慄して矢を發つ能はず。天皇英毅果斷あり。其弓矢を奪ふて之を射殺し。以て天位を正し。事寧靜に歸す

㊁七世の治澤ハ如何

㊁安寧。懿德。孝昭。孝安。孝靈。孝元。開化の七帝ハ皆な叡聖の君なり。凡そ四百八十餘年間人民ハ泰平の治澤に沐浴し。實に其無爲の德。不宰の功。人能く得て名くるなし。夫の衣裳を垂れて治るものハ。其れ斯の時に在るか。

第四章　崇神の朝　今を距ること千九百八十七年

㊀神器を遷せしハ何朝の時なるや

㊀第十代崇神帝六年。神器（神鏡及ひ靈劍）を大和の笠縫邑に遷し。天照大神を祭り。皇女豐鍬入姫に命じて祀事を掌らしむ。初め天照大神寶鏡を以て皇孫に賜ふて曰く。汝之を視よ當に猶ほ吾を視るがごとくなるべし。宜く牀を同し。殿を共にし。以て奉祀すべしと。故に歷朝。靈劍を幷せて之を殿內に祭る。帝其神器を瀆んことを畏る。因て此の擧あり。然れども別に鏡劍を摸造して。以て殿內に安ず。誠に神を敬す

四道將軍を置く

武埴安彥誅に伏す

民口を校す

外邦來朝の始

るの至なり。

㊁將軍を置く始りハ如何

㊁十年。大彥命（孝元天皇の皇子）を北陸に。武渟川別（大彥命の子）を東海に。吉備津彥（孝靈天皇の皇子）を西海に。道主命（開化天皇の皇子）を丹波に遣はし。幷に將軍の印綬を授け。兵を率ひて各道を巡察せしめ。令を受けざる者あらバ。之を征討するを聽す。是れ今日稱る所の四道將軍にして。我國に將軍を置くこと此に始る。

四道將軍未だ發せざるに。會〻武埴安彥（孝元天皇の皇子）反し。京師を襲ふ。帝諸將に命じて討て之を平ぐ。既にして諸將京師を發し四道に赴き。明年凱旋す。是に至て威德大に行はる。

㊂崇神帝の聖德を述べよ

㊂帝濬哲の資を以て。大に心を民事を用ひ。仁恤の政を施し。十二年。始て人民の戶口を校し制するに調役の法を以てし。敎るに長幼の序を以てす。又十七年。諸國に詔して船舶を造らしめ。又六十二年。詔して曰く。農ハ天下の大本なり。民の恃て以て生る所なり。今河內狹山の。殖田水少し。是を以て百姓農事に怠る。其れ多く池溝を開て。以て民業を寬せよと。六十五年。任那國（朝鮮の西南部）始て使を遣して朝貢

紀元六百三十二年　狹穗彦誅に伏す

㊀狹穗彦の誅に伏せし一顚末を語れ

し。且つ自國と新羅國（シラギ）朝鮮の東南部と毎歲戰亂絕へざるの狀を具し。之を鎭せんことを乞ふ。帝直に盤舟乘津彦（シホノリツヒコ）を遣して之を鎭せしむ。故に內外其聖德に服し。百姓殷富し。實に天下泰平なり。民稱して御肇國天皇（ハツクニシラス）と曰ふ

第五章　垂仁の仁義　聖仁帝の朝は今を距ること千九百十九年前

㊀第十一代垂仁（スイニン）帝五年。狹穗彦（サホヒコ）反し。誅に伏す。狹穗彦ハ皇后の兄なり。初め狹穗彦潛かに不軌を圖る。因て皇后を誘き。謀るに纂立を以てし。卽ち匕首を授げ。帝の寢るを伺ふて之を刺さしめんとす。會〻帝。來目（クメ）の高宮（タカミヤ）に幸して。后の膝を枕して寢す。后兄の言を思ひ。悲泣禁ぜず。淚。帝の面に墮つ。帝寤めて后に謂て曰く。朕夢に錦色の小蛇頸を匝る。雨あり狹穗（サホ）より來り。朕が面を沾す。是れ何の祥ぞやと。后悚懼し實を以て告げ。且つ罪に伏せんことを請ふ。帝曰く。后の罪に非ずと。乃ち將に命して狹穗彦を討たしむ。狹穗彦稻を積んで城と爲し。堅く之を守る。后。兄の死を坐視するに忍びず。往て城に入る。此時后既に娠あり。帝命じて急に之を攻むることを止む。后。皇子を生むに及んで。抱て諸を城外に置きて曰く

天照大神の祠を伊勢に遷す

兵器を以て祭幣と爲す

殉死を禁ず

㊁天照大神の祠を伊勢に遷すは何れの朝なるや

㊂兵器を以て祭幣と爲すの始りを問ふ

㊃殉死を禁ぜし一理由如何

。帝若し以て子となさバ。幸に收養を賜へ。妾の此に在る者ハ。兄の誅を寬かせんと欲するなりと。時に帝併せて后を獲んと欲し。乃ち壯士を撰んで之を執ふ。后の髮鬘衣珮。手に觸れて皆な絕ち。遂に之を獲る能はず。因て帝人をして後事を問はしむ。后具に之が對をなし。遂に兄と俱に焚死す。

㊁二十五年。帝。皇女倭姬（ヤマトヒメ）をして豐鍬入姬（トヨスキイリヒメ）に代て。天照大神（即ち神鏡靈劒なり）を祀らしむ。倭姬奏して祠を笠縫（カサヌヒ）より。伊勢の度會（ワタラヒ）に遷し。齋宮を五十鈴川（イスズカハ）の上に建つ。是れ卽ち今日稱する所の內宮なり。

㊂二十七年兵器を以て祭幣を爲んこと祠官に令し。弓。矢。刀。を諸社に納め。又更に神地。神戶を定め。歲時之を祭らしむ。我國兵器を以て神を祭るハ此に始る。

㊃二十八年皇后崩ず。是れより先き。天皇の母兄。倭彦命（ヤマトヒコノミコト）薨ず。近臣を以て殉死せしむ。故を以て晝夜の哀號壁外に聞ゆ。帝之を惻みて殉死を禁ず。其後。野見宿禰（ノミノスクネ）土偶を造り以て殉に代んことを請ふ。天皇之を嘉し。定て永制と爲す。宿禰に姓を賜ふて土部（ハニベ）の臣（オミ）と曰ひ世〻大喪を掌らしむ。宿禰ハ出雲の人にして。頗る勇力あ

相撲の儀

紀元七百三十一年

熊襲反す

㊀熊襲の反を問ふ

り。嘗て當麻蹶速（タギマノクエハヤ）なる者あり。己れの膂力天下に敵なしと誇れり。帝之を聞て。宿禰と力を角べしむ。宿禰其腰骨を踢折して之を殺す。乃ち帝。蹶速の田宅を奪ふて宿禰に賜ふ。朝廷相撲の儀此に始る。

第六章　景行。成務の両朝

㊀第十二代景行帝十二年。筑紫（ツクシ）の熊襲（クマソ）反し。帝親征して周芳に至る。女賊神夏磯（カムカシ）衆を率ひて來り降り。賊狀を奏す。乃ち之を勦し。進んで豐前に軍す。女將速津（ハヤツ）來て駕を迎ふ。亦た告るに賊の必ず抗拒せんことを以てす。帝之を惡み。突進して直ちに賊を誅す。餘賊降を乞ふ。聽さず。故を以て皆な自ら澗谷に投じて死す。遂ふ日向に幸し行宮を起し。高屋宮（タカヤノミヤ）と曰ふ。而して熊襲を討するの方略を議す。或策を献じて曰く。彼れ二女あり。宜く之を誘き納れ。其をして之を圖らしむべしと。帝之に從ふ。長女市乾鹿文（イチブカヤ）欵を納れ。奏して曰く。陛下憂ふる勿れ妾良策ありと。乃ち兵士を以て家に還り。父に飲ましむるに醇酒を以てし。其酣睡を伺ひ。窃かに弓弦

景行帝の朝ハ、今を距ること、千八百二十年前、成務帝の朝ハ、今を距ること、千七百六十年前、

日本武尊熊襲を誅す

日本武尊東夷を征す

㊁日本武尊熊襲及ひ東夷を征するの顚末を語れ

を絶ち。從士をして之を殺さしむ。帝其悖逆を惡んで遂に之を誅し。次女市鹿文（イチカヤ）を以て火（ヒ）の國造（クニツコ）と爲す。上古ハ、九州を筑紫と曰ふ。爾來其國分れて。火（ヒ）。筑紫（ツクシ）。豐（トヨ）。日（ヒ）向。熊襲（クマソ）等の名あり熊襲ハ今の薩摩。大隅日向の南の地を云ふ　是に至て筑紫悉く。平ぐ是れ熊襲を征するの始めなり

㊂二十七年熊襲復た反す。皇子日本武尊に命じて征討せしむ。尊。時に年十六。熊襲國に至り其狀勢を窺ひ。既にして尊。髮を解て。女裝に作し。潛かに賊の營に入る。賊恰も宴飲す。因て其酋長川上梟帥（タケル）の醉ふを窺ひ。遂に之を刺す。是時。梟帥曰く。汝ハ誰ぞや。曰く我ハ是れ大足彥天皇（オホタラシヒコ）大足彥ハ景行天皇の名の子。日本童男なり。梟帥曰く。我の强力ハ國中に卓絶たり。未だ曾て勇武皇子の如き者を見ず。願くハ尊號を上り。日本武尊と曰はんと。言訖るや。遂に之を殺す。即ち大日武の稱此に始る。己にして餘黨悉く服す。

同年。武內宿禰（タケノウチノスクネ）。東北の諸國を巡察し。還り奏して曰く。東夷に日高見國（ヒタカミノクニ）陸前の地あり民俗勇敢にして土地沃饒。號して蝦夷と曰ふ。收て朝廷の用に供す可しと。四十年東夷反す。東夷ハ即ち蝦夷にして實に野蠻未開の人種なるを常に禽獸と伍を齊くし邊境を窺ふ　帝日本武尊を遣して之を征す。時に

草薙の劍

吉備武彦太伴武日等之れに副たり。尊。京師を發して先づ伊勢を過ぎ大神宮を拜す。倭姫命乃ち神劍及び燧嚢を授く。遂ゐ進んで駿河に至る。會〻賊の誘く所と爲り。行て游獵す。賊俄に火を縱て野を燒く。尊乃ち劍を拔き草を薙き燧を鑽て火を放つ。火反て賊に向ひ。賊皆ゐ焚死す。因て神劍を草薙の劍と名く。又進んで相摸を歷て將に上總に航せんとす。海上颶風に遇ふ。怒濤天に張り。船。將に覆沒せんとす。時に妃。橘媛從ふ。曰く海神崇を爲す。妾請ふ身を以て皇子に代んと。言訖て海に投ず。風定り岸に達するを得たり。而して上總より轉じて陸奥に入り。蝦夷ゐ抵る。夷酋。風を望で降附す。是れ蝦夷を征するの始めなり。既にして蝦夷悉く平ぐ。乃ち師

吾嬬の國

東山道都督を置く

成務、紀元七百九十一年、仲哀、紀元八百五十二年

始て大臣大連を置く

國縣を分つ

㊂大臣大連を置き又國縣を分ち一い何れの朝なるや

を旋し。上野信濃を巡視す。是時信濃の碓氷嶺ゐ至り。東望して 檓媛を懷ひ嘆じて曰く吾嬬と。是れより東國を號して吾嬬と曰ふ。而して吉備武彦を越國に遣し。自ら信濃を巡視して尾張に至る。時に近江の膽吹山に暴神ありと聞き。卽ち神劍を解き徒行して山に入り遂に之を誅す。後ち其劍を祀る。今の熱田神社是れあり。已にして伊勢の能褒野に至て疾す。吉備武彦をして。捷を京師に奏せしめ遂に薨ず。時に年三十。帝大ゐ悼惜し。其功を錄し天子の禮を以て之を葬る。後ち帝。東巡して。嚮きに日本武尊。討平せし所の諸國を歷覽し。彦狹島王を東山道十五國の都督と爲す。赴任せずして薨ず。因て其子御諸別王をして職を襲がしむ。會〻蝦夷騷擾す。御諸別王之を鎭壓し。東陲始て寧し。

㊂第十三代成務帝三年。武內宿禰を以て。大臣と爲し。又十四代仲哀帝元年。大伴武以を以て。大連と爲す。是れ大臣。大連を置くの始めなり。而して成務帝の朝。國郡に令して。造長を立て。縣邑に稻置を置き。茲に稍矛を賜ふて表と爲し。山河を界し。國縣を分ち。阡陌に隨て邑里を定む。是に至て國縣の制大に定る。然り而し

紀元八百五十二年

皇后新羅を征す

仲哀帝親ら熊襲を征す

㊀熊襲反せーより神功皇后三韓を征するの理由を述べよ

て東西を日縦と爲し。南北を日横と爲し。山陽を影面と曰ひ。山陰を背面と曰ふ。帝在位六十年。德澤遐邇に洽くして民志定り。海内恭平なり。

第七章　神功の征韓

今を距ること千六百九十一年前

㊀第十四代仲哀帝二年。氣長足姫を立て皇后と爲す。卽ち神功皇后是れなり。是歲帝越前の角鹿に行幸して行宮を造る。是を笥飯宮と謂ふ。皇后を此に留め。南巡して紀伊に至る。會〻熊襲反す。帝舟師を卽て親ら之を征す。使を遣り皇后に敕して穴門に會せ。宮室を造る。是を豐浦宮と謂ふ。此に居ること八年にして。進んで筑紫に幸し。橿日宮に居る。乃ち群臣を會して熊襲討平の方畧を議す。時に神あり皇后に憑て曰く。西方に國あり新羅と曰ふ。帝先づ之を征せよ。彼の熊襲の如きい則ち當に自ら服すべきのみと。帝聽ず。進んで熊襲を征す利あらず。翌年帝暴に病み橿日宮に崩ず。皇后秘して喪を發せず。中臣烏賊津。大伴武以等をして百僚を師ゐ行宮を守らしめ。密かに武內宿禰をして殯事を奉ぜしむ。皇后。帝の神を慢り早く崩するを傷み。乃ち自ら齋戒して再び神に禱り。終に意を西征に決し。群臣に諭して

三韓悉く降附す

㊁三韓征伐の結局ハ如何

曰く。師を興し衆を動すハ。國家の大事なり。成敗安危此の一擧に在り。事成らバ群臣其功を共にし。成らざれバ。吾れ獨り罪あらんと。是に於て。鴨別をして熊襲を討せしむ。旬日にして服す。乃ち皇后ハ男裝を爲ー。斧鉞を執り三軍に令す。時に后娠あり。適〻產月に當る。乃ち石を取て腰に插み。祝して曰く願くバ事畢り還るの日茲の土に娩せんと。遂に發す。直に新羅に至る。船。海潮に激して浪。國中に及ぶ。新羅王波沙寐錦大に驚て曰く。神兵敵す可らず。乃ち面縛ーて降る。是れ新羅を征するの始めなり。

㊂皇后。新羅王波沙寐錦に命じ。質を納れ。盟を立て。金銀綵帛。八十船を徵して。以て其罪を償はしむ。爾後。調貢八十船を以て

紀元九百三十一年

王仁論語千字文を献す

工女を呉國に求む

㊀文教の始りハ如何

㊁工藝の傳來を述べよ

定額と爲す。是に至て高廉（コマ）朝鮮の北部 百濟（クダラ）朝鮮の西南部 も亦た風を望て皆な來り降る。乃ち官司戍兵を置て凱旋す。是れより永く調貢を絶たずといふ。而して皇后政を攝すること六十九年にして。皇子位に卽く。是を應仁帝と稱す。

第八章　文學の起因 今を距ること千六百二十一年前

㊀第十五代應神（オウジン）帝十五年。百濟（クダラ）王其の子阿直岐（アチキ）なる者をして良馬を貢がしむ。阿直（アチ）岐（キ）能く經典に通ず。帝。皇子稚郎子（ワカイラツコ）をして師と爲して學ばしむ。阿直岐。更に其の國の博士王仁（ワニ）を薦む。乃ち王仁を徵す。明年王仁。冶工。織工。釀工を率ひて來たり。論語十卷。千字文一卷を献ず。稚郎子も亦た從て學ぶ。是れ本邦文教の興る實に此に始る

㊁三十七年に至り。阿知使主（アチノオミ）漢人を呉に遣し。織縫の工女を求む。是より前き。阿知使主漢人を率ゐて歸化す。是に至て。我が使を導て呉に入る。呉主女工四人を遣し來らしむ。是れ工藝傳來の概要なり

第九章　仁德の政化 仁德帝の朝ハ今を距ること千五百七十八年前

紀元九百七十三年

兄弟相讓る

大山守命の亂

帝炊烟を望見す

課役を除く

㊀仁德帝と稚郎子皇太子と讓位のことを語れ

㊁仁德帝仁政の梗概を述べよ

㊀第十六代仁德（ニントク）帝ハ應神（オウジン）帝の子。皇太子稚郎子（ワカイラツコ）の兄なり。應神帝崩ず。太子敢て位に卽かず。之を帝に讓て曰く。大王は仁孝なり。宜く天下に君臨すべし。且つ昆ハ上にして弟ハ下なり。賢は君と爲て不肖ハ臣と爲る。古今の常經なり。願くは大王帝位に登れ。帝對て曰く。先皇謂ふ。天位一日も空ふす可からず。故に豫め明德を選て以て貳と爲さん。我れ豈に先皇の命に違んやと。固辭して聽かず。此時大山守（オホヤマモリ）命窈（ノミコト）かに異圖を蓄ふ。帝之を知り。密に太子に告げて之を誅す。太子菟道（ウヂ）に遜れ。相讓ること三年。貢献する者適歸する所を知るなし。而して帝志を執ること益〻確し。太子兄の志奪ふ可らざるを知り遂に自殺す。帝大に驚き。馳至て悲悼す。乃ち群臣遂に勸めて祚に登す

㊁元年帝位ふ卽き難波（ナニハ）に都す。是を高津宮（カウヅノミヤ）と曰ふ。帝大に自ら節儉し。宮室聖せず梁楹飾らず。其頽破に任す。一日帝高臺（タカキヤ）に登り。人烟の稀疎なるを望見し。民の貧しきを知り。詔して三年間の課役を除き貧民を賑す。三年の後帝炊烟の盛に起るを望み。喜んで皇后に語て曰く。朕既に富めりと。皇后曰く。屋漏り衣敝る何ぞ富む

履仲紀元前二〇六十年
允恭紀元前二〇七十二年
反正紀元前二〇六十六年
仲皇子反す
史官を諸國に置く

と謂ふや。帝曰く。天の君を立るハ民の爲めなり。民の富めるハ則ち朕の富めるなり。民貧しければ則ち朕の貧しきなり。未だ民富て君貧しき者ハあらざるなりと。時に臣民稅を輸し宮室を修んと請ふ。聽さず。十年始て課役を科し。宮室を修む百姓子來し。日ならずして成る。爾來百姓殷富。敎化大に行れ。海內淸平。刑罰措て用ひざること。二十餘歲。民の之を仰ぐこと父母の如しと。其仁澤の篤き。知る可きなり。

㊀十二帝の治世ハ如何

第十章　十二の歷朝

㊀第十七代履仲（リチウ）帝四年。始て史官を諸國に置き。民の言事を記し。四方の志を通じ。六年始て藏職（クラベ）を置き。因て藏部を定む。時に仲皇子（ナカツクワウジ）夜し。兵を擧けて宮を圍む。帝討て之を誅す。第十八代反正（ハンセイ）帝の御宇ハ敢て逃ぶべき事なし。第十九代允恭（インキヤウ）帝四

安康紀元前千百十四年
木梨輕皇子反す
眉輪王、帝を弑す
雄略紀元前千百十七年
植桑の詔を諸國に下す
豐受大神を伊勢に遷す
淸寧紀元前千百四十年
顯宗紀元前千百四十五年
星川王反す

年。姓氏の混亂を憂ひ。百官を會して氏族の詐冒を正す。第二十代安康（アンカウ）帝の時。木梨輕（キナシカル）皇子反し。兵を擧けて。帝を襲んとす。事破れて誅に伏す。帝卽位の三年大草香（オホクサカ）の子眉輪（マユハ）王。帝を弑す。皇弟大泊瀨（オホハツセ）皇子。變を聞て至り。眉輪（マユワ）を誅す。本邦君を弑するは始て此に見ゆ。第二十一代雄畧（ユウリヤク）帝五年。葛城（カツラギ）山に獵す。皇后從ふ。會〻野猪突き至る。帝舍人に命じて之を射さしむ。舍人怖れて射する能はず。野猪將に帝に觸んとす。帝弓を以て自ら捍ぎ。蹴て之を殺す。獵罷て舍人を斬んと欲す。皇后諫て曰く。獸の故を以て。人を殺さハ豈に豺狼に異んやと。帝大に喜で曰く。獵する者ハ。禽獸を獲。朕ハ善言を獲たりと。遂に舍人を赦す。六年諸國に令して桑を植へしめ。又后妃ゟ勅して躬ら蠶を養はしめ。以て人民に蠶事を勸む。十七年土師連（ハジノムラジ）等に詔して始て淸器を造る。淸器ハ陶器なり。二十二年使を丹波に遣して。豐受（トヨウケ）大神を伊勢の山田に遷す。是を外宮（ゲクウ）と曰ふ。帝性明決にして善言を納れ。晩年尤も心を政治に留め。國家無事なり。第二十二代淸寧（セイネイ）帝の時。星川（ホシカハ）王。不軌を謀り。大藏宮（オホクラノミヤ）に據て反す。帝大伴（オホトモノムラジ）室屋及び東漢（アヤノアヤコマ）駒に詔して之を討せしむ。第二十三代顯宗（ケンソウ）

飯豐皇女政を聽く

帝ゝ履仲帝の孫にして。市邊押磐皇子の子あり。清寧帝崩ずるに及び。皇太子位を讓て曰く。君の意を決し實を告ること微りせゞ。吾れ何ぞ此に至るを得んや。功ある者ゝ宜く祿を享くべしと。帝固辭して從はず。是に於て。其姉飯豐皇女簾を垂れて政を聽く。未だ年を踰へずして薨ず。因て太子自ら璽を奉じて帝に授く。群臣相率ゐて勸進す。帝已むを得ずして終に位に卽く。帝久く民間に在て。百姓の疾苦を知る。故に深く心を政事に用ひ。孤を恤み老を養ひ。賦斂を薄ふし。德化宣流す。故に數年を出でずして海内大に富む。第二十四代仁賢帝の時も亦た吏其職に稱ひ。民其業に安じ。戶口滋殖す。第二十五代武烈帝の時。大臣平群眞鳥政を專にし。潛かに覬覦を懷く。又其子鮪天皇に禮なし。遂に眞鳥父子を誅す。第二十六代繼體帝ゝ詔して大に農桑を勸む。二十一年。新羅。任那の地を侵す。近江の毛野をして兵六万を帥ゐ任那に赴かしめ。新羅と謀を通し。毛野を拒く。因て大連。物部麤鹿火を以て大將と爲し遂に之を誅戮す。二十四年詔して廉節の士を擧ぐ。曰く。今天下淸泰。內外虞なし。

仁賢紀元千百四十八年

武烈紀元千百五十九年

平群眞鳥誅に伏す

繼體紀元千百六十七年

詔して農桑を勸む

磐井反す

廉節の士を擧ぐ

安閑紀元千百九十四年

宣化紀元千百九十六年

紀元千二百年

百濟、佛經像論を獻す

○

㊀佛像の渡來ゝ何朝の時が始りなるや

吏民此れに因て貪婪を習ひ。奢侈を生んことを恐る。其れ廉節を擧げ大道を宣揚せよと。第二十七代安閑帝二年。詔して曰く。連年登穀。黎庶耕稼を樂み。鰥寡飢塞を免る。朕甚だ喜ぶと。是に由て國家の殷富知る可きあり。第二十八代宣化帝元年諸國の屯倉を修め。凶荒に備ふ。二年新羅復た任那を侵す。大伴金村。及び其子狹手彥等をして任那を授けしむ。是れ十七代より。二十八代に至る歷朝治世の大要なり。

第十一章　佛教の傳來　今を距ること千三百三十九年前

㊀第二十九代欽明帝十三年。百濟。金銅の佛像。及び經論。幡蓋等を獻ず。且つ上表して其功德を稱贊す。曰く。是法ゝ諸法中に於て。最も殊勝と爲す。解し難く入り難し。周公。孔子と雖も。尙ほ知る能はず。佛日本に入るの始めと。天皇群臣に下して議す。蘇我稻目受て之を禮せんと請ふ。物部尾輿。中臣勝海。俱に奏して曰く。國家ゝ天地社稷百八十神を以て祭る。蕃神宜く禮すべからずと。帝乃ち其佛像を稻目に賜ふ。稻目向原の家を捨て寺と爲して之を奉ず。時に諸國疫癘大に流行す。尾輿等以

飯豐皇女政を聽く

帝ハ履仲(リチウ)帝の孫にして。市邊押磐(イチベノオシハ)皇子の子なり。清寧(セイネイ)帝崩ずるに及び。皇太子位を讓て曰く。君の意を決し實を告ること微りせバ。吾れ何ぞ此に至るを得んや。功ある者ハ宜く祿を享くべしと。帝固辭して從はず。是に於て。其姉飯豐(イヒトヨ)皇女簾を垂れて政を聽く。未だ年を踰へずして薨ず。因て太子自ら璽を奉じて帝に授く。群臣相率ゐて勸進す。帝已むを得ずして終に位に卽く。帝久く民間に在て。百姓の疾苦を知る。故に深く心を政事に用ひ。孤を恤み老を養ひ。賦斂を薄ふし。德化宣流す。故に數年を出でずして海內大に富む。第二十四代仁賢(ニンケン)帝の時も亦た吏其職に稱ひ。民其業に安じ。戶口滋殖す。第二十五代武烈(ブレツ)帝の時。大臣平群眞鳥(ヘグリノマトリ)政を專にし。潛かに覬覦を懷く。又其子鮪(シビ)天皇に禮なし。遂に眞鳥父子を誅す。第二十六代繼體(ケイタイ)帝詔して大に農桑を勸む。二十一年。新羅(シラギ)。任那(ミマナ)の地を侵す。近江の毛野(ケヌ)をして兵六万を帥ゐ任那に赴かしめ。新羅(シラギ)の侵地を復す。又筑紫國造磐井(ツクシノクニノミヤツコイワヰ)反し。火(ヒ)。豐(トヨ)二國に據り。新羅(シラギ)と謀を通し。毛野(ケヌ)を拒ぐ。因て大連(オホムラジ)。物部麤鹿火(モノベノアラカヒ)を以て大將と爲し遂に之を誅戮す。二十四年詔して廉節の士を擧ぐ。曰く。今天下淸泰。內外虞なし。

仁賢紀元千百四十八年

武烈紀元千百五十九年

平群眞鳥誅に伏す

繼體紀元千百六十七年

詔して農桑を勸む

磐井反す

廉節の士を擧ぐ

安閑紀元千百九十四年

宣化紀元千百九十六年

紀元千二百年

百濟、佛經像論を獻す

○

㊀佛像の渡來ハ何朝の時が始りなるや

東民此れに因て貪婪を習ひ。奢侈を生んことを恐る。其れ廉節を擧げ大道を宣揚せよと。第二十七代安閑(アンカン)帝二年。詔して曰く。連年登穀。黎庶耕稼を樂み。鰥寡飢塞を免る。朕甚だ喜ぶと。是に由て國家の殷富知る可きあり。第二十八代宣化(センクワ)帝元年諸國の屯倉を修め。凶荒に備ふ。二年新羅復た任那を侵す。大伴金村(オホトモノカナムラ)及び其子狹手彥(サテヒコ)等を以て任那を授(サヅ)けしむ。是れ十七代より。二十八代に至る歷朝治世の大要なり。

第十一章　佛敎の傳來　今を距ること千三百三十九年前

㊀第二十九代欽明(キンメイ)帝十三年。百濟(クダラ)。金銅の佛像。及び經論。幡蓋等を獻ず。且つ上表して其功德を稱贊す。曰く。是法ハ諸法中に於て。最も殊勝と爲す。解し難く入り難し。周公。孔子と雖も。尙ほ知る能はず。天皇群臣に下して議す。蘇我稻目(ソガノイナメ)受て之を禮せんと請ふ。物部尾輿(モノベノヲコシ)。中臣勝海(ナカトミノカツミ)。倶に奏して曰く。國家ハ天地社稷百八十神を以て祭る。蕃神宜く禮すべからずと。帝乃ち其佛像を稻目に賜ふ。稻目向原(ムクハラ)の家を捨て寺と爲して之を奉ず。時に諸國疫癘大に流行す。尾輿等以

○第一編上古史△第十一章佛敎の傳來

紀元千二百三十一年 佛像を難波の堀江に投ず

僧尼寺工佛工來る 新羅佛像を献ず 寺塔佛像を燒く

用明紀元千二百四十六年

馬子、穴穂皇子と共に勝海及び守屋を弑す

て佛の致す所と爲し奏請して。其寺を燒き。佛像を難波(ナニハ)の堀江(ホリエ)に投ず。是れを佛像渡來の始りと爲す。

㊁第三十代敏達(ビンタツ)帝六年。百濟王。經論及び律師。禪師。比丘尼。呪禁師。造寺匠。佛工を献ず。八年に至り新羅入貢し並に佛像を献ず。爾後蘇我馬子。百濟の佛像二軀を獲。佛宇を第中に造て之を安んず。佛法茲より始る。十四年に及んで復た疫癘大に流行し。民多く死す。物部守屋(モリヤ)等奏して。寺塔を焚き。僧尼をして還俗せしめんと請ふ。既にして寺塔及び佛像を燒き。又馬子が信ずる所の三尼を捕へて之を搥つ。是に於て馬子(ウマコ)憂懼して疾に寢す。因て而して佛に禱んと請ふ。帝曰く。女獨り之を爲せよ。他人を惑す勿れと。後ち第三十一代用明(ヨウメイ)帝二年。帝疾す。詔して佛に歸んと欲す。物部守屋。中臣勝海議して。固く其不可を陳ず。適〻馬子。皇子。豐聰耳(トヨトミミノ)聖德(シヤウトク)太子と謀り。僧豐國(ホウコク)を延ひて宮に入る。守屋之を見て大に怒り。既にして馬子等が己を害せんと欲するを聞き。阿都(クマツ)に適きて之を避く。已にして馬子(ウマコ)。追見赤檮(トミノイチヒ)をして勝海を殺さしむ。時に帝崩じ。繼嗣未だ定らず。守屋。穴穂部(アナホベ)皇子を立んと

欲するも。馬子可かず。遂に皇子を弑し。守屋を殺す。是に至て。復た佛を闢ずる者あり。第三十二代崇峻(スシュン)帝。馬子の專肆。驕縱を惡み。將に刑戮を加へんとす。會〻山猪を献ずる者あり。帝之を指して曰く。何の時か此猪の如く。朕が嫌ふ所の人を斷んと。又豐聰耳皇子に謂て曰く。馬子ハ內に私欲を恣にし。外ハ。佛教を崇び。毫も忠愛の心なし。朕堪ふる能ハずと。皇子對て曰く。陛下唯だ之を忍べと。馬子之を聞き。大に懼れ。東漢駒(アヤノコマ)をして帝を內寢に刺さしむ。時に皇子哭ーて曰く。過去の報ありと。已にして群臣相議し。推古(スイコ)帝を立つ。推古帝ハ用明帝同母の妹なり女子大統を受くる此を始とす○用明崇峻、推古三帝ハ皆な蘇我氏の出なり 而して。豐聰耳皇子ハ。馬子(ウマコ)之を立て。儲貳と爲す。馬子陰狡にして邪智あり。外戚を以て。朝權を擅にし。東漢駒(アヤノコマ)。己の功を恃みて。不羈を極む。馬子怒りて。駒(コマ)を庭樹に縛し。自ら之を射殺して曰く。是れ君を弑するの賊なり。吾れ爲めに誅を行んと。太子之を聞て曰く。此誅ありと雖も。君を弑するの名ハ。千載雪ぐ可らずと。然るに太子馬子が罪を治めず。馬子遂に推古(スイコ)帝の朝に死す。然れども佛法尙ほ衰へず。漸次隆昌の

穴居

㊀上古家屋の狀況い如何

域に向て。進歩せり。

第十二章　上古の風俗

㊀國民生活の狀況い。其國の開明に進むに從ひ。繁雜を極むるものにして。上古い單純ある衣食住ありしもの。後世に至て漸次文飾を生じ。僅かに書冊上に其古代の一班を遺すに至るを常とせり。已に人あれば。其人々等は。風雨を防ぐが爲めに。家屋の必要あるは論を俟たず。此時に此等未開人の造りし家屋は。人類家屋の原始にして。何れの國人たるを問はず。概ね同一あり。我國も亦た上古は庶民皆お穴居したるものにして。其土窟は。多く南方に向ふ所の山腹を擇び。此に三尺四方許の穴を。九尺許横堀し。其中を居室と爲せり。而して圓形の天井あり。高さは通常人も立つ能はざるが如く。極めて狹小なるものあり。此穴居の風俗は。何れの時に至るまで。行れしものか。史に稱す。天照大神（アマテラスオホミカミ）素戔嗚尊（スサノヲノミコト）の暴行を憤り。石窟（イハヤ）を閉ぢて出でずと。又曰く。大己貴命（オホナムチノミコト）少彦名命（スクナヒコナノミコト）並に窟屋に住すと。又曰く。神武帝東征の日。土蜘蛛（ツチグモ）穴居の賊之に抗敵すと。然らば神武帝前後に此風俗。尊卑の間に行

家屋を建築す

衣服

㊁古代の衣服、飲食、結婚、葬祭に係る概略を問ふ

れしや明あり。其後家屋の建築ありて。宮殿の如きは。千本の檜木を屋上に置くを以て例と爲し。一般人民の家屋は。極て狹矮にして檜木を用ふるを得ず。當時百物未だ開けず。隨て釘。瓦の製造あく。因て釘に代ふるに草を以てせりといふ

㊁衣服の如きい。皆な狹袖即ち筒袖のものを用ひ。其丈。短小にして脚を露す。而して皆な左衽あり。婦人い裳を纏ひ。金銀寶玉の環を手足に穿ちて。以て裝飾と爲す。男女の頭髪い。幼稚の時垂髪し。男十二歳以上。十五歳未滿の者い。額の上に結びて總角と爲す。女十三歳以上い項後に結び。其剩餘の髪い。皆な後ろに垂れ。種々の草花を頭髪に挿して飾りと

飲食　結婚　葬祭

紀元一千三百二年

㊀蝦夷、入鹿誅に

おす。男子ハ冠を著け。劍を帶び。弓矢を携ふ。是れ貴人の風俗にして。其他一般小民に至てハ。敢て然らざるあり。飲料ハ。酒又ハ醴酒の如きものあり。一般の食物ハ。穀物。蔬菜。魚。鳥。獸の肉にーのを用ひ。而して食事ハ。一日二回（一夜ヲ經ル間ニ）にして晝食を爲さず（晝食セサレバ多クハ久シケレドモ野ニ死ニ果テヌ）といふ。婚姻ハ男女相識るの後ち。自ら種々の調査を爲し。而して後ち父母の許諾を得。始て婚儀を擧ぐるものにして。今日の如く媒妁人を要するに非ざりしあり。葬祭ハ。五七日間酒食花草を靈前に供し。樂を奏して祭り。後ち石棺に屍を斂め。刀劍服裝の諸具と共に山間に埋葬し。以て墓標を建設するを例と爲す。

第二編　中古史

紀元千三百三年より紀元千八百四十四年に至るまでの事實を記載す

第一章　天智の中興

皇極帝の朝ハ今を距ること千二百四十九年前、孝徳帝の朝ハ千二百四十六年前、齊明帝の朝ハ千二百三十六年前、天智帝の朝ハ千二百三十年前、

㊀第三十五代皇極（クワウキヨク）帝二年。蘇我蝦夷（ソガノエミシ）。病に罹り。私に紫冠を其子入鹿（イルカ）に授け。代て

大臣の事を行はしむ。入鹿僭逆日に甚し。密に帝を廢して古人大兄皇子（フルヒトノオホエノミコ）舒明帝の子を立んと謀る。時に山背王（ヤマシロ）聖徳太子の子威望あり。入鹿深く之を忌み。乃ち巨勢徳太古（コセノトクダコ）をして王を斑鳩宮（イカルカノミヤ）に襲ふて之を弑す。爾來蘇我蝦夷の父子。專横滋く甚しく。遂に非望を覬覦す。中臣鎌足（ナカトミノカマタリ）。慨然として匡濟の志あり。窃かに宗室諸王の與に爲すべき者を察し。心を中大兄皇子（ナカノオホエノミコ）天智帝に屬す。一日中大兄。鞠を法興寺の槻下に蹴る。鎌足も亦た之に陪從す。皇子の靴偶〻脱するを以て。鎌足跪て之を奉ず。是より親近すること得。與に其謀を畫す。然れども深く外議を懼れ。因て學を南淵先生に受くるに託し。毎に相ひ往來し。密に路に謀る。乃ち蘇我石川麻呂（イシカハノマロ）。佐伯子丸（サヘキノコマル）。葛城網田（カツラギツナタ）等を以て。援と爲し。將に三韓の使。進貢の日を以て。事を擧んとす。期に及んで。帝大極殿に御す。入鹿入侍せり。入鹿性猜疑多し。常に劍を持す。鎌足。俳優をして之を調せしむ。入鹿笑ふて劍を解て入る。中大兄。門者を戒て出入を鎖絶せしめ。自ら長槍を執て殿側に伏す。鎌足。弓矢を持して從ふ。而して雙劍を子丸。網田に授けて曰く。急に入りて之を斫れと。子丸等怖れて發せず。時に中大兄其機

入鹿誅に伏す

蝦夷誅に伏す

紀元千三百〇五年

始て左右大臣及び内臣を置く

㊁左右大臣及び内臣を置く

を失んことを恐れ。徑ちに進んで入鹿を斫る。入鹿大に驚き起んとす。子丸側より其脚を斫りて仆す。入鹿御座に攀て曰く。臣何の罪あると。中大兄奏して曰く。鞍(クラ)作(サク)入鹿の一名ハ。天宗を剪滅して。潛かに簒奪を圖る。奈何ぞ誅せざるを得んと。遂に之を殺す。帝起て内に入る。古人大兄驚き呼んで曰く。韓人入鹿を殺すと。逃れて私宮に入る。是の日大雨潦水。庭に溢る。乃ち苫障を撤して入鹿の屍を覆ひ。人をして父蝦夷に賜はしむ。已にして中大兄兵を率ゐて法興寺に入る。諸皇子。群臣皆な從ふ。中大兄又巨勢德太古を遣し。蝦夷を誅せしむ。蝦夷。天皇記。國記及び珍寶を悉く燒て死す。是より前き。物部守屋(モノベノモリヤ)の難と。此の變とに由り。本邦上古の記籍殆んど焚盡す。馬子。逆を行ひしより。五十五年にして。一家逆臣三人悉く誅に伏す。帝中大兄皇子の功を賞し。將に位を傳んとす。中大兄。固辭して受けず。因て輕(カル)皇子位に卽く是を孝德帝と爲す

㊁第三十六代孝德(カウトク)帝の位に卽くや。皇姪中大兄を立て皇太子と爲し。大連(オホムラジ)を罷め。阿部倉梯麻呂(アベノクラハシマロ)を以て左大臣と爲し。蘇我石川麻呂を右大臣と爲し。中臣鎌足を内臣

始て年号を建つ

大化の新制

戸籍計帳等を造る

ハ何朝の時に始りしや

㊂大化の新制を問ふ

と爲し。大織冠を授く。左右大臣及び内臣を置くこと此に始る。是歲を紀して大化元年と爲す。年に號あるも亦た始て此に起る

㊂大化二年詔して。新制を宣ぶ。其一に曰く。祖宗立る所の子代(コシロ)の民。處々の屯倉。及び別(ワケ)。臣(オミ)。連(ムラジ)。伴造(トモノミヤツコ)。國造(クニツコ)村首の有する所の部曲田莊を罷む。仍て食封を大夫以上に賜ふ。各〻差あり。布帛を官人百姓に賜ふも亦た差あり。二に曰く。始めて京師を修め。畿内國司郡司を置く。關塞斥候。防人驛傳ハ。鈴契を造り。山河を定む。凡そ京ハ坊毎に長を置き。四坊に令を置き。戸口を案撿し。奸非を督察す。凡そ畿内ハ東ハ名墾横河より。南ハ紀伊兄山より。西ハ赤石櫛淵より。北ハ近江合坂山より以内を。畿内と爲す。凡そ郡ハ四十里を大郡と爲し。三十里以下四里以上を中郡と爲し。三里を小郡と爲す。並に大領小領主政主帳を置く。凡そ驛傳ハ皆な鈴傳符刻の數に依る。諸國及び關ハ鈴契を給す。並に長官之を執る。三に曰く始めて戸籍計帳班田收授法を造る。凡そ五十戸を里と爲し。里毎に長を置き。戸口を按撿し。農桑を課殖し。非違を禁察し。賦役を催督す。凡そ田ハ長さ三十歩。廣さ十

田調を行ふ　鎭置を設く　私に地を賣るを禁ず　雜役を罷む　官位を改增し八省百官を置く

二步を段と爲し。十段を町と爲し。段毎に租稻二束二把。町毎に租稻二十二束。山谷僻遠は。便に隨て量置す。四に曰く。舊賦役を罷め。田調を行ふ。凡そ絹絁絲綿並に鄕土の出す所に隨ふ。田一町に絹一丈。四町を以て匹と成す。長さ四丈。廣さ二尺半。絁二丈。二町を以て匹を成す。長廣。絹に同じ。布四丈。長廣。絹に同じ。絁一町を以て端を成す。別に戶別の調を收む。一戶毎に布一丈二尺。凡そ調ハ副物鹽贄も亦た鄕土の出す所に隨ふ。凡そ官馬ハ中馬百戶毎に一匹を輸す。細馬ハ二百戶毎に一匹を輸す。其價ハ一戶に布一丈二尺。凡そ兵ハ人身。刀。甲。弓。矢。幡皷を輸す。凡そ仕丁ハ五十戶毎に一人諸司に充て。五十戶を以て仕丁一人の粮に充つ。一戶の庸布ハ一丈二尺。庸米ハ五斗と爲す。又鐘匱を朝に設く。詔して曰く。凡そ訴る所ありて。伴造尊長達せざる者ハ。牒を匱に投じ有司執て之を上れ。朕親ら錄せん。若し官司の裁斷直からずして。冤枉を蒙る者ハ。鐘を撞て以て訴へよ。又男女奴婢の法を定め。或ハ私に地を賣ることを禁じ。雜役を罷め。禮法を定め。七邑十三階の冠を制す。曰く。織繡紫錦靑黑。各大小あり。其後冠位を改增し

雜式を定む　紀元千三百十五年　比羅夫蝦夷を伐つ　有間皇子誅に伏す

○十九階を制し定て中務。式部。治部。民部。兵部。刑部。大藏。宮內の八省及び百官を置く。又東國の國司以下に詔して曰く。官勢を籍りて公私の物を取る莫れ。宜く各〻部內の粟を食み。部內の馬に騎るべし。若し違ふ者あらば。次官以上ハ。爵位を降し。主典以下ハ。笞杖に決せん。其贓物ハ倍して之を徵せん云々と。又葬式を定め殉死を禁ず。天皇柔仁にして屢〻恩勅を降し。意を治道に用ひ。國家の制度始て定る。其至治の隆なる。之を前古に求るも。亦た多く得べからず。此れ之を大化の新制といふ。

㊃齊明帝の朝は如何なる事ありーや

㊃第三十七代齊明帝（サイメイ）（皇極帝重祚）の朝。阿部比羅夫を遣し。舟師百八十艘を師ゐて蝦夷を伐たしむ。蝦夷怖れて降る乃ち渟代津輕二郡の領を定む。比羅夫又肅愼（アシハセ）（高麗の北）を討つ時に有間皇子（孝德帝の皇子）叛を謀り誅に伏す。初め帝。有間皇子が牟婁（ムロ）紀伊の風土を稱するを聞き。往て觀んと欲す。是に至て其溫泉に幸す。時に蘇我赤兄（ソガノアカエ）留守たり。赤兄偶〻民の時政に苦むことを有間皇子に語る。有間皇子素より異志を懷くを以て。喜て其謀を赤兄に告ぐ。是に於て赤兄驛を馳せ。變を帝に上り。遂に有間皇子を執へて

紀元千三百廿一年　始て内大臣を置く　始て太政大臣を置く

㊄天智帝の事を述べよ

行宮に傳致す。乃ち之を絞殺し。黨與悉く誅せらる。已にして。蝦夷復た叛し。再び比羅夫をして討て之を降さしめ而して後方羊蹄(シリベシ)郡の領を置く。尋て復た比羅夫を遣して。舟師二百艘を帥ゐて肅愼を伐たしむ其後ち百濟(クダラ)を救んが爲め。舟師を帥ゐて筑紫(ツクシ)に至り。病に罹りて。遂に崩ず。因て皇太子天智帝喪を奉じ代りて軍政を聽き。兵二萬を出し新羅(シラギ)を伐て其二城を抜く。齊明帝重祚して。天智帝。政を攝し。教化四海に光被し。威風殊域に震動す。

㊄第三十八代天智(テンチ)帝。至孝にして。先帝齊明帝に殯することと六年。是ゐ至て極に登る。而して二年。中臣鎌足病あり。帝親ら其第に臨み。病を問ひ。且つ言んと欲する所を問ふ。鎌足曰く。臣不敏復た何をか言ん。生て國に勞なし。唯〻願くは葬を薄せんことを。尋で內大臣(內大臣此に始る)に任じ。大織冠に叙し。藤原氏を賜ふ。鎌足人と爲り。忠亮にして。帝を輔け大難を定め。而して禮儀。律令を制す。多く其手に出づ。薨ずるに及んで。帝再び其第に幸し。賻を賜ふ厚し。四年。皇子大友(オホトモ)を以て。太政大臣(太政大臣を置く〳〵此に始る)に拜し。始て漏刻鐘鼓を置き以て時を警む。時に帝不豫なり。既

紀元千三百卅二年　大海人皇子兵を擧ぐ

㊀壬申變亂の顚末を述べよ

にして病大に漸む。皇弟大海人(オホアマ)を召して。後事を屬す。蘇我安麻呂(ソガノヤスマロ)。皇子大友の固より嗣立の志あるを知り。因て密かに告て曰く。應對宜く意を加ふべしと。大海人入りて辭して曰く。臣病多きを以て。政務に堪へず。請ふ出家して道を修んと。帝之を許す。大海人卽日髮を剃して僧と爲る。是に於て詔を下し袈裟を賜ふ。大海人又た請ふて吉野に往く。乃ち皇子大友(弘文帝)を立て皇太子と爲す。帝。明敏にして學を好み治體に明習し。學校を興し。典禮を制し。大に郡縣の制を定む。又孝德帝の朝に。八省百官を置き。冠十二階を改定するか如きは。皆な帝の規定に係る。故に帝を稱して中興の祖と爲す。

第二章　壬申の變

今を距ること千二百十九年前、天武帝の朝は今を距ること千二百十八年前

㊀第三十九代弘文(コウブン)帝。元年大海人(オホアマ)皇子潛かに覬覦を懷く。帝之れを聞て密かに之が備を爲す。大海人遂に兵を吉野に稱げ。村國男依(ムラクニノヲヨリ)。鰐部君手(ワニベノキミテ)等を遣し。往て美濃の國司を誘き。兵を發して不破道(フハミチ)を塞ぎ。高坂王(タカサカ)に就て驛鈴を乞ふ。高坂王與へず。大海人途を發して東行し。傳呼して曰く。天皇東國に入る。驛夫速かに來て役に就

けと。民之れに應ずる者なし。急に進んで伊賀郡に至り。其驛舍を燒く。郡司反て之れに降る。又進んで伊勢に至れば。鈴鹿の國司三宅石床及び湯床の令田中足麻呂等も亦た反て之れに降る。乃ち兵五百を發して。鈴鹿の山道を塞ぎ。大海人乃ち軍を桑名に駐む。是に至て帝群臣を召して議して曰く。計將に安くに出んとす。或策を進めて曰く。急に兵を發して其後を襲へ。機失ふ可らずと。帝用ひず。使を諸國に派遣し。並に兵を徵す。時に使者に詔して曰く。若し國司にして異圖を抱く者あらば。速かに之れを斬れと。其時大伴吹負、倭に在て直ちに大海人に應ず。高阪王は飛鳥寺の西に陣し。穗積百足等をして兵器を京師に輸さしめ。吹負百足を誘ふて之を殺す。巳にして高阪王出で降る。是に於て遂に吉野の高安城陷れり。朝廷壹岐の韓國。大野果安を遣して。吹負を拒ぎ。大に戰ふて之れを破る。河內の國司來目邊籠。將に大海人に應せんとす。韓國覺りて之を殺んと欲す。邊籠遂に自殺す。山部王。蘇我果安。巨勢人等を遣し。數萬の兵を帥ゐて。將に不破を攻んとす。會〻山部王。果安等と私鬪して殺され。果安も亦た自殺し。官軍遂に潰ゆ。大海人伊勢の

兵を遣り吹負及び男依を助けしむ。韓國敗走し。境部薬。秦友足は男依と戰ひ。敗れて之れに死す。時に官軍三道より並び進み。連りに戰ふて利あらず。吹負。男依等進んで。瀨田に逼る。帝親ら諸將を帥ひて橋西に軍す。先鋒の智尊精兵を率ひ。弓を列ねて雨の如く發射し。橋を撤して之れを拒ぐ。亦た利あらず。智尊之れに死す。犬養五十君。谷盛手等。男依と粟津に戰ひ。之れに死す。此時左右大臣及び群臣皆な逃れ。獨り物部麻呂等。帝に扈從するのみ。帝遂に山前に至りて崩ず。是を壬申の變といふ。

㈢第四十代天武帝の位に卽くや。專ら意を政治に留め。諸國に詔して。稅を貸し百姓の貧富を審にして三等に簡別し。諸國司の子弟。及び庶人仕進の格を定め。又文武官進調の制を定め。兵政司を置き。親王及び臣寮をして兵馬を畜はしむるの制を立て。律令を定め。帝紀を撰して歷代の遺事を記せしめ。禁式九十二條を設け。親王以下庶人に至るの服色を定め。文武官をして軍事に習ひ。兵馬器械を具へしめ。臣民の氏族を撿し。眞人。朝臣。宿禰。忌寸。道師。臣。連及び稻置の八等と爲し

紀元千三百卅三年

㈢天武帝の政績を問ふ

兵政司を置く

律令を定む

禁式及服色を定む

氏族を定て八等と爲す

跨禮を廢して立禮を用ふ
始て髮を結ふ
紀元千三百五十七年
笞法及び律令を定む
學校を建て博士を置く
官名位號服色を改む
新律度量を頒つ
皇族の祿制及び國郡の職制を定む

㊀律令の撰定、學校を建て博士を置き、官名位號服色を改め、度量を頒ち、田租の法の定りたる等ハ何れの朝なるや

。乃ち其姓を賜ひ尊卑を明にし。又爵佐の號を改め。階級を增し。跪禮及び匍匐の禮を廢して。更に立禮を用ひ。男女をして始て髮を結ばしめ。使を諸道に遣し。風俗を視察し。幷せて國司郡司の治狀を巡察せしむる等。其政績の美なること列擧するに遑あらず。

第三章　文武制度を修む

文武帝の朝ハ今を距ること千百九十四年前、

㊀第四十二代文武（モンム）帝三年。始めて笞法を定め。以て公私の奴婢を撿し。又游手博戲の民を禁ず。其後忍壁（ヰサカベ）親王。及び藤原不比（フジハラノフヒ）鎌足の子等に敕して。重て律令を撰定せしむ。大寶元年。帝。大極殿に御して。百官の朝賀を受く。儀衛嚴整。蕃客陪位し。禮文大に備る。尋で先聖先師を釋尊し。學校の制を定め。京師に大學を設け。諸國に國學を建て博士を置て子弟の教育を掌らしむ。又官名位號を改め。服色を定め。衣冠を賜ふを停め。易るに位記を以てす。親王と一品より四品に至る。諸王群臣は一位より八位に至る。各正從あり。第九位を初位と曰ふ。大小あり。四位以上又た上下あり。總て三十等。其後始て新律及び度量を頒ち。皇族祿廩の制及び國郡の職制

田租の法を定む
紀元千四百〇九年
淳仁紀元千四百十九年

㊀惠美押勝誅せられし理由ハ如何

を立て又使を七道に遣し。始めて田租の法を定む。天皇の徽柔懿恭。恩信下民に被り。海の內外慮る所あるなし。蓋し其れ丕治極盛の時か。

第四章　押勝道鏡の亂

孝謙帝の朝ハ今を距ること千百四十二年前、淳仁帝の朝ハ千百三十二年前、稱德帝の朝ハ千百二十六年前、

㊀第四十六代孝謙（カウケン）帝。天平勝寶元年。始めて紫微中臺を置き。大納言藤原仲麻呂（ナカマロ）を以て。紫微令を兼ねしめ。委ぬるに樞密の事を以てす。天平寶字元年仲麻呂を以て紫微內相と爲すや。仲麻呂帝を恃んで威權を檀にす。時に左大辨橘奈良麻呂（タチバナノナラマロ）等。仲麻呂の專恣を憤り。陰かに之を除んと欲し。遂に廢立を行んことを謀る事覺れて獄に下る。初め奈良麻呂縛に就くや。其免れざるを度り。乃ち曰く。仲麻呂專恣なり。吾將に兵を發して之を殺し。然る後ち狀を陳ぜんとするのみと。遂に杖殺せらる。奈良麻呂等が謀に參與せし安宿（ヤスカベ）王を佐渡に流し。其餘。坐して罪を得る者二百六十餘人。仲麻呂の兄。右大臣藤原豐成も亦誣ひられて黨となし太宰員外帥に貶せらる。是に至て。仲麻呂の威權益〻熾んなり。第四十七代淳仁帝位に卽くや。仲麻呂

惠美押勝

押勝反！誅に伏す

紀元千四百廿五年

道鏡太政大臣禪師と爲る

㈠僧道鏡の專横及び和氣清麻呂の忠節を述べよ

を以て大保と爲し。勅して曰く。善を褒め惡を懲すは。聖主の格言。績を賞し勞に酬るは。明主の彝訓。藤原朝臣仲麻呂は恪勤職を守り。君に事へて赤忠。曠世比ひ無し。汎く惠むの美斯より美なるはなし。今後宜く姓中。惠美の二字を加ふべし。暴を禁じ强に勝つ。故に名て押勝（オシカツ）と曰ふ。朕か舅中唯卿。艮とに尚し。故に字して尙舅と曰ん。更に三千戸切一田町を給して。世々襲しむ。是の時押勝等に詔して官制を定む。其後押勝陰かに不軌を圖り。畿內。三關。伊勢、美濃、越前。近江丹波播磨等の兵に都督たらんことを請ふ。之を許す。既にして兵を徵し。反を謀る。事覺れて近江に據る。帝藤原藏下麻呂（クラジダマロ）をして之を討たしむ。賊軍大ゐに破れ。押勝遂よ誅に伏す。是れ押勝の誅せられし理由なり

㈡第四十八代稱德（シヤウトク）帝天平神護元年。帝河內の弓削（ユゲ）の行宮に幸す。尋て僧道鏡（ダウキヤウ）を以て太政大臣禪師と爲し。文武百官をして拜賀せしむ。道鏡驕傲日に滋々甚しく。出入鸞輿に乘り。服食一に供御に擬し。政皆な已に決す。時に宇佐（ウサ）廟祝阿曾麻呂（アソマロ）。道鏡に諂ひ。神語に託して曰く。宜く位を道鏡に傳へば天下太平ならんと。道鏡之を聞

宇佐大神の託言

て大に喜ぶ。帝甚だ焉に惑ひ。從五位下和氣清麻呂（ワケノキヨマロ）に詔して曰く。汝往て親く神教を受けよと。發するに臨んで。道鏡清麻呂に謂て曰く。汝往て親く神教宜く實を以て復命すべし。否らざれば劍を加ふるのみと。清麻呂默して出づ。時に其友。路豐永（ミチノトヨナガ）に逢ふ。豐永曰く。子が此の行。係る所極めて大なり。宜く注意すべし云々と。清麻呂感憤し。宇佐に至り通霄祈禱し還り奏して曰く。我國開闢以來君臣の分定り。敢て非望を懷く者は。速に誅戮せよ。神敎此の如しと。道鏡大に怒り。斥けて矯詔と爲し。官位姓名を奪ひ。更に穢麻呂（キタナマロ）と名け。大隅に流し。人をして之を途に殺さしめんとす。會々勅使の來るあつて遂に免るゝを獲たり。參議藤原百川（モヽカハ）。其忠節を憫んで

道鏡を流し清麻呂を本位に復す

清麻呂の忠節

紀元千四百四十二年

㈢清麻呂の人と爲りいかん如何

㈠遷都の顚末及び上古より遷都の數を問ふ

封を割て之れに給す。第四十九代光仁帝寶龜元年。道鏡が死罪一等を赦して。之を下野に流し。清麻呂を召還して本位に復す

㈢道鏡孝謙天皇の寵を藉り。天位を覬覦せると雖も。天位卒に以て搖かす。其正義直節。灼然として天下に著る。清麻呂微せば。赫々たる天統。忽ち一浮屠に歸し。而して神州正大の氣。將に委して妖氣毒務と爲りて止んとす。孝謙天皇以來千有餘年の天下は。清麻呂が維持の力に依らずんばあらず。實に清麻呂は社稷に忠なる忠。讒要を畏れざるの節あり。是れ誠に我國の大忠臣と謂ふ可し

第五章　桓武の遷都　桓武帝遷都の時より今を距ること千〇九十七年前

㈠第五十代桓武帝延歷十三年。將に都を山背に遷んとす。因て中納言藤原小黒麻呂。藤原種繼等を遣して山背國乙訓郡長岡の地を相せしむ。初め種繼遷都の事を建議す。乃ち此命あり。十二年地を改め相して葛野郡に造營し。諸國に課して。十二の宮門を造る。城中に十七殿を造り。左右には二京を設け。之れに副へて。大小の市

都を山城に遷す

蝦夷の叛服

㈠蝦夷の叛服を問ふ

街を配置す。十三年車駕新京に遷り。詔して曰く。此地山河襟帶。自然に城を作す。宜く山背を改めて。山城國と爲すべしと。此時士民謳歌して平安城と曰ふ。是より先き。神武帝大和に都せしより。後ち都を遷すこと四十餘所。其中大和に都すること卅餘所。山背、攝津、河内及び近江に都すること十餘所。帝山背に都せしより。歷代の帝都となり。復た遷都の事なし。明治維新の際に至て。都を東京に遷すと雖も。尚ほ西京或は京都と稱す。

第六章　蝦夷征討　桓武帝の朝より今を距ること千百〇九年前、陸奥帝の朝より千〇八十一年前、

㈠景行帝四十三年。大日武尊。東夷を征し。之を平げしより。時に小寇ありと雖も。忽ち誅に伏し復た覬覦する者なし。孝德帝大化四年。磐舟の柵を治め。蝦夷の來寇に備へ。始めて柵戸を置く。齊明帝四年。阿部比羅夫を遣し。舟師百八十艘を帥ひ蝦夷を伐て。之を降し。渟代津輕二郡の領を定む。聖武帝神龜元年陸奥の蝦夷叛し。其大掾を殺す。詔して式部卿藤原宇合を以て。持節大將軍と爲し。宮內大輔高橋安麻呂を副將軍と爲して之を討す。是歲始めて多賀城を築き邊寇に備ふ。光仁帝

田村麻呂蝦夷を破る

の朝陸奥の桃生城を築く。是に至て蝦夷入寇し其西郭を敗る。鎭守府將軍大伴駿河麻呂に敕して之を討せしむ。駿河麻呂進擊して其巢窟を勦し遂に之を平ぐ。桓武帝の朝に及んで。蝦夷の酋。高麻呂入寇す。參議中衞大將紀古佐美を以て征夷大將軍と爲し。阪東諸國の兵騎五萬二千八百餘を發して之を討す。阪東の兵多賀城に會し道を別て蝦夷を征す。副將軍入間廣成等。前軍を遣し。衣川を度り。伏兵に逢ふて敗走す。軍遂に大に亂れ。古佐美等僅かに身を以て免れ。京師に還る。勅して敗軍の罪を責罰す。既にして大伴弟麻呂を以て征夷大使と爲し。坂上田村麻呂等を副と爲し復た蝦夷を討し。遂に之を平げ。弟麻呂等凱旋す。後ち田村麻呂陸奥。出羽の按察使。鎭守府將軍に歷任し。遂に征夷大將軍に遷る。又蝦夷の酋。高麻呂入寇す。征夷大將軍坂上田村麻呂に節刀を賜ひ。往て之を討しむ。田村麻呂兵を率ひて進擊し大に之を破りて平げ。尋て凱旋す。後ち又田村麻呂をして。陸奥の膽澤に城かしめ。東國の浮浪四千人を配して之を戍る。此時夷酋衆五百を率ひ來り降る。此に至て蝦夷全く鎭壓し。東垂乃ち綏安す。

紀元千四百七十年 田村麻呂の勇畧

紀元千五百三十七年

㈡田村麻呂の勇畧い如何

㈠藤原保則、小野春風を薦擧せし事由及び夷酋降服の顚末を問ふ

㈡第五十二代嵯峨帝弘仁二年。蝦夷反す。征夷將軍文室綿麻呂を遣し討て之を平ぐ。是歲田村麻呂薨す。田村麻呂い卓絶の勇畧を以て。屢々夷賊を平げ。克く邊境を鎭壓し。遂に東顧の虞なからしむ。其偉功逈かに諸將の右に出づ。誠に一世の英雄と謂ふ可し。

第七章　出羽の亂　今を距ること千〇十三年前、

㈠第五十七代陽成帝元慶二年。出羽の俘夷亂を作し。秋田城及び郡院民家を燒く。出羽守藤原興世兵を發し之を防ぐ。屢〻利あらず。是より先き出羽の民夷雜居す。田地膏腴にして。姦吏豪戶私利を規り。民を困む。加之のみならず。秋田の城司夷岑ある者徵斂多端。俘夷相ひ怨み。遂に反す。時に攝政經基。藤原保則を延て計を問ふ。保則曰く。蝦夷內附より以降二百年に垂んとす。朝威に畏服し。敢て寇逆することあるなし。蓋し今日の變は。良岑が激成する所あり故に俘夷深く憤怨して死戰を期す。其銳鋒當り難し。然れども若し敎もるに義方を以てし。示すに威信を以てし。專ら德を播くときは。彼れ狂暴ありと雖も。刃に血らずして服すべきなり。

出羽の賊平ぐ

依て小野春風(オノノシュンフウ)を薦む。春風は累世の將種にして。曉勇人に絶す。時に讒に遭ひ官に在らず。乃ち保則を出羽權守(デハノゴンノカミ)に拜し。春風を擢して鎭守將軍と爲し。奥羽の守吏に敕せて。皆な保則の處分を受けしむ。保則卽ち發し。行〻頻りに敗聞に接し。從者色を失ふ。獨り保則自若たるを以て。人心倚て安し。時に春風は精兵五百を帥ひ。陸奥より上野津(カミツノ)に出て。恩詔を宣ぶ。春風少ふして邊に在り。夷語を習ふ。故に甲を脫し單騎にして虜軍に入り。諭告して豪酋數十人を招降し。擧て國府に至る。保則親から之を慰勞す。時に未た降らざるの二處あり保則謀を以て。前きに降したる所の豪酋をして。兩夷の首を斬りて獻せしむ。保則其餘黨を撫納し。津輕(ツガル)より渡島(サシマ)に至る。未だ曾て服せざる雜種の夷民も其風を聞て盡く內屬す。保則乃ち城を修めて舊制に倍す。是に至て境內始めて安し。

(二)保則の治績を述べよ

(二)保則初め兩備を治るや。頗る寬を尙ぶ。出羽に來るに及んで。法律を張り犯す者あらば必ず捕へて之を案じ。百民を保護せんが爲め。專ら嚴を以て之を處す。又國府は賊地に近接し且つ頻年五穀登らず。民夷和睦し難きを以て。奏して出羽の庸調

紀元一千五百四十八年

始て關白を置く

道眞を廢す

(一)寬平の遺誡及び聖賢陣子の事を述べよ

を復すること二年。不動穀六千餘斛を雄勝(ヲカチ)平鹿(ヒラカ)山本三郡の狄俘に給す。故に人民其堵に安じ。邊境其恩威に服す。洵に其治績顯著あり。

第八章　宇多、醍醐の兩朝

宇多帝の朝は今を距ること千〇〇三年前、醍醐帝の朝は九百九十三年前、

(一)第五十九代宇多(ウダ)帝位に卽くや。詔して萬機大小となく。太政大臣藤原基經(モトツネ)に關白せしむ。關白(クワンパク)此に始る。寬平三年。藤原基經薨ず。是に至て帝始めて政事を親らし。復た攝政關白(セッセイクワンパク)を置かず。帝時に菅原道眞の才學を愛し。拔擢して之を用ひ。遂に參議を爲す。後ち天皇位を皇太子に禪り。書を著し臣庶の賢否。國家の得失を歷擧して

以て嗣帝を誡めて曰く。賞罰を明おして。愛憎を用ふる勿れ。喜怒を愼んで。諸を色に形はす勿れ。婦言を聽く勿れ。小人を近く勿れ。治を有識に詢ひ。道を六經に求めよ。左大臣藤原朝臣（アソミ）時平を云ふは功臣の後にして。少しと雖も政事に熟す。以て輔導に資す可し。右大將菅原朝臣は道眞を云ふ當今の鴻儒にして。深く政理に通じ。直言忌まず。且つ將に位を讓んとす未だ果さず。朝臣曰く事留らば變生ずと。遂に朕が意をして金石の如くならしむ。則ち唯〻朕が忠臣あるのみならず。乃ち新君の功臣あり。是れ之を敬重せよ。季長（スヱナガ）は典古に達し。長谷雄（ハセヲ）は經典に渉る。共に大器あり。並に宜く進用すべしと。又曾て畫工巨勢金岡（コセノカナヲカ）に命じて。殷。周。唐。共に支那昔時の國號以來。名臣の像を紫宸殿の障子に圖せしむ。世之を稱して聖賢障子と謂ふ。其志を奬勵する其れ此の如し

(二)第六十代醍醐（ダイゴ）帝昌泰二年。大納言藤原時平（トキヒラ）を左大臣と爲し。權大納言菅原道眞を右大臣と爲す。時に道眞固く辭すれども。聽されず。時平恣意を用ひて諸般の事を裁決し。多く其當を失するを以て。道眞窃かに之を歎ず。帝。法皇即ち先帝に朱雀

院に覲へ議して曰く。左右大臣並び朝政を秉る。統一する所なしと。乃ち道眞を召し。密かに諭して庶政を關白せしめんとす。道眞固く辭して受けず。且つ奏して曰く。既に臣を召して事なし。人必ず之を怪んと。遂に一詩を賦して之を上る。帝及び法皇は。各〻御衣を賜ふて寵む。道眞は器識卓異。儒林より起りて。深く殊遇を受け。左大臣と爲る。實に曠世の盛事たり。時平常に寵任の已れに勝るを嫉み。其密諭あるを聞くに及んで益〻懌びず。遂に讒を搆へ。道眞異圖あり。帝を廢して齊世（トキヨ）親王を立んと欲すと奏す。帝震怒し。敕を下し。道眞を貶謫して太宰權帥（ダザイノゴンノソチ）を爲す。法皇之を聞き大に驚き。帝を見て之を申救せんと欲す。讒者門を閉て入れず。既にして道眞男女二十三人皆な配流に坐す。天下の人皆な之を冤となせり。是より先き文章博士三善清行（ミヨシキヨツラ）書を道眞に遺り懇ろに退避を勸むれども納れず。後ち又書を貽りて禍を避んことを勸むれども亦た從はず。遂に事此に至る。道眞博學文詞に敏し。宇多帝の識拔する所と爲り。終に大に用られ。配所に在るに及んで。門を閉て出てず。唯〻文墨を以て自ら遣る。謫居三年長日月の間一日も忠君愛國の意を忘れず

紀元千五百五十八年

清行の封事

㊀清行の封事とハ如何なるものなるや

。遂に配所に薨ず。時に年五十九。尋て本官に追復せらる。後人之を敬祀して天滿宮と稱す。明治中興の際別格官幣社に列せらる。

第九章　延喜天曆の治

醍醐帝の朝ハ今を距ること九百九十三年前、村上帝の朝ハ九百四十四年前、後三條帝の朝ハ八百二十二年前、

㊀第六十代醍醐（ダイゴ）帝延喜十四年。詔して直言を求む。式部大輔兼大學頭三善清行（ミヨシキヨツラ）。便宜十二事を上る。祭祀を肅み。奢侈を禁じ。兼辨を抑へ。學生を勵まし舞妓を省き。刑獄を愼み祿賜を均ふし。牧宰を擇び。課役を程し。邊備を嚴にし。僧徒を汰し。津泊を修む。其上表の略に曰く。我邦上古。上仁に下忠。租稅薄く。風俗厚く。時漸く澆漓にして。賦歛年に增し。戶口日に減す。欽明（キンメイ）帝の世。佛法初めて傳り。推古（スイコ）帝以後稍や盛に。崇尙風を成し。上公卿より。下士庶に至り。競ふて資產を捨て以て佛圖を營す。寺塔を造らざる者は人與に齒するなきに至る。降りて天平に及んで。多く大寺を創め。莊嚴美を盡し。遂に七道をして國ごとに二佛寺を建て。名けて國分寺と曰ふ。民田を廢し。公稅を糜す。桓武（クワンム）帝都を遷す者再び。土木繁く興

延喜の治

㊁延喜の治を問ふ

り。賦役大に重し。仁明帝位に卽き。尤も奢靡を好み。房寢兼美にして。宴樂飮淫し。府帑空竭にして。徵求藝るなし。貞觀中に。應天門及び大極殿並に災あり。修復期年。費へも亦た夥し。今の時に當て國家の經入。往昔十分の一に非るなり。寬平中に。臣備中守と爲り。管內邇麻呂（チカマロ）の鄕あり。風土記を按ずるに。皇極（クワウキヨク）帝の時。勝兵二万を出し。天平中に至て。課丁纔かに千九百餘あり。臣任に到る時。老丁二人。正丁四人。中男三人のみ。今諸を彼の地の官吏に訪へバ。曰く一丁あるなしと。衰弊の速かなる此の如し。此を以て之を推せば。天下の虛耗知る可し。陛下萬古の興衰を照し。霄衣肝食。惠を氏庶に降す。興復寧ぞ期す可きならんやと。其他條陳する所。皆な時政に適切なり。天皇深く之を嘉し。尋で服飾の奢靡を禁ず。

㊁醍醐帝。歷朝の積弊を承け。精を勵し治を求め。常に刑法の弛ぶを患ひて。之を嚴にし。又民を愛すること尤も深く。嘗て寒夜に方りて。親ら御衣を脫して。以て下民凍餒の苦を試むるに至る。群臣事を奏對するときは。必ず辭色を和げて以て之れに接す。嘗て曰く。人君己を持すること嚴恪なるときは。臣民何ぞ言を盡すを得

紀元千六百〇七年 文時封事を上る

㈢文時の封事い如何

んと。帝在位。年久しく。國家泰平なり。世以て仁徳帝に比す。後世に至て治を言ふ者は。必ず延喜を稱す。

㈢第六十二代村上帝天暦八年。大内記菅原文時に敕して闕政を言はしむ。文時三事を條陳す。其一の畧に曰く。方今風俗奢侈を極め。官途の交。私門の謁に至るまで。相競ふて力を致さゞるなし。故に貧き者い固より資を失ひ。富る者も亦た產を傾く。蓋し上の爲す所。下必ず之れに趨く。昔し吳王細腰を好む。宮中餓死多し。夫れ餓と癈とい。人の惡む所。然れども尙ほ是の如し。願ふに朝廷苟も奢を禁せバ。天下必ず儉に從ん。其二の畧に曰く。方今授任正しからざるに非ず。而して財を以て人を官にし。國用を助くる者あり。功勞の臣自ら退き。聚斂の徒爭ひ進む。昔し漢の明帝公主子の爲めに郎を求むるを許さず。而して錢十萬を賜ふ。官其人に非れバ。則ち害百姓に及ぶを以てなり。降て桓靈に及んで。乃ち初めて官を賣る。漢業以て衰ふ。是れ鑑む可きあり。其三い遠人を懷ふを請ふ。帝皆ふ之を嘉納す。文時は菅原道眞の孫あり。其說く所。殊に切實にして

天暦の治

㈣天暦の治を述べよ

紀元千七百廿九年 莊園を罷む

㈤後三條帝の朝に如何なる事あり〳〵や

始て記錄所を置く

當時の弊を矯むるものと謂ふ可し。

㈣村上帝は性明敏寬恕にして恩偏私なく。尤も意を政事に留む。帝常に謂へらく下を理むるに嚴を以てせば。民必ず堪へ難しと。嘗て侍臣ゞ。天下時政を稱して寬を爲すと言ふを聞き。喜んで以て素志に合ふと爲す。一日老吏を見て治績の優劣醍醐帝に比すれバ如何と問ふ。老吏曰く。主殿寮多く燎燭を費し。率分堂の前。草を生ずるは。前代未だ見ざる所なりと。帝其劇務夜に至り。歲。貢。輸少きを悟り。是より益〳〵勉勵を加へ。遂に醍醐帝に亞く。故に後世治を言ふ者は。必ず延喜天暦を稱す。

㈤第七十一代後三條帝延久元年。敕して。寬德二年以後新置の莊園一切之を罷め。二年前に在りと雖も券契明ならず。國司より財物を獻じて。工役を助くる者あるときは。再任を許さず。是れより先き。國司の再任を禁ず。國務を妨る者い。宜く停止すべしと。又國司の再任を許す。帝其弊を矯正せんと欲し。故に之を禁ず。是歲始めて太政官朝所に記錄所を置く。時に權貴多く莊園を占め。民の蠹害を爲す。帝其家に命じ。各〳〵券契

絹布の制を定む

估價法及び斗升法を定む

紀元千五百九十一年

將門叛す

宣旨升

㊀天慶の變亂に係る顚末を述べよ

を上らしめ。天皇親ら記錄所に於て訟を聽き虛實を檢覈す。二年に至り絹布の制を定め。四年に估價の法を定む。又斗升の法を定め。量制を審にせんと欲し。藏人頭藤原資仲(フジハラノスケナカ)をして之を督作せしめ。帝親ら簾竹を抽き。截て之れが準と爲す。成るに及んで。小舍人(コトネリ)に殿庭の沙を量て之を試みしむ。然る後ち資仲。穀倉院の米を取て之を量る。後世遵用して。之を宣旨升と謂ふ。

第十章　天慶の亂　今を距ること九百五十一年前

㊀第六十一代朱雀(スジャク)帝天慶二年。平將門(タイラノマサカド)叛す。初め將門攝政忠平(セッシャウタダヒラ)に因り。檢非違使(ケンヒイシ)たらんことを求む。忠平許さず。走て下總(シモフサ)に赴き。常陸介藤原維幾(ヒタチノスケフジハラコレチカ)を襲ふ。武藏權守興世王(ムサシノゴンノカミオキヨワウ)之れに應じ。說て曰く。關東八州は。沃饒にして四塞。據て以て天下に覇たる可し。夫れ一州を取るも誅せらる。八州を取るも亦誅せらる。誅ハ一のみ。願ふに公安くに決する所ぞと。將門大に喜んで曰く。善し。吾は皇孫(スメミマ)なり先づ八州を取り。然る後ち直に王城を指んと。是に至て將門遂に叛す。既にして下野(シモツケ)上野(カウヅケ)を陷れ。武藏相摸(ムササガミ)を屠し。國守を劫し。印鑰を奪ひ。自ら平新皇(ヘイシンノウ)と僭號し。僞官を猿嶋(サルシマ)に

純友叛す

建て。文武百官を置く。初め將門藤原純友(スミトモ)と友とし善し。嘗て相共に比叡山(ヒエイザン)に登り。俯して皇城を瞰んで曰く。壯なる哉大丈夫。此に宅るべからざらんやと。遂に純友に謂て曰く。他日志を得ば。吾れ王族當に天子と爲るべし。公は藤原氏。能く我が關白と爲るべしと。後ち純友伊豫(イヨ)掾(ジョウ)と爲り。純友將門の果して叛すと聞き。南海山陽の二道を劫掠し。以て遙に將門に應じ。潛かに人を遣し火を東西京に放つ。因て京師騷擾す。時に備前介(ビゼンノスケ)藤原子高(フジハラノネタカ)之を諜知し。京師に詣つて奏問せんと欲す。純友人をして追ふて之を執へしめ。幷せて其子を害す。朝廷震駭し。詔して東西の警固使を諸國に發し。又官符を東海。東山の二道に下し。勇士を募り。其魁帥を殺す者は。朱紫田地を賜

將門誅に伏す

ひ。之を子孫に傳ふ。次將以下を斬る者は。勳に隨て之を賞す。右近衞少將小野好古(ヨシフル)を以て。山陽道の追捕使と爲し。參議藤原忠文(タヾフミ)を以て征東大將軍と爲し。節刀を賜ふて將門を討す。是れより先き下總大掾藤原秀鄕(ヒデサト)。將門兵を起すと聞き。往て之を見る。將門方さに髮を梳るの際にして。髻を捉り出て之れに接し。既にして食を命じ俱に共に食す。時に飯粒前に隨つ。將門拾ふて之を食ふ。秀鄕其輕躁にして。與に爲すあるに足らざるを知て去る。而して秀鄕は平貞盛(タイラノサダモリ)と兵四千餘人を以て。急に之を襲ふ。將門大に驚き兵を帥ゐ出て拒ぐ。貞盛既に帳營に薄る。將門劍を奮ふて自ら戰ふ。貞盛衆を督して曰く。天威誅を下す。汝等敢て撓む勿れと。將門遂に敗走す。貞盛。秀鄕追蹤して下總に至る。將門精兵八千あり。未た聚るに暇あらず。僅かに四百の兵を以て。之を辛島(カラシマ)に伏せ。貞盛を誘ふて囲み擊んと欲す。貞盛潛かに人を遣して將門が營を燒く。乃ち官軍大に振ふ。將門頗る苦戰して單身出て走る。貞盛追馳し。射て其右額に中つ。將門馬より墮つ。秀卿進んで其首を斬る。是の日賊を殺すこと百九十七人。兵器を獲る各〻數あり。餘黨を索捕し。興世王以下悉く誅に伏して八州皆な定る。時に純友は好古に敗られ。逃がれて太宰府(ダザイフ)に在り。凶勢復た振ふ。好古擊て之を走らす。純友僅かに身を以て免れ。伊豫に還り。遂に警固使橘遠保(タヂメナノトホヤス)の爲めに誅せらる。是れ天慶變亂の顚末あり。

純友誅に伏す

紀元千六百七十七年

平忠常叛す

㊀平忠常を征討せし一事を語れ

第十一章　前九年の役

㊀第六十八代後一條帝長元元年。後一條帝の朝ハ今を距ること八百七十四年前、後冷泉帝の朝ハ八百四十五年前、前上總介平忠常(タイラノタヾツネ)亂を作し。上總(カヅサ)。安房(アハ)を陷れ。攻めて安房守惟忠(コレタヾ)を殺す。檢非違使(ケンヒイシ)を討す。忠常は高望王(タカモチ)の曾孫。世〻東國に居り。族衆く疆盛にして。勢を恃みて暴橫を極め。遂に叛す。時に平直方等。軍に在りて功あし。乃ち甲斐守源賴信(カヒノカミミナモトノヨリノブ)に敕して。坂東諸國の兵を帥ゐて忠常を討たしむ。賴信命を拜し。子賴義(ヨリヨシ)と兵二千を率ゐて。直に下總に赴く。忠常溯に臨み柵を列ね悉く舟筏を收めて。濟る可らざらしむ。賴信溯濱に陣し。使を遣り詐りて和を請あ。忠常肯せず。賴信曰く。賊險を恃み自ら驕る。吾れ直に渡りて其備あきを攻めバ。一鼓して拔く可きありと。眞髮高文(マカミタカブミ)馳

忠常誅に伏す

紀元千七百〇六年

頼時亂を作す

頼時復た叛す

㈡安部頼時亂を作せ〻始末を問ふ

て湖中に入り。行〻葦を取りて其淺處を標す。賴信乃ち衆を帥ゐ騎して濟る。忠常驚懼し策の出る所を知らず。薙髮して迎へ降る。賴信忠常を携へ京師に入んとす。忠常途に病死す。乃ち首を斬て獻ず。

㈡第七十代後冷泉帝天喜四年。陸奥の豪族安部賴時。其父祖より。世〻諸部落を幷せて。六郡の酋長と爲り。私利を私して。貢賦を輸さず。時に兵を出して侵掠す。國司藤原登任等之を伐つ。利あらず。白河關、以北、海に抵るまで皆な賴時に屬す。是に至て源賴義を以て陸奥守兼鎭守府將軍と爲し。之を討たしむ。賴義が威名素と東國に著はる〻を以てなり。既にして賴義れ義家及び次子義綱と兵を率ゐて赴き伐つ。會〻大赦あり。賴時大に喜び。兵を解て降る。賴義任滿ちて將に還んとす。賴時厚く其軍を犒ふ。時に賴義阿久利河に宿す。其夜屬將藤原光貞が營を襲ふ者あり。賴義。光貞を召て曰く。卿宿怨ありや否や。光貞の曰く。賴時の子貞任嘗て我が妹を聘す。我れ鄙んで許さず。願ふに彼れ其怨を報ゐるあらん。賴義。貞任を捕んとす。賴時曰く。貞任愚と雖も吾が子あり。何ぞ其死を座視するに忍びんやと復た

頼時誅に伏す

貞任誅に伏す

紀元千七百四十七年

武衡、家衡亂を作す

㈠武衡家衡の誅せられ〻顚末い如何

叛して衣川の關に據る。賴義大に怒り。兵を募集し。進んで衣川に赴き。大に戰ふ。賴時矢に中りて遂に死す。然れども貞任か軍猶ほ振ふ。貞任魁傑にして善く鬪ひ。官軍利あらず。是に至て賴義自ら兵千八百を帥ひて貞任を討つ。貞任河崎の柵に據りて拒ぎ戰ふ。會〻大風雪。官軍凍餒す。貞任兵四千を率ゐて急に突進す。官軍大に敗れ。餘す所僅かに六騎。賊復た急に之を囲む。義家縱橫舊擊し。賊爲めに披靡して相警めて曰く。八幡太郎あり。と遂に囲を解て去る。康平五年賴義。出羽の豪族清原武則と兵を合せて。小松、衣川、鳥海の三柵を拔く。賊退ひて厨川の柵に據る。柵固ふして拔けず。賴義乃ち火を放て之を燒く。貞任單騎出て戰ふ。官軍集て遂に之を斃す。其弟宗任等皆な降る。是に至て陸奥悉く平ぐ。此亂。前後九年を經て平ぐ。故に前九年の役といふ。

第十二章　後三年の役　今を距ること八百〇四年前、

㈠第七十三代堀河帝寛治元年。出羽の清原武衡、家衡亂を作す。陸奥守源義家討て之を平ぐ。初め清原武則貞任を討ちし功を以て。鎭守府將軍に拜し。孫、眞衡に至

り異母の弟。家衡と兵を搆ふ。眞衡は義家の至るを聞き。迎へて鑒禮を修め厚くこれに贈る。義家乃ち眞衡を援け家衡を攻む。利あらずして還る。家衡の叔父武衡大に喜び家衡に謂て曰く。子八幡太郎に克つ。我曹の榮なりと。兵を起して家衡を援け。金澤(カナザハ)の柵に據る。是に至て義家大に怒り。自ら數萬騎を將ゐて。金澤の柵を攻む。柵を去ること數里。忽ち雁行の亂るゝを望みて曰く。是れ伏兵ありと。兵を遣りて搜索せしむ。果して伏兵三十餘人を獲たり。盡く之を殺す。初め義家。關白賴通(クワンパクヨリミチ)が第に往き陸奥の前役の事を談ず。大江匡房(タヤフサ)別室に在りて之を聞き。其未だ兵法に達せざるを惜む。從者之を義家に告ぐ。義家曰く。其れ或は然らんと。匡房の出るを俟て。之を禮し

○遂に就て學ぶ。是に至て衆に謂て曰く。兵法に言ふあり。鳥亂るゝものは伏なりと。我れ學ばざれゞ殆し。遂に進んで柵を圍む。時に義家の弟。義光(ヨシミツ)京師に在り。義家が軍利あらずと聞き。奏して之を援んと請ふ。許されず。乃ち官を舍て之れに赴く。義光素と音を好み。嘗て笙を伶人豐原時元(トヨハラノトキモト)に學ぶ。時元已に死し。其子時秋(トキアキ)に足柄山(アシガラヤマ)に至る。會〻月明にして一点の雲影なし。義光乃ち馬を下り地に坐し。笙を吹きて悉く其秘曲を授け別れて去り。遂に陸奥に至る。義家喜んで曰く。卿を見る。猶ほ先君の再生するがごとしと。力を戮せて之を攻む。時に賊軍食乏し。武衡家衡。柵を火き烟に乘じて遁る。義家追擊して二人を斬り。奥羽悉く平ぐ。義家。武衡家衡等の首を獻し諸將士の功を賞せんと請ふ。朝議以て私鬪と爲して許さず。義家遂に私資を以て賞を行ふ。義家善く士民を撫馭するを以て。恩威益〻東國に行はる。此亂三年を經て平ぐ。故に後三年の役といふ。

第十三章　保元平治の亂

（保元の亂い今を距ること七百三十五年前、平治の亂い七百三十一年前、）

㊀保元の亂の起因ハ如何

㊀第七十七代後白河（ゴシラカハ）帝保元元年。崇徳（スト ク）上皇既に望を失し。左大臣藤原賴長（ヨリナガ）も亦寵を法皇に失す。依て賴長上皇を挾んで亂を作す。是より先き。關白忠通（クワンパクタダミチ）奏して曰く。政務宜く一相に委ぬべし。賴長に委ねんと欲せバ。臣が職を罷めよ。否らざれば氏の長者宜く臣に屬すべし。帝之を然りとす。然れども忠實（タダザネ）を憚りて決せず。時に法皇崩ず。初め法皇病に罹るや。内大臣藤原實能（サネヨシ）密に奏して曰く。宮車晏駕せば。大亂必ず興らん。宜く豫め之れが備を爲すべしと。依て共に謀る所あり。得子（トクコ）を召し。之れに一筐を授け。戒めて曰く。若し緩急あらば之を開けと。尋て崩ず。時に上皇入臨して門に及ぶ。右衛門權佐藤原惟方（コレカタ）遺詔と稱して拒て納れず。上皇大に恚て還り。左大臣賴長に謂て曰く。朕不徳と雖も。先帝の長子にして。位萬乘を忝くし。尊上皇に居る。皇統の繫る所。重仁（シゲヒト）に非ずして誰ぞや。而るを先帝之を捨て。非文非武の小子を立つ。父子憂を懷き。朝野望を失ふ。今法皇已に昇遐す。復た憚る所なし。朕此機に乘じて大事を擧んと欲す。卿の意如何と。賴長其事を贊成し遂に謀主と爲る。偶ま上皇の謀。朝野に泄れ。人心恟々たり。得子乃ち筐を開き見るに

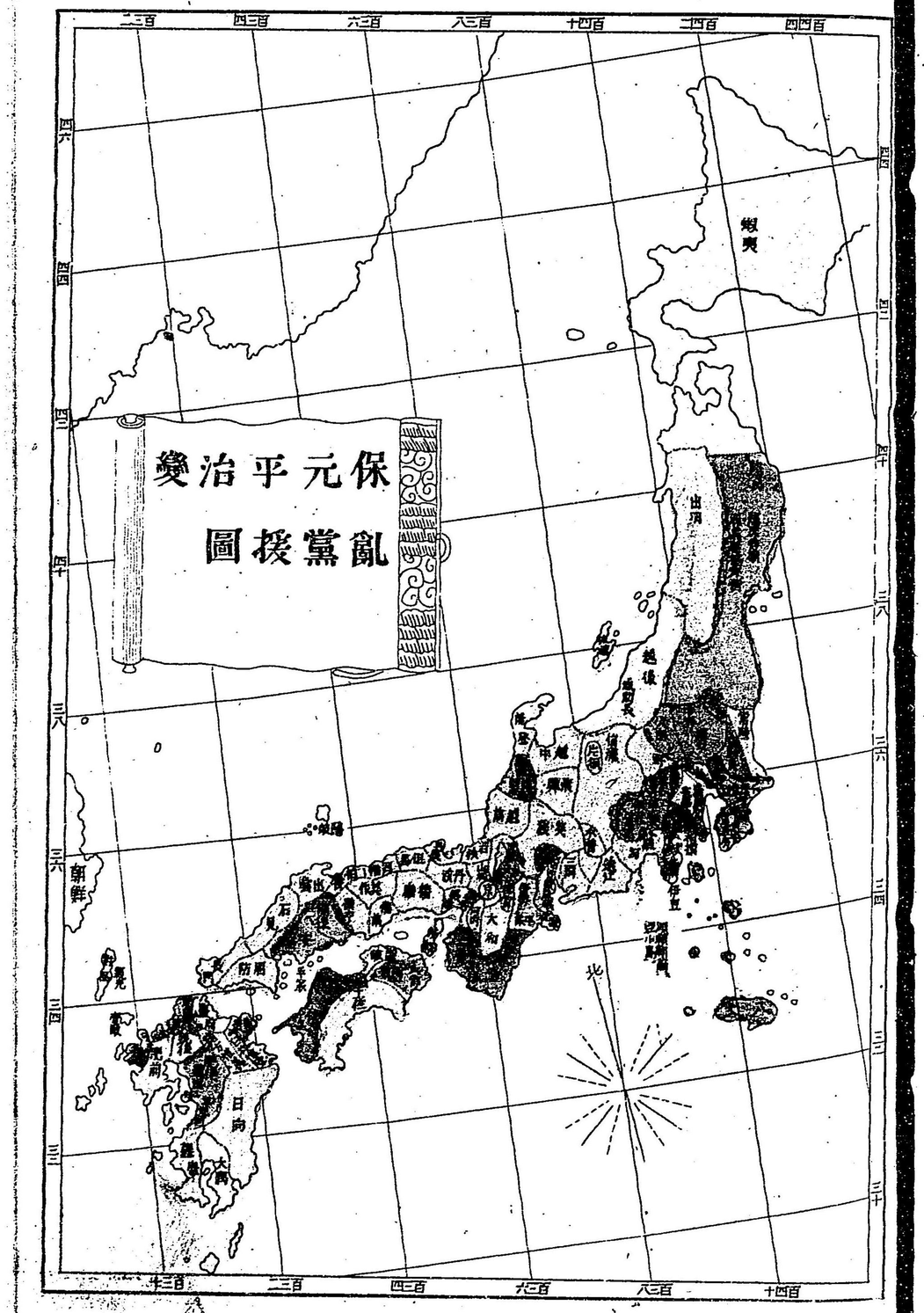

紀元千八百十六年
忠通賴長權を爭ふ

㊀保元の亂の起因い如何

㊀第七十七代後白河（ゴシラカハ）帝保元元年。崇徳（スト ク）上皇既に望を失し。左大臣藤原賴長（ヨリナガ）も亦寵を法皇に失す。依て賴長上皇を挾んで亂を作す。是より先き。關白忠通（クワンパクタダミチ）奏して曰く。政務宜く一相に委ぬべし。賴長に委ねんと欲せバ。臣が職を罷めよ。否らざれば氏の長者宜く臣に屬すべし。帝之を然りとす。然れども忠實（タヾザネ）を憚りて決せず。時に法皇崩ず。初め法皇病に罹るや。内大臣藤原實能（サヂヨシ）密に奏して曰く。宮車晏駕せば。大亂必ず興らん。宜く豫め之れが備を爲すべしと。依て共に謀る所あり。得子（トクコ）を召して。之れに一筐を授け。戒めて曰く。若し緩急あらば之を開けと。尋て崩ず。時に上皇入臨して門に及ぶ。右衛門權佐藤原惟方（ウエモンノゴンスケフジハラコレカタ）遺詔と稱して拒て納れず。上皇大に恚て還り。左大臣賴長に謂て曰く。朕不德と雖も。先帝の長子にして。位萬乘を忝くしる所。重仁（シゲヒト）に非ずして誰ぞや。而るを先帝之を捨て。非文非武の小子を立つ。父子憂を懷き。朝野望を失ふ。今法皇已に昇遐（シンカ）す。復た憚る所なし。朕此機に乘じて大事を擧んと欲す。卿の意如何と。賴長其事を贊成し遂に謀主と爲る。偶ま上皇の謀。朝野に泄れ。人心恟々たり。得子乃ち筐を開き見るに

○武臣十人の名を書せり。○源義朝之れが首と爲り。獨り安藝守平清盛與からず○父忠盛が嘗て重仁に傳たるを以てなり。得子已に其十人を召し。又意ふに清盛も亦た棄つ可らずと。乃ち遺詔を矯めて之を召す。帝皇居の湫隘なるを以て。東三條殿に遷る。關白忠通以下文武諸臣皆な從ふ。帝又義朝が父爲義を召す。未だ至らざるに先ち。撿非違使平基盛等を近畿の諸路に遣し。兵士の上皇に應ずる者を捕へしむ。平基盛大和の人源親治なる者を獲て。之を獄に繫ぐ。賴長僧勝尊をして國家を呪詛せしむ。義朝又勝尊を捕ふ。是に至て。上皇鳥羽宮を出て。白河北殿に據る。賴長間道より入り。使を遣りて源爲義を召す。爲義辭して曰く。臣老羸。復た平昔に非ず。長子義朝戰に習ふて。兵も亦た銳し。然れども既に禁旅に屬す。餘子惟り爲朝あるのみと。遂に爲朝を薦む。上皇大に喜ぶ。己にして賴長將士を會して戰を議す。爲朝進んで曰く。寡を以て衆を擊つは。夜攻に利あり。是れ臣が鎭西に驗む所なり。請ふ今夜直ちに大內を襲ひ。火攻を以てせんと。賴長曰く。南都の僧兵將に至らんとす。軍を成して然る後ち戰ふも未た晩しと爲さずと。爲朝退き窃に罵り

て曰く。咲。長袖者惡んぞ兵法を知んや。家兄謀あり將に我が爲んと欲る所に出んとす。僧兵寧ぞ須つ可んと。又策を進めて曰く。本宮は寡兵の據る可き地に非ず。宜く陛下を奉じて南都を守るべく。戰ひ若し利あらずんば。遂に關東に往き。臣が家人を集合し。輿を奉じて闕を復せんと。賴長又た聽さず。爲朝退て言て曰く。吾が屬。死所を知らずと。遂に西門を守り。爲義は餘子を率ひて。西南門を守り。平忠政(タヾマサ)以下各諸門を守る。時に帝忠通に敕して戰を議せしむ。未だ決せず。義朝數〻之を促す。乃ち義朝を召して計を問ふ對て曰く。勝を頃刻に決するは。夜戰に若くはなし。臣聞く南都の兵。上皇の徽に應ず。宜く其未だ至らざるに先ちて之を擊つべしと。是に至て朝議始て決す。乃ち兵を二道に分ち。義朝。清盛。各〻一道に備ふ。帝の軍既に發す。賴長の諜者之を見て還り報ぜり。爲朝大に怒て曰く。果して吾が言の如しと。賴長は爲朝の用を爲さゝるを恐れ。遽に拜して藏人(クラウド)と爲す。爲朝曰く。吾何ぞ藏人を用るを爲んや。卽ち鎭西八郎にして可なりと。辭して拜せず。既にして皇軍迫り來る。爲義門を開て出づ。其二子賴賢(ヨリカタ)。賴仲(ヨリナカ)。義朝を邀へ擊ち。戰

(三)平治の亂に關する詳細を語れ

敗れて退く。義朝隨ふて之を攻む。清盛ゝ長子重盛(シゲモリ)と。西門を攻む。爲朝頗る舊戰し。清盛大に怖れ。轉して南門を攻む。義朝乃ち二百騎を以て西門を攻め。天將に曉んとす。義朝火を上風に縱つ。烟焰宮を蔽ふ。宮中大に亂る。是に至て義朝等皷譟して進む。白河殿遂に陷る。上皇乃ち如意山(ニョイサン)に走る。賴長流矢に中りて斃ず。是に至て衆皆な潰散し。爲義出て降る。時に清盛の叔父忠政(タヾマサ)も亦た清盛に依りて降を乞ふ。清盛素と殘忍義朝をして父を殺さしめんと欲す。乃ち忠政を斬りて之を獻じ。以て義朝を搖かす。帝果して義朝に命じて爲義を誅せしむ。義朝固く其死を減せんと乞ふ。聽さず。因て之を誅し。爲朝を伊豆の大島に流し。遂に上皇を讃岐に徙す。是を保元の亂と曰ふ。

(二)第七十八代二條(ニデウ)帝平治元年。右衞門督(ウエモンノカミ)藤原信賴(フヂハラノノブヨリ)。左馬頭(サマノカミ)源(ミナモトノ)義朝(ヨシトモ)と亂を作す。初め信賴寵を白河上皇に受け。近衞大將に任せられんことを請ふ。上皇將に之を許さんとす。少納言藤原通憲(ミチノリ)諫めて曰く。若し信賴大將に拜せバ。必ず驕りて禍を取んとす。陛下之を寵するゝ適に之を害する所以なりと。上皇懌びず。通憲又唐の安祿

山の事跡を圖して之を上る。上皇未だ悟らず。信頼聞て之を嘲み。病と稱して朝せず。通憲才學あり。上皇に親信せらる義朝女を以て其子に妻たんと請ふ。通憲聽かず。遂に清盛の女を娶る。故を以て清盛の勢位益〻熾盛に至る。義朝之を憚びず。居常怏々たり。信頼之を知る。因て引て黨と爲す。會〻清盛熊野に如く。重盛も亦た之に從ふ。故に朝廷武將に乏し。信頼乃ち義朝等と兵を帥ゐ。夜に乘じて。三條殿を圍み。上皇及び帝を遷して宮中に幽し。自ら宮に入り大臣大將と稱し。黨與に皆な官を授け。義朝を以て播摩守と爲す。初め通憲將に亂あらんことを察し。入りて之を奏せんとす。上皇方に宴し。面陳するを得ず。乃ち密かに之を宮女に告げ。出て南都に奔る。途にして追兵の爲めに殺さる。清盛變を聞き。衆皆な愕然たり。清盛之を避んと欲す。重盛曰く。○武臣天子の急に赴く。唯死あるのみ。機會失ふ可らず。清盛之に從ひ。乃ち衆を率ゐ馳て六波羅の第に歸る。帝潛かに其第に幸し。上皇も亦た仁和寺に入る。帝清盛及び重盛に敕して賊を討たしむ。清盛兵三千を勒し。重盛及び諸弟をして之れに將たらしめ。路を分ち大内に赴き。兵を二道に分ち

㈠治承の難を問ふ

○大に呼んで挑み戰ふ。信頼怖れ戰はずして走る。重盛門を排して直に入り。進んで。大庭椋樹の下に至る。義平迎へて。大に紫震殿の前に戰ふ。重盛誘ふて大宮巷に至んとす。義平呼んで曰く。我い源氏の宗たり。公は平氏の宗たり。宜く與に死を決すべしと。重盛乃ち進み且つ戰ひ且つ卻き。遂に賊を誘ひて六波羅の第に至る。賊兵北くるを追ひ。宮を空ふして出づ。平淸盛乃ち兵を帥ゐ。虛に乘じ禁内に入り。諸門を關して之を守る。賊進退據る所を失ひ。遂に敗走す。賴信誅に伏し。義朝走りて尾張に至り。長田忠致に投ず。忠致賞を得んと欲し。之を殺して。首を京師に獻ず。尋て義平等も亦捕斬せらる。其子賴朝を捕へ。伊豆に流す。是を平治の亂と曰ふ。

第十四章　平氏の專橫　高倉帝の朝、今を距ること七百二十三年前、

㈠第八十代高倉帝嘉應元年。平淸盛。其妻時子が太后の姉なるを以て。勢力を恃んで權を專らにす。因て後白河上皇之を忌み。薙髮して佛乘に歸し法皇と稱す。治承元年。內大臣藤原師長を以て。左大臣と爲し。大納言平重盛を內大臣と爲す。是

れより清盛の威權益〻甚しく。常に朝廷の賞罰其喜怒に出づ。時に右近衛大將闕〻○法皇の寵臣權大納言藤原成親（ナリチカ）之れに補せられんことを望む。然るに清盛ハ其子宗盛に授く。成親大に憤り。潛かに撿非違使。平康頼（ヤスヨリ）左衛門尉藤原師光（エモンノスケモロミツ）等と。平氏を滅んことを謀り。藏人（クロウドノ）源行綱（ミナモトノユキツナ）を引て。黨と爲し。法勝寺の僧俊寬（シュンクワン）が別莊に會して事を議す。既にして行綱兵の寡弱なるを見て。其事の成らざるを懼れ。清盛に自首す。清盛大に駭き。師光を斬り。成親俊寬を鬼界島（キカイガシマ）に放つ。法皇も亦た其謀に與るを以て。鳥羽殿（トバドノ）に遷さんと聲言し。其實之を西海に流さんと欲せーなり。初め重盛ハ清盛が將に成親を殺さんとすと聞き○之を諫めて。其死を宥す。今又法皇を遷すと聞くに及んで。大に驚き。急に駕を命じて之れに赴く。族人皆な戎裝して將に發せんとす。重盛烏帽直衣にして入る。弟宗盛（ムネモリ）其袂を叩へて曰く。大事あり兄何ぞ甲を被らざると。重盛曰く。是れ私事のみ。何ぞ大事と謂ん。吾れ大將の任を忝ふす。若し寇賊闕を犯すあらば。素より戰はざるを得ず。今汝何を以て甲を被る。敵果して何くに在ると。清盛之を望見し大

に愧ぢ。甲を解くに暇あらず。遽かに黑衣を表にして出で。數〻襟を正すも。襟咲き甲親も。重盛乃ち進んで之を諫め。引くに大義を以てし。具に事勢を陳べ。且つ其身君父の間に中立するを以て泣て曰く。忠せんと欲せば孝ならず。孝せんと欲せば忠ならず。重盛の進退維れ谷る。大人必ず上を犯んと欲せば。請ふ先づ兒が頭を斬り然る後ち發せよと。清盛愀然として謂て曰く。吾れ此舉を爲すは。子孫の爲めに慮るのみ。然るを不可と爲さば。汝好く之を計れと。乃ち起て內に入る。是に至て。重盛は諸弟及び將士を戒めて去る。時已に夜あり。重盛猶は憂慮して措く能はず。遂に令を出して大に兵を徵し。僞て院宣を受くると爲す。衆素より重盛の人と爲りに服するを以て

法皇を幽す

平氏の驕奢

㈡平氏驕奢の事を語れ

。乃ち清盛を舎て走り赴く。清盛恐怖して其非を悔悟す。法皇。重盛が兵を以て父を諫むるを聞き泣て曰く。徳を以て怨に報ゆるは。重盛の謂なりと。事遂に止む。是を治承の難と曰ふ。三年内大臣兼左大将平重盛薨ず。重盛は忠恪沈毅にして。文武の資を兼ね。将相の器を抱き。頗る人望を有す。故を以て之を哀惜せざる者あし。是歳法皇摂政基房と議して。重盛の封戸を収む。清盛已れの意見に齟齬するを以て。大に怒り。兵を率ひて。福原より至り。摂政基房を貶し太宰権帥と為し。中納言藤原師家以下三十九人の官爵を奪ひ。㈡帝清盛の兇暴を憂ひ。位を皇太子に禅る。是を安徳帝と為す。清盛己れの外孫を擁し。萬機を裁断し。其宗族い皆な公卿に列し。田園殆んど海内に半ばす。又衣服い頗る華美を極め至らざる所なし。清盛奏して都を福原に遷し。板屋を造り以て法皇を幽し。食膳日に二次。防衛極めて厳なり。時人呼て牢御所と曰ふ。清盛世人の己れを誹議する者あるを覺り。童子三百人を各所に放ち。秘密を窺はしめ。厳刑濫罰を事とし兇暴至らざる所なし。故に世人相反目せり。

紀元千八百四十年

頼政以仁王を奉じて兵を挙ぐ

㈠源頼政以仁王に勧めて兵を挙げし理由如何

第十五章　平氏の滅亡

㈠第八十一代安徳帝治承四年の頃。平氏益〻勢を得て。宗族皆な宴安に狃れ。聲色に耽る。時に源氏い諸國に散在し。熊野（クマノ）に行家（ユキイヘ）あり。木曾（キソ）に義仲（ヨシナカ）あり。伊豆（イヅ）に頼朝（ヨリトモ）あり。陸奥（ムツ）に義經（ヨシツネ）あり。皆な意を武事に留めて。讐を平氏に復せんと謀る。獨り頼政京師に在り亦た首として平氏の兇暴倨傲を悪み。私かに以仁王（後白河法皇の第二子）を奉じて兵を起し。源行家をして。王の令旨を東國に傳へしむ。諸源皆な應ず。清盛之を聞て大に驚き。兵を師ゐて。京師に入り。王の屬籍を削る。然れども未だ頼政の主謀たるを知らず。其子撿非違使兼綱（カヂツナ）をして王を收めしむ。兼綱急に頼政に告ぐ。頼政王を奉じて。園城

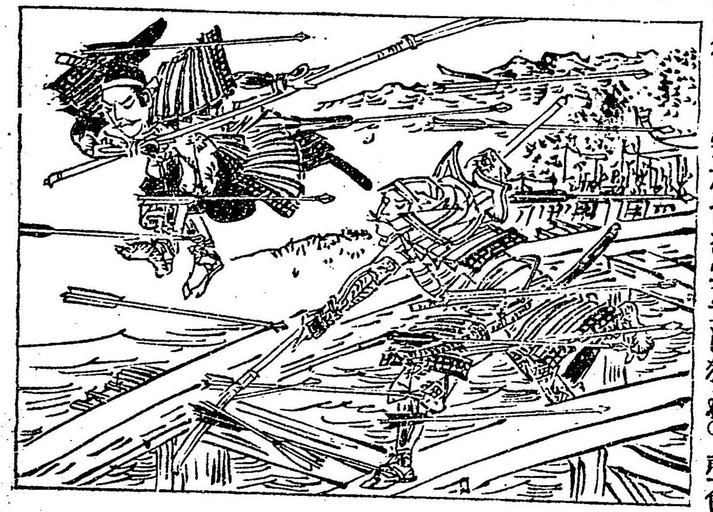

寺に赴き。延暦興福の二寺に謀して應援と爲す。時に清盛。藤原忠清の策を用ひ。利を以て僧徒を誘ふ。僧徒乃ち王に倍き。賴政を攻めんとす。賴政王を奉じて南都に走る。清盛の兵追躡す。賴政宇治橋を撤して之を拒ぐ。會〻大霧にして。平氏の前軍橋に至て墜る者二百餘。足利忠綱流を乱して濟る。賴政僧徒と拒き戰ふも利あらず。遂に王をして潜かに逃れしめ。自ら還し戰ふて亂射す。敵兵敢て進む能はず。賴政間を得て。平等院に入り。鎧を釋て人に謂て曰く。吾れ天下の爲めに義を唱へ年も亦七十七已に老たり。以て死す可きなりと。仲綱と共に自殺す。王も亦た流矢に中り光明山下に薨ず。

㈡賴朝兵を起せ〜狀況を述へよ

㈡是歳八月源賴朝。以仁王の令を奉じて兵を伊豆に起し。平氏の黨與平兼隆を襲ふて之を殺す。時に源義重も兵を上野に起す。賴朝。北條時政と謀り。三百騎を以て進んで石橋山に陣す。大庭景親等大兵を率ゐて來り攻む。賴朝。衆寡敵せず。敗れて安房に走り。其後ち。上總、下總、武藏、相摸等を徇へ。遂に府を鎌倉に開く。關東悉く風靡す。

賴朝兵を起す
義重兵を起す
賴朝府を開く

七十

㈢此時に方り清盛奏して。維盛を以て追討使と爲し。忠度。智盛を副使と爲し。東海東山二道の兵を發して朝賴を討つ。賴朝之を富士川に迎へ。河を夾んで陣す。賴朝が族武田信義甲斐の兵を以て。夜間道より潜かに平氏の背後に出づ。會〻水禽群噪す。平軍恐懼し以て敵大に至ると爲し。兵馬輕重を棄て。戰はずして走り。人馬相ひ蹂躙す。維盛大に怒り留て戰んと欲すれども。竟に制すること能はざりき。是を富士川の戰と曰ふ。時に賴朝黄瀬川に在り。源義經陸奥より來り會す。賴朝大に喜んで曰く。昔し八幡公新羅公に陸奥に遇ふて曰く。猶ほ故將軍を見るがごとしと。今吾れ子に遇ふも。亦た猶ほ頭公を見るがごとしと。相對して感泣す。既にして賴朝鎌倉に還り。大に功を論じ賞を行ふ。

㈢富士川の戰を語れ

平軍水禽に驚く

㈣是れより先き。源義仲兵を信濃に起して賴朝に應ず。義仲は賴朝の從弟にして。勇力人に絶也。善く兵を用ひ。向ふ所敵なく。北國悉く畏服し。勢力日に熾なり。時に清盛帝を奉じて。平安に復歸す。養和元年。源行家。兵數千を帥ゐて尾張を徇へ。京師に入ると聲言す。清盛大に驚き。知盛通盛等をして討て之を破らしむ。會

㈣義仲等兵を擧けて〜以來の顚末を語れ

義仲兵を起す
義經賴朝に會す
都に復す
行家尾張を徇す

菊池隆直。緒方惟能等兵を鎭西に擧げ。河野通信兵を伊豫に擧ぐ。清盛又大に駭て曰く。東國既に叛く。西南も亦た我れに抗するかと。乃ち宗盛をして賴朝を擊しめ。未だ發せざるに先ち。清盛薨ず。賴朝窃かに法皇に奏して曰く。臣敢て叛を謀るに非ず。惟だ亂を靖めんと欲するのみ。陛下尙は平氏を阨せんと欲せば。請ふ和媾を結び。故事に據て二姓並び仕ん。其忠と否ざるとは。陛下其れ之を試みよと。乃ち法皇書を以て宗盛に示す。宗盛對て曰く。和を講ずるは。可ならざるに非ず。然れども。清盛の遺言あり。義として伐たざるを得ず。是に於て鎭守府將軍藤原秀衡に勅して賴朝を擊ち。越後の城資長に勅して義仲を擊たしむ。是時賴朝。行家が軍敗ると聞き。弟義圓をして赴援せしむ。是に至て行家。義圓等兵二千を以て。重衡等に洲股河に遇ふ。乃ち岸を隔て軍す。義圓。夜、奮挺して水を渡り。遂に戰ひ死す。行家繼て進む。重衡擊て之を破る。行家人をして援兵大に至ると揚言せしむ。重衡之を聞き恐れて去る。既にして資長弟長茂と。兵を帥ひて信濃に入る。義仲逆へ戰ひ。大に之を破る。資長出羽に走る。時に宗盛。弟通盛をして義仲を討たしむ

。行盛。忠度之れに副たり。義仲之を越前に邀へ擊て又た之を敗る。繼て城長茂。義仲を攻む。義仲策を以て赤幟を張り。僞て平氏黨と爲し。敵近くに及んで急に白旗を樹て。皷譟して以て逼る。長茂が軍大に敗績す。是に於て北陸の豪傑悉く義仲に屬す。壽永元年。維盛及通盛等山陰山陽の兵を帥ひて。義仲を擊つ。維盛轉戰皆な捷ち。進んで寒原に至り。分て二軍と爲し。維盛と歩騎七萬を以て。礪竝山に軍し。忠度い三萬を以て。志雄山に軍す。義仲。叔父行家をして忠度を攻めしめ。而して自ら維盛に當り。牛數百を集め。炬を角に縛し轅て之れを縱ち。繞りて敵の背後に出づ。軍士皷譟して之れに隨ふ。深谷の其左にあるあり栗殼嶺と名く。義仲軍を麾て上り。西軍を夾擊す。西軍驚き潰へ。路を爭ふて谷に陷り。壓死する者。其數を知らず。義仲勝に乘じて追擊し。維盛僅かに身を以て脫し。兵を收め退て佐良岳を保つ。此時忠度等行家に當り。大に之を破る。義仲之を聞き。赴援して夜攻を謀る。西軍大に怖れ戰はずして走る。維盛通盛等。義仲と又た篠原に戰ひ遂に敗績して逃れ歸る。

宗盛乘輿を奉じて西海に奔る

㊄平氏西國に奔り〜顚末を述へよ

㊅宇治川の役い如何

㊄義仲。行家と進んで叡山（エイサン）に據る。宗盛大に怖れ。帝及び法皇を奉じて。西に走り以て再擧を圖んと欲す。知盛以て不可と爲し。奮然として曰く縱令能く西方に避くるも。果して死せざるを保す可んや。我祖桓武帝此都を肇む。今に於て八世と爲す。實に武を以て家に名く。死せば此に死せんのみ。宗盛聽ず。人をして法皇に造らしむ。法皇既に平氏を避けて潛かに義仲の陣營に幸す。宗盛大に望を失ひ。乃ち帝及び皇太后。皇弟惟明（ゴレアキ）を奉じ。劍璽を收め。諸族を率ゐて西す。時に義仲。行家と兵六萬を帥ゐ。路を分つて京師に入る。法皇。法住寺殿に還御し。皇子尊成（タカナリ）位に卽く。是を後鳥羽帝と爲す。因て義仲を以て從五位下左馬頭に任じ越後守に叙し。行家を備前守と爲し。平氏の族百八十餘人の官爵を奪ひ。其采邑五百餘所を沒收し。其百四十所を義仲に。九十所を行家に賜ふ。是に至て源氏益〻盛にして。平氏愈〻衰ふ。

㊅壽永二年。法皇。義仲に敕して西伐せしむ。義仲糧食乏しきを以て發せず。士卒を縱て。京畿を侵掠す。法皇稍〻之を厭苦し。賴朝を引て之を除かんと欲す。義仲

義仲叛す

宇治川の役

之を聞て懌びず。遂に兵を率ひて備中に赴き。進んで屋島（ヤシマ）を攻んと欲す。時に賴朝兵を遣し。二弟範賴（ノリヨリ）。義經に之を引卒せしめ。貢賦を護して。京師に入んとす。義仲之を聞き引て還る。法皇敕して之を止む。義仲敕を奉せず。是に至て法皇撿非違使平知康（トモヤス）に命じ。延曆。園城二寺の僧徒に義仲を討たしめんと欲す。義仲遽かに兵を擧げ。法住寺殿を圍み火を放て之を燒く。知康敗走す。義仲新帝を閑院に。法皇を攝政基經の第に遷し。賴朝を討つの宣旨を乞ふ。法皇已む得ずして之を許し。征夷大將軍と爲す。法皇素と義仲の兇暴を憂ひ。之を弭めんと欲し。暫く是の命を下し以て。東軍の來るを待つ。既にして源範賴義經。兵六萬を率ゐて義仲を討す。範賴。勢多（セダ）よりし。義經菟道（ウジ）よりし。二道竝び進む。是れより先き源行家。河內に據り。義仲と絕す。義仲。樋口兼光（ヒクチカネミツ）を遣りて攻めしむ。是時未た還らず。因て義仲の兵甚だ寡し。乃ち今井兼平（イマイカネヒラ）。根井行親（ネノヰユキチカ）等を遣りて。菟道。勢多の二橋を撤して之を拒ぐ。義經。菟道に至り。廬舍を火て以て陣を布き。櫓を起し自ら登り。筆硯を具て將士の功最を錄す。乃ち將士皆な奮ふ。令して曰く。勇士橋架に緣りて敵を防ぎ

○敵をして我が濟る者を射さしむる勿れと。平山季重。熊谷直實等架に上りて射す。○射戰良〻久し。初め賴朝に駿馬二頭あり。曰く池月。曰く磨墨。池月尤も駿あり。○以て佐々木高綱に與へ。磨墨を梶原景季に與ふ。是に至て二騎齊く流を亂して進む。時に高綱差〻後る。乃ち高綱。景季を欺て曰く。子の馬條弛む。恐くい覆墮せんと。景季馬を駐めて條を約す。高綱其隙を得。超乘して過き岸に上る。景季遂に後る。畠山重忠。手兵五百を以て躡て渡る。會〻流矢馬に中る。乃ち馬を舍て泅て岸に達し。刀を揮ふて進む。北兵辟易す。義經乃ち全軍を麾して渡り。鼓て大に之を破る。時に義仲猶ほ京師に在り。會〻兵あり來て急を告く。義仲大に駭き。兵僅かに三百を帥ゐて出て。東軍の旗幟天に彌たるを望見して曰く。吾れ死せんと。進んで義經と戰ひ。大に敗れ創を被りて走る。範賴も亦た供御瀨を濟り。兵を合せて追擊す。是役義經遂に功簿に上して。高綱を先登第一と爲し。景季を第二と爲す。義仲既に遁れて。粟津に至る。部將今井兼平。以爲らく平氏西に在り。賴朝東に在り。我れ北國を保ち。以て天下を三分す。猶ほ及ぶ可きあり。因て義仲を勸め。越後に據んと欲す。乃ち散兵數百騎を得たり。時に源範賴數千騎を以て之を囲む。義仲奮戰し。盡く其騎を亡ぼ。馬潦に陷り。箭額に中りて死す。初め義仲の興るや。武威赫々。俄かに官爵を進む。世呼んで旭日將軍と稱す。是に至て。東軍振旅し。義仲以下の首を京師に傳ふ。是を宇治川の役と曰ふ。

㊆義仲既に死す。平知盛之を聞て。南海より遷り。福原の故都を復し。城を築て以て先帝を奉ず。其城たる山を負ひ海に臨み。生田を東門と爲し。一谷を西門と爲し。兵艦數千。兵十萬餘を以て備ふ。平敎盛等。備前。淡路。讃岐等の諸源を擊て悉く之を平げ。威關西に振ひ。京師を復するを謀る。源賴朝。法皇の宣旨を以て。二弟範賴義經に命じ。兵を移して之を攻めしむ。範賴五萬騎を以て東門に向ひ。義經一萬騎を以て西門に向ふ。宗盛之を聞て。知盛重衡をして東門を拒ぎ。貞能等をして西門を拒がしむ。而して資盛。有盛等北門を守る。義經進んで三草山に至り。急に資盛を襲ふて之を破る。義經又土肥實平等をして七千騎を以て西門に赴かしめ。自ら精騎三千を帥ゐて。城後の鵯越に向ふ。範賴も亦た諸軍をして東門に薄らしむ

義仲誅に伏す

一谷の役

㊇一の谷の戰ひ如何

義經鵯越を跋ゆ

屋島の役

義經景時逆櫓を論ず

⑧屋島の役い如何

○重衡知盛等擊て之を卻く。是時城兵專ら東西二門を防て。城後の鵯越を防かず。義經土人鷲尾經春（ワシヲツネハル）なる者を嚮導と爲し。鵯越に至り。城中を下し瞰むに。戰ひ方さに酣なり。急に下りて之れに應ぜんと欲するも。崖壁險絕にして。衆敢て進まず。乃ち鞍馬數頭を下して之を試むるに。或は傷き或い達す。是に至て義經。一躍して下る。衆皆な之に從ふ。直ちに城後に達し。大呼して入る。城兵驚き潰ゆ。乃ち火を放て城を燒き。三面合擊し。城遂に陷る。宗盛先帝を奉して海に浮ぶ。衆爭ひ舟に乘て遁る。時に知章（トモアキ）。敦盛（アツモリ）等鬪ふて之れに死す。宗盛等先帝を奉じ遂に屋島（ヤシマ）に奔り。源軍京師に還る。法皇乃ち義經を左衛門尉兼檢非違使に任じ。範頼を參河守と爲す。時に頼朝奏請して。範頼に西海の兵事を統べ。義經に南海の兵事を督せしむ。是を一谷の役と曰ふ。

⑧養和四年範頼。山陽を定め。海を濟て豐後に入り。是時平知盛。長門に據る義經進んで渡邊に至り。將に海に航せんとす。諸將合ひ會して軍事を議す。梶原景時曰く。請ふ逆櫓を爲んと。義經曰く。何を逆櫓と謂ふ。曰く舳艫皆な櫓を設け。進むに舳を以てし。退くに艫を以てし。義經曰く。衆を督して敵に赴く。猶退き易きを患ふ。奈何ぞ走計を爲んと。景時曰く謀萬全に出づる。之を良將と謂ふ。進むを知て。退くを知らず。之を猪武と謂ふ。義經色を作して曰く。猪か鹿か吾れ自ら知らず。吾れ唯〻進擊して敵を殄すの快たる知るのみ。卿若し大將たらば。逆櫓千百。唯〻卿の欲する所なり。吾れい則ち敢てせず。景時慙恚し。是れより漸く隙を生ず。既にして義經將に纜を解んとす。時に大風起り。舟人皆な之を止む義經曰く。今敵は必ず備へあし。利い急に進むに在り。敢て止る者は斬ん。乃ち發す。畠山重忠。土肥實平。和田義盛（ヨシモリ）等の四船之れに從ふ。其餘は景時を畏れて發せず。義經尼子浦（アマコツラ）に至る。海上三日

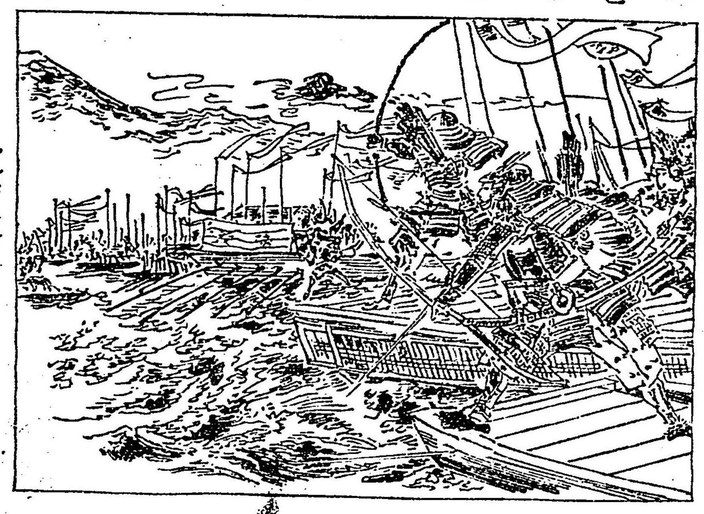

宗高扇を射る

壇浦の役

程なるも。未だ三時を過ぎずして達す。敵將櫻間良遠（サクラマヨシトフ）。兵三百を以て岸上に陣す。義經百五十騎を帥ゐて。岸に登り奮擊して。良遠を擒にし。進んで屋島に赴き火を民家に縱つ。平軍大に驚き。宗盛先帝を奉じて海に航す。是の時義經に從ふ所の兵士僅に七人。義經敵に兵士の寡單なるを知られんことを恐れ。乃ち又火を縱て城を燒く。城兵皆な航し。更に來りて岸に迫る。七人之を拒ぐ。是時東軍の後るゝ者漸く來り屬し。義經大に勢力を得たり。時に日既に晡あり。敵一舟を出し。美姬を載せて。扇を竿頭に挿み。之を舶に植て。陸地を距ること五十步の處より。麾して其扇を射せんことを求む。義經乃ち那須（ナス）宗高に命じて之を射さしむ。宗高胄を脫ぎ徐に出て。轡を水中に按じ一發して之れに中つ。扇轂忽ち碎けて。波上に翻り墮つ。兩軍呼譟して雷の如し。是に至て西軍又來り戰ふ。遂に利あらず宗盛先帝を奉じて志度（シド）に遁る。義經追擊し之を破る。是を屋島の役と曰ふ。

⑨壇浦の役の如何

⑨平軍屋島に破られ。宗盛鎭西に走んとす。範頼。豐後に在りと聞き壇浦（ダンノウラ）に泊す。義經進んで之を攻む。平軍大に敗る。權中納言平知盛乃ち先帝の船に赴く。諸嬪迎

經營神璽を收む

平氏亡ぶ

へて其狀を問ふ。知盛笑ふて曰く。君等今に東國の男兒を見るのみと。諸嬪號泣して死す。帝時に年八歲。建禮門院（ケンレイモンイン）も亦た繼て投ず。先帝を抱き出て船首に立つ。帝問ふて曰く。安くに之くやと。時子（トキコ）二位尼（ニイノアマ）乃ち寶劍神璽を挾み。將に賊箭を避けて他に徙んとすと。遂に帝と倶に海に投る。既にして神璽浮出し。片岡經春（カタヲカツネハル）之を收む。平行盛有盛等之を聞き皆な戰ふて死す。能登守教經（ノリツネ）の搏戰殊に厲し。義經之を望んで嘆じて曰く。敗軍の將にして。奮鬪教經の如き者能く幾人ぞある。吾れ此人を獲て將と爲さゝるを恨むのみと。教經義經と死を決せんと欲し。胄を免ぎ鎧袖を撤し。躍て義經の船に入る。源軍遮り鬪ふ。輒ち搏て之を仆し。直ちに義經に逼る。義經躍て別舟に徙る。教經追ふ能はずして止む。安藝時家（トキイヘ）膂力あり。二壯士を以て進み搏つ。教經蹴て一人を仆し。二人を挾し海に投じて死す。宗盛及び子淸宗（キヨムネ）。時忠（トキタヾ）等皆な源軍の虜と爲る。知盛聞て悲憤之を久ふして曰く。吾れ以て死す可しと。教盛と自殺す。餘衆殆んど殲く。海水之れが爲めに赤し。是に至て義經神璽及び皇太后。皇弟を護し。諸俘虜を併せて京

師に還る。範頼留て西海を鎮す。是を壇浦の役と曰ふ。

第十六章　藤原氏

㊀藤原鎌足（カマタリ）ハ。天兒屋根命（アマノコヤネノミコト）の苗裔にして。舊姓を中臣（ナカトミ）と曰ふ。鎌足ハ博學にして器略あり。皇極（クワウキヨク）帝の朝に。中大兄皇子（ナカノオホエノミコ）を補佐し。蘇我入鹿（ソガイルカ）を誅し。大難を定め制度を建つ。薨する時。天智（テンチ）帝其第に親臨し。疾を問ひ。官位を進め藤原氏の姓を賜ふ。

㊀藤原氏の起因ハ如何

鎌足の子不比（フヒ）ハ。元明（ゲンメイ）帝。及び元正（ゲンシヤウ）帝の兩朝を補翼し。又長女宮子（ミヤコ）媛ハ。聖武帝を生み。次女光明（クワウミヨウ）后ハ。聖武帝の皇后となれり。此故に藤原氏の累世外戚となるハ。此時に始る。不比等に武智麻呂（タケチマロ）。房前（フサキ）。宇合（ウマカヒ）。麻呂（マロ）の四子あり。皆な家を分つ。後世藤原氏の族にして。事に任ずる者ハ。唯、麻呂の子孫を除くの外此三家より出づ。宇合の子に廣嗣（ヒロツグ）なる者あり。僧の玄昉（ゲンバウ）を退けんと。亂を興して殊に伏し。廣嗣に良嗣（ヨシツグ）。百川（モヽカハ）。藏下麻呂（クラジタマロ）の三弟あり。武智麻呂の子に豐成（トヨナリ）ある者あり。孝謙（カウケン）帝の朝に仕へて政を執る。豐成の弟に仲麻呂（ナカマロ）ある者あり。亦た政事に任ず。時に仲麻呂。兄。豐成を忌憚し誣告して之を貶謫す。是に至て仲麻呂の威權中外を壓す。良嗣大に之を

惡み、誅滅せんことを謀る。事遂に漏れて。姓を除せらる。然る後仲麻呂叛し。藏下麻呂之を誅す。稱徳（シヤウトク）帝。崩御の後ち。道鏡不軌を懷く。此時に方りて。百川策を決し。光仁（クワウニン）帝を立て。遂に道鏡を貶謫す。抑も藤原氏ハ。初めに鎌足あり。後ちに百川ありて。帝室に對して大勳功を建つ。又房前の孫冬嗣（フユツグ）ハ教育を重じ。勤學院を立て。子弟を敎授し。其子良房ハ攝政に。其孫基經（モトツネ）ハ關白の顯職に陞り。基經に時平（トキヒラ）。忠平（タヾヒラ）の二子あり。忠平に實賴（サネヨリ）。師輔（モロスケ）の二子あり。各、相繼續して政を執る。師輔に兼通（カネミチ）。兼家（カネイヘ）の二子あり。互ひに權を爭ひ。常に相親和せず。是の道の家風稍や衰へり。又兼家に道隆（ミチタカ）。道兼（ミチカネ）。道長（ミチナガ）の三子あり。皆な相續て政を執る。其中職に居ること最も長く。威權最も重きを道長と爲す。此に至て藤原氏の勢力。最も隆盛の極に至ると謂ふ可し。其子賴通（ヨリミチ）ハ父道長に代て家職を襲ふ。良房攝政たりしより。賴通に至るまて。凡そ十一世の間。政權ハ專ら藤原氏の掌握する所となれり。後三條帝位に卽くに及び。政權全く朝廷に復す。是れ藤原氏盛衰の概要あり。

第十七章　源平二氏

姓を平氏と賜ひしハ今を距ること千百〇九年前、源氏の姓を賜ひしハ千〇三十二年前、

㈠平氏の驕慢を語れ

㈠平氏ハ桓武帝○其皇子○葛原親王の子高棟に○平氏の姓を賜ひしに起る。高棟に○國香○良將の二子あり○良將の子を將門といふ○天慶二年將門反し常陸大掾國香を殺し○國香の子平貞盛○藤原秀鄕と謀り○襲ひ擊て之を誅す○即ち平將軍是れなり○貞盛將門を誅滅せし功に依り○鎭守府將軍となる○貞盛の曾孫に正盛なる者あり○兵馬の職を源氏と共に司る○其子忠盛○白河○鳥羽両上皇に事へて寵あり○遂に正四位下刑部卿とあり○昇殿を聽さる○忠盛に七子あり○淸經○經盛○敎盛○家盛○賴盛○忠重○忠度といふ○長子淸盛最も著る○淸盛保元の亂に○白河殿を攻めて功あり○故を以て太宰大貳となり○邸宅を六波羅に設く○又平治の亂に功を奏す○是れより平氏の威○天下に振ふ○既に玄て淸盛太政大臣に累進し○專橫漸く增長せり○遂に後白河法皇を詐言に依て○鳥羽殿に幽し○大に天下の人心激怒せしむ○是時源賴政○以仁王を勸め兵を擧げて○平氏を討つ○賴政戰利あらずして自刃す○後ち源賴朝兵を伊豆に起し○源義仲も亦た兵を信濃に起して○賴朝に應じ○其他近江の山本氏○柏木氏○西海に在ては菊池氏○緖方氏○南海に在ては河野氏等幷び起り

㈡源氏の盛衰を述べよ

て兵を擧ぐ○是より先き淸盛煩熱を病み○僅かに七日にして薨ず歲六十四○淸盛の子宗盛庸愚あるを以て○父業を繼ぐ能はず○終に壇浦の役に一族皆な亡滅す○

㈡源氏は淸和帝○其皇子○貞純親王の二子經基○經生に源氏の姓を賜ひしに起る○經基は六孫王と稱し武幹あり○其長子滿仲筑前國三笠郡土山の良治に命じ○二刀を作らしむ○即ち鬚切○膝丸是れなり○累代之を傳へて家寶と爲す○滿仲に賴光○賴信の二子あり○皆な武略を以て世に著る○賴信の子に賴義あり○賴義ハ前九年の役に功あり○賴義の子に義家あり○義家を後三年の役に功あり○賴義○義家共に前後陸奧守とあり○其後世强盛にして天下の覇業を成すは之に基す○義家の孫爲義は保元の亂に多し○故を以て東國を鎭撫す○能く東國の士○質を委して之れが臣僕たる者死し○爲義の子義朝は平治の亂に誅せられ○後ち賴政○以仁王を謀り○平氏を討滅せんと欲し○兵を擧ぐるも○戰利あらずして○宇治の平等院に自殺す○是に至て○賴信の子孫殆んど絕へ○唯〻義朝の子賴朝等の僅かに死を免れて○各地散在するのみ○既にして賴朝等○兵を擧げて○平氏を壇浦に滅し○遂に六十六國の總追捕使と

なり。是より天下の權を源氏の一手に掌握す。賴朝薨ずるの後ち。其子賴家。父業を襲ひ。北條時政執權となりて政權を握り。遂に賴家を殺し。賴家の弟。實朝に其職を襲がしむ。然れども實朝柔弱にして。北條氏の威權に制せられ。又殺さる。賴朝覇府を鎌倉に開きしより。實朝に至るまで四十年三世にして廢絶す。

天慶以還の風俗

板屋草舍を廢す

㊀中古に係る風俗の概要を語れ

第十八章　中古の風俗

㊀中古風俗ハ。上古の風俗と著しき變更ありて。凡て唐風と佛法とに成れり。今人心より之を言ふときハ。佛法の盛に行はるゝの故を以て。幾分か人心をして柔弱ならしめ。前世の罪科。又ハ鬼魔。呪詛の爲めに。疾病災害に罹るものと爲し。頻りに現世の賴みなきを嘆ずるが如き感情を表せり。而して天慶の頃より上下一般概して殘忍刻薄の心に變化す。是れ數〻戰亂あるを以て。人々殺伐を事とするに職由せり。家屋の如きハ。初め板屋。草舍なりしも。聖武帝の朝に。火災暴風雨を防んが爲め。板屋草舍を廢止し。瓦を以て屋を葺の制を定む。然れども一般人民に強て爲さしむるに非ず。五位以上の者若しくハ庶人にして營繕の資力ある者に限りしなり

葬儀

衣服

飲食

家屋

冠婚葬祭

㊁藤原時代の風俗ハ如何

○第二編中古史△第十八章中古の風俗

葬儀ハ上古に於て。土中に埋むるの制なりしも。後ち其制を廢し。中古ハ水葬。火葬又ハ山野に棄るの制となり。洵に忍びざるの弊風と爲れり。火葬ハ固より屍を燒却するハ言を俟たざれども。其火葬中に。大藏と稱するものありて。屍を燒き。其骨を細粉にして。之を山野に散ずる。此風たる專ら中人以上に行はる。水葬ハ石を棺に約して水底に沈め。山野に棄るハ。棺に屍を斂めて棄て。若しくハ只〻屍のみを山野に棄てしといふ。是れ中古風俗の概要なり。

㊁藤原氏の時代は。凡て唐制の服に模擬し。貴顯の人は直衣に指貫を穿ち。卑賤の者も指貫を穿ち冠を戴けり。又食物は強飯或は粥を食ふを常とす。佛法の行れしより戰肉を食ふことを止め。鳥魚の肉のみを食することゝなす。家屋の如きは表門中門。寢殿。對家等あり。是れ通常の建築にして。其他美麗宏壯なる家屋ありといふ。

冠ハ男子ハ十五歲にして元服を行ひ。女子ハ十三歲にして裳着を行ふを以て禮式と爲す。婚姻ハ男女の間媒妁を用ひず自ら和歌又ハ文を贈て巳の意を通じ。而して後ち婚儀を擧ぐるを例と爲す。葬祭に至てハ。概ね佛式に依り。頗る奢靡を極めし

といふ。又貴人の他出は皆な牛車に乗り。男女共に顔ふ白粉を塗り婦人は持に鐵醬（おはぐろ）を以て歯を染むるを時の風と爲す。而して其頭髪ハ頗る長くして後ろに垂下し。衣服ハ袖裾共に長く。市女の如きハ。概ね笠を戴けり。若し笠を戴かざるときハ。面を覆ふが爲め。被衣（カッギ）を用ふ。實に當時の風俗ハ頗る惰弱に流れたり。

第三編　近古史

紀元千八百四十五年より紀元二千五百二十六年に至るまでの事實を記載す

第一章　頼朝の覇業

府を鎌倉に開きしハ今を距ること七百十一年前、後鳥羽帝の朝ハ七百〇七年前、

㊀頼朝義經を忌むの原因如何

㊀第八十二代後鳥羽（ゴトバ）帝文治元年。義經（ヨシツネ）をして、宗盛父子を押して腰越（コシゴエ）驛に至る。頼朝（ヨリトモ）入るを許さず。特に北條（ホウデウ）時政を遣し。俘虜を受けしむ。義經狀を作りて。大江廣元（オホエノヒロモト）に因りて情を陳すれども亦た許さず。初め梶原景時（カヂハラカゲトキ）。義經と。逆櫓の議を爭ひ。又先鋒たらんことを請ふ。義經聽さゞるを以て。景時深く之を怨み。平氏の滅るに及んで。書を頼朝に致し。義經が軍に在るときハ。頗る頼朝の節度に違ふを譏す。又嘗て頼朝義經の爲めに河越重頼（カハゴヘシゲヨリ）の女を聘す。然るに義經既に平時忠（タイラノトキタヾ）の女を娶る。頼朝其仇家と婚するを怒る。又た壇浦（ダンノウラ）の捷に。義

經。建禮門院（ケンレイモンイン）と舟を同ふす。頼朝其私するを疑ふ。是に至て益〻之を怒り。竟に見へず。義經快〻として京師に還る。是歳詔して。義經を伊豫守に任じ。院廳別當を兼ねしむ。義經京師を鎭護し。遵勤。上を奉じ。恩威。下に行はる。故を以て法皇倚頼す。頼朝又益〻之を忌む。梶原景時又た之を譖して曰く。今平氏既に滅び。海内風靡せざるなし。患ふ可きものは唯〻判官（義經）のみ速に之が處分を爲さずんバ。必ず大患を貽さんと。頼朝之を然りとす。又た義經が叔父行家（ユキイヘ）と密かに相往來するを聞き。益〻其異圖あるを疑ひ。遂に之を除んと謀る。乃ち僧昌俊（シャウシュン）を京師に遣し。義經を堀川（ホリカハ）の第に襲ふ。義經僅かに七人を從へて縱横突戰す。諸兵士變を聞きて馳せ聚り。行家も亦た來り援ふ。昌俊遂に敗走す。義經徑ちに法皇宮に詣り。變を奏して還る。既にして昌俊を擒にし遂に之を斬る。事鎌倉に聞へ。頼朝喜んで曰く。吾が兵始て名ありと。時に義經行家は頼朝の容れざるを怨み。乃ち頼朝を討するの宣旨を請ふ。朝議皆な義經を憚り權に之を許んと欲す。獨り右大臣藤原兼實（カヂザネ）曰く。頼朝の罪。未だ討つべきに至らず。且つ弟に命じて兄を討つ。之を如何と。法皇聽

諸國に守護地頭を置く

總追捕使

行家を殺さる

(二)泰衡義經を殺し頼朝泰衡

かず遂に之を許す。頼朝之を聞き。辭すれども。頼朝聽かず。乃ち將に發せんとす。範頼固く恐らくは九郎(義經)が尤に效んと。諸將を卹ひて黄瀬河に至る。義經。行家と鎭西に奔る。頼朝。奏して義經等の官爵を削る。又大江廣元の議を用ひ。北條時政をして京師を守護せしめ。且つ奏して曰く。天下の姦豪。諸道に伏匿するは。啻に義經。行家のみならず。若し起るに隨て兵を發せゞ勞費量られず。民大に苦まん。請ふ諸國に守護を置き。莊園に地頭を置き。所在逮捕せゞ。勞せずして自ら定るべし且つ常賦の外。畿内及び西南四道に課して。段毎に米五升を取り。以て兵糧に充んと。敕して之を許さる。因て家人の勳功ある者を以て守護地頭と爲し。自ら之を統べ。稱して總追捕使と曰ふ。是れより天下の兵權凡て鎌倉に歸し朝廷愈〻衰ふ。

(二)義經の鎭西に走るや。京人歎惜せざる者なし。義經大物浦に於て颶風に遭ひ。行家と相失し乃ち大和の吉野山に匿る。行家い和泉に漂着し。潜かに民家に匿る。是に至て北條時定捕へて之を斬り。其子光家を併せて首を鎌倉に傳ふ。義經吉野より轉じて陸奥に至り。藤原秀衡に依る。何くもあく秀衡卒す。終りに臨んで其子泰衡に遺言して。國事一に義經に委ね以て頼朝に抗せしむ。頼朝。泰衡の亂人を庇保するの故を以て。泰衡を討んことを請ふ。乃ち泰衡に敕し義經を誅せしむ。泰衡疑惑して未だ事を擧げず。遂に義經を衣河に襲ふ。時に辨慶及び鷲尾經春等奮戰ノ死す。義經遂に自殺し。其首を鎌倉に函致す。或い曰く。義經死せず。遁れて蝦夷に匿れ。後ち韃靼に入りーと。

義經自殺す

頼朝泰衡を討つ

頼朝謂らく泰衡い久く義經を庇保すと。泰衡鞭撻に軍し。厚樫山の北に城き。庶兄國衡をして之を守らしむ。頼朝進んで之を拔き。國衡を殺す。泰衡此の敗報に接して遁る。頼朝追擊して厨川に至り。衆に謂て曰く。我祖先貞任に厨川に克つ。吾れ泰衡を獲るも亦た必ず此地に於てすと。時に泰衡將に蝦夷に奔んとす。遂に其部將河田二郎の爲に殺さる。二郎乃ち其首を持して降る。頼朝二郎の不忠を責め遂に之を斬りて

(二)泰衡義經を殺し頼朝範頼を殺す等の要領を誤れ

我兄弟讐を復し、

賴朝征夷大將軍と爲る

富士野に獵す

曾我兄弟父の仇を復す

範賴自殺す

○泰衡の首を梟す。是に至て泰衡の族俊衡以下皆な降り。奥羽悉く平ぐ。依て葛西清重(キヨシゲ)を留め。政令悉く秀衡の舊に依りて。治めしめ。尋で鎌倉に還る。

建久三年。賴朝正二位に拜し。征夷大將軍と爲る。翌年大に富士野(フジノ)に獵し。關東の將士畢く來り會す。獵罷み將に還んとするの時。曾我祐成(ソガノスケナリ)。弟時致(オトヽトキムネ)と。夜。工藤祐經(クドウスケツネ)の營に入り。斫りて之を殺す。是れ父の仇を復するなり。此夜暗黑にして雷雨甚し。士卒出で鬪ひ死する者多し。然れども遂に祐成を斬る。時致轉ト て賴朝の幕を犯し捕へられて曰く。吾が祖祐親(スケチカ)は。將軍之を仇とす。吾が仇祐經は。將軍之を寵す。吾れ是を以て怨むと。遂に殺さるるに。鎌倉訛傳す。賴朝害せらると。政子(マサコ)大に驚き泣く。時に範賴留守たるを以て。之を慰安して曰く。範賴あり。以て憂と爲す勿れと。後ち賴朝之れを聞いて範賴を惡くみ。伊豆の修禪寺(シュゼンジ)に逐ふ。梶原景時。賴朝に勸め。兵を遣して之を攻む。範賴火を縱て自殺す。是に於て賴朝の諸弟僅かに僧の全成(ゼンセイ)あるのみ。將府孤立して復た强援なし。是れ北條氏簒奪の端緒を啓くものと謂ふ可し。

紀元千八百五十九年

賴朝薨す

時政政を執る

執權此に始る

㊀北條氏簒奪の顚末如何

第二章　北條氏の簒奪

土御門帝(ツチミカド)の朝(今を距ること六百九十二年前、賴朝薨じ時政執權となり〜も亦た同年前、順德帝の朝(六百八十年、

㊀第八十三代土御門(ツチミカド)帝正治元年。征夷大將軍源賴朝(ミナモトノヨリトモ)薨ず。賴朝人と爲り沈毅にして度量あり。初め伊豆の一羈人より起り。六歲を經て平氏を滅し。遂に能く覇府を鎌倉(カマクラ)に開き。天下兵馬の權を掌握するものは。人心を服するに足るの德あるを以てあり。其子賴家(ヨリイヘ)。父の職を嗣ぎ。母政子(マサコ)政事を與り聞く。外祖北條時政(ホウデウトキマサ)執權たり。賴家淫縱度なし。政子之を戒むるも尙ほ悛めず。時政之を知るも敢て問はず。建仁元年帝上皇に覲す。時に小山朝政(ヤマトモマサ)(鎌倉の部將)扈從す。時に城長茂(ジヤウノナガシゲ)兵を率ひて。亂を京師に起す。朝政拒て之を卻く。初め長茂(ミナモトノヨシナガ)源義仲の爲めに敗られ。會津(アヒヅ)に奔り。後ち賴朝に降る。是に至て賴家(ヨリイヘ)が昏暴にして衆を失ふを聞き。潛かに異圖を挾み。遂に上皇宮を犯し。迫りて賴家を討するの宣旨を請ふ。許されず。乃ち奔りて吉野(ヨシノ)に匿る。朝政索獲して之を殺す。其族資盛(スケモリ)。越後の鳥阪(トリサカ)に據る。賴家佐々木盛綱(サヽキモリツナ)を

遣し。討て之を平ぐ。故を以て詔して頼家を從二位に叙し。征夷大將軍と爲す。既にして頼家病劇し。政子其起つ可らざるを度り。時政と繼嗣を議して。天下を二分し。千幡をして關西三十八州を總督し。頼家の長子一幡をして關東二十八州を總督せしむ。比企能員の一幡の外祖なるを以て。不可と爲し。且つ念ふに千幡及び北條氏を滅さゞれば威柄已れに歸せんと。頼家に告げて曰く。今地頭の職を割て叔姪竝び立たば。恐くは威權兩屬し。爭亂日に起ん宜く早く之が計を爲すべしと。頼家之を然りとし。能員を召んで密かに議す。政子耳を障外に側たて、其謀を聞き。時政に告ぐ。時政事に托して能員を招く。能員往て將に入んとす。伏兵俄かに起りて之を斬る。是に於て其子宗員等一幡を擁して。小御所に據る。政子乃ち北條義時。畠山重忠等を遣して之を攻む。定員火を縱て自殺し。一幡も亦た焚死す。頼時之を聞き。和田義盛。仁田忠常をして時政を誅せしむ。義盛之を時政に告ぐ。時政人をして之を殺さしめ。罪を忠常に歸して曰く。能員を殺せし者は忠常なりと。乃ち政子頼家をして髮を削らしめ。之を伊豆の修禪寺に幽し。遂に千幡を立つ。詔して千幡に名

を實朝と賜ひ。征夷大將軍と爲す。元久元年時政人をして頼家を弑し。又畠山重忠を殺す。是に至て時政威柄を專擅し。大將軍實朝を弑し。平賀朝雅を立んと謀る。事覺る。時に實朝其第に在り。政子諸將を遣し。之を義時の第に遷す。兵皆な從歸せり。依て時政の勢燼り遽かに髮を削る。終に時政夫妻を其邑北條に放ち。義時を以て代りて政を執らしむ。尋で兵を遣し朝雅を誅す。朝雅京師に在りて。威權頗る熾なり。是時方に上皇に侍し棋を圍む。會〻從士來りて變を告ぐ。朝雅從容として局を畢へ。奏して曰く。關東の兵來り擊つ。臣死を逃るゝ所あし。請ふ辭せんと。乃ち其第に還り戰ふて死す。是時既に千葉常胤。土肥實平等皆な老死し。熊谷直實。佐々木高綱等も前後逃隱し。北條氏獨り幕政を專決す。故を以て義時の權威益〻熾なり。第八十四代順德帝建保元年。信濃の泉親衡。朝家の子千壽丸を奉し。兵を擧げて北條氏を滅んと謀る。和田義盛の二子義直。胙胤長等之れに應ず。既にして事覺れ。義時兵を遣して親衡を捕んとす。親衡勇力あり。數十人を殺して逃る。千壽丸京師に走り。義直等虜に就く。是時義盛上總に在り。馳せ歸りて實朝に謁し。

義盛敗死す

公曉實朝を殺す

巳が切勞を叙して。二子を贖んと請ふ。實朝素と義盛を親信す。依て特に之を聽す。義盛又族人を率ひて胤長を救んことを請ふ。義時常に和田の强族を忌み。激して之を除んと欲し。其姪胤長を陸奥に流して其第を奪ふ。義盛大に怒り兵を起して義時を攻め。急に幕府に赴き。實朝を取んと欲す。時に義時方に客と碁す。徐に起て衣を更へ廣元と幕府に赴く。既にして義盛の弟三子義秀（朝夾奈三郎）門を排して入り。向ふ所破らざるなし。乃ち義時。廣元い實朝を擁して。難を法華堂ふ避け。長子泰時をして之を防がしむ。義盛奮戰し。其七子と共に死す。獨り義秀海に航して安房に走る。是に於て實朝功を論じ。和田氏の邑を分ちて以て將士を賞す。獨り泰時辭して曰く。義盛素と反心あるに非ず。惟、臣が父を怨むのみ。故に臣。父の爲めに仇を擊つ。焉ぞ賞を受く可んと。竟に受けず。後ち義盛の遺臣。復た千壽丸を奉して兵を京師に擧く。鎌倉の兵士之を攻めて平げ。千壽丸自殺す。承久元年。實朝拜賀の禮を鶴岡の祠に行ふ。時に賴家の子公曉。祠の別當たり。常に父の害に遭ふを憤り。實朝を父の仇なりと謂ひ。窃に報復を謀る。此日遂に實朝を祠前に斬り。備中

義時賴經を鎌倉の主と爲す

尼將軍

起元千八百八十一年

三上皇

㊀木院鎌倉を圍るの事由如何

に走る。後ち義時政子の命と稱して之を殺す。時に義時一皇子を得て鎌倉の主と爲んと請ふも。二主を立るの故を以て聽されず。左大臣道家い賴朝の姻親なるに因りて尼將軍といふ。賴經幼ふるを以て。政子庶務を聽斷す。世之を稱して尼將軍といふ。賴朝覇府を鎌倉に開きしより。實朝に至る三世四十一年。實朝既に薨し。源氏の統絶へ。義時の威權日に益〻熾盛を加ふ。

第三章　承久の變

今を距ること六百七十年前にして即ち仲恭帝即位の年なり

㊀第八十五代仲恭帝。四歲にして位に卽く。太政大臣藤原道家政を攝す。時ふ三上皇あり。順德上皇を新院と稱し。土御門上皇を中院と稱し。後鳥羽上皇を本院と稱す。本院尙ほ諸政を聽斷し。常に鎌倉の跋扈を憤り。王政を復せんと欲す。北條義時權勢益〻强く。藤原公經と相結び。窃に朝政を弄す。本院彌〻之を惡む。是より先き本院熊野に幸するの時。仁科盛遠兒を携へて路傍に伏謁す。本院其兒を愛し。擢て、西面と爲す。盛遠感喜して。竟に京師に留る。義時幕士を以て恣まに奉待するを怒り。盛遠が邑を褫ふ。本院敕して之を舊に復さしめんとするも。義時命を奉

㊀義時叛して京師を犯すの顚末を述べよ

せず。會〻三浦胤義京師ゟ宿衛し。妻の故を以て義時を憾み。任期滿て還らず。乃ち本院藤原秀康をして義時を討つの旨を。胤義に諭さしむ。胤義奮然として兄。義村を勸誘し應援せしめんことを奏す。本院大に喜んで遂に策を決せり。後ち本院城南の流鏑馬に託して。近畿の兵を徴し。密に使を遣して東國の諸豪を諭し。義時が官爵を奪ふて之を討つ。時に承久三年なり

㊁本院の詔書義村に達するや。義村其使を逐ひ。詔書を義時に示す。義時曰く。吾れ夙に此事あるを知る。然れども殊に其遲緩なるを怪むのみと。因て義時、政子と謀り。大に諸將士を會して之を議す。政子諸將士に命を傳へて曰く。汝等苟も故右大將頼朝の恩を忘れずんば。協力して以て舊業を全かせよ。若し院宣に應ゝて關東を圖んと欲する者ハ。宜く之を今日に決すべしと。諸將皆な感激して死を効んと願ふ。是時義村。安達景盛等は。足拇、函根に據りて官軍を待んと請ふ。大江廣元曰く。嶮を守り日を曠ふせば。衆心變ずるの虞あり。直ちに進戰するに如ず。義時之に從ひ遂に叛す。時に泰時諫て曰く。普天の下。王土に非るなし。我れ縱ひ罪なきも

○豈に天子に抗す可んや。手を束ねて降を乞ひ。死を免れ〻山林に隱んと。義時曰く。汝が言素より善し。然れども之を明時に用ふ可くし。之を今世に施す可らず。何とおれば朝綱方に紊亂し。庶民憂苦に沈む。吾れ今日の擧は。天下の爲めに患を除んと欲するに過ぎざるのみと。諸將を部署し。東海、東山、北陸の三道より並び進む。泰時先づ發す。已にして泰時單騎馳せ還り。義時に見へて曰く。若し車駕親征せば何を以て之を處せんと。義時默思良久ふして曰く。天威犯す可らず。宜く宵を脫き弦を斷つ。身を下吏に委ぬべく。若し諸將に遇はゝ鏖戰して遺すなかれと。泰時諾して再び發す。時に本院東兵發すると聞き。乃ち諸軍を部署す。宮崎定範。仁科盛遠等越中を拒き。藤原秀康。三浦胤義等尾張。美濃の間を拒ぐも。皆な戰ひ利あらず。退て之を宇治。瀨田に扼して大に賊軍を敗る。既にして官軍復た敗績し。泰時進んで京師に入り。乃ち義時の官爵を復し。罪を權中納言藤原光親。參議藤原信能等六人に歸し。悉く之を鎌倉に押送す。乃ち義時之を斬る。獨り權大納言藤原忠信は鎌倉と親あるを以て越後に流さる。義時。天皇に逼りて位を遜らしめ。高倉

帝の孫。茂仁親王を立て。本院を隱岐に。新院を佐渡に。雅仁親王を但馬に。賴仁親王を備前に遷す。中院獨り軍謀に參與せざるを以て問はず。然れども中院獨り留るを欲せず。因て之を土佐に遷す。

○戰功ある諸將士に分與し。泰時。時房を京師に留めて守衛せしめ。府を南北六波羅に置き。泰時一日京師の樞尾の僧高辨の名を聞き。往て之を訪ふ。高辨。泰時に語て曰く。我大日本國ハ。皇祖を無窮に傳へて。實に至貴至嚴なり。天下孰れか之に反する者あらんや。今君等官軍に抗し。天皇に逼て位を遜らしめ。上皇を遷し。公卿を殺戮す。上下爲に痛歎せざる者なし。古人云ふ。人、衆けれバ天に勝ち。天、定れば亦た人に勝つと。君將た何を以て大逆の罪を償んとするやと。泰時悚然として大に悔悟す。是れ此を承久の變と曰ふ。是れより皇威陵夷し。天下の政權。全く武人の手に歸せり。

第四章　陪臣の專權

㊀泰時、時賴の治績を問ふ

泰時の治績

紀元千八百八十一年

㊀第八十六代後堀河帝元仁元年。鎌倉の執權北條義時其近侍の爲めに刺殺せらる。是に至て政子。泰時をして執權職を襲がしむ。時氏、時盛、泰時に代て六波羅の府に居る。嘉祿元年。泰時評定。引付の兩職を設け以て政務を處辨す。貞永元年。式目五十條を定め。以て聽斷に資す。蓋し泰時訟獄を斷ずるハ。公理に依て毫も私なからしめんと欲するの意に出るなり。第八十七代四條帝曆仁元年。征夷大將軍藤原賴經入朝し。泰時之に隨ふ。是歲六波羅に戍兵を置き。篝火を設けて以て盜賊に備ふ。是より先き秋大風雨あり。連日霽れざるを以て關東の米穀登らず。農民大に困弊し。前年に借する所の出擧米を償ふ能はず。泰時此狀情を憫察し農民を召集して。納るゝ所の債券を悉く燒棄して曰く。農夫等苦慮する勿れ。縱令將來豐歲に遭遇するも。復た之を督促せざるなりと。尚且つ酒食を給し。人每に米一斗を與ふ。是に至て農民皆な其恩に感泣せり。仁治元年泰時卒す。經時嗣て執權と爲る。泰時人

四條紀元八百九十二年

戍兵を置き篝火を設く

泰時債券を燒く

府を六波羅に置く

僧高辨泰時を戒む

四十五年前、龜山帝の朝ハ六百三十一年前、後宇多帝の朝ハ六百十六年前、伏見帝の朝ハ六百〇三年前、後伏見帝の朝ハ五百九十二年前、後二條帝の朝ハ五百八十九年前、花園帝の朝ハ五百八十三年前、後堀河帝の朝ハ今を距ること六百七十年前、四條帝の朝ハ六百五十九年前、後嵯峨帝の朝ハ六百四十九年前、後深草帝の朝ハ五百

と爲り。節儉を以て堅く自ら守り。衣服器皿敝ると雖も改め造らず。又親族に敦く。嘗て弟朝時（トモトキ）が家ゐ寇ありと聞き。輒ち起て赴き援ふ。或其身を輕んじて小事に赴くを戒む。泰時曰く。兄弟の急難何ぞ小事と曰ふ。苟も吾が親を喪はゞ。職重きも何をか爲んと。政を執るや銳意治を求め。其政府に參するや。勤敏懈らず。身を以て衆を率ひ。又儒士を愛し。嘗て孫、經時（ツネトキ）に謂て曰く。政を爲すは文に在り。專ら武斷を用ふ可らずと。故を以て泰時執權の職に在ること十八年の久しき政平に訟理なり。衆庶各〻其業に安ず。其卒するに及んで。天下之を惜まざる者ゐしと云ふ。

第八十八代後嵯峨帝寛仁二年。賴經（ツネツネ）征夷大將軍を罷め。其子賴嗣（ヨリツグ）を以て之に代ふ。時に年六歳なり。四年。帝、位を皇太子に禪る。帝の性寛仁にして。上下悦服す。禪位の後。政を院中に聽くこと。二十六年。崩御に臨み。遺詔して龜山（カメヤマ）帝の後をして世々大統を承しむ。蓋し其意朝權を恢復するに在り。第八十九代後深草（ゴフカクサ）帝寛元四年。經時疾を以て職を弟時賴（トキヨリ）に讓り。尋て卒す。鎌倉物議騷然たり。時に時賴の從父光時（ミツトキ）。前將軍賴經に寵あり。因て密に賴經に勸め。時賴を除て。自ら其職を襲んと欲す。既にして謀漏洩し。時賴乃ち兵を集めて自ら衛る。光時事の成らざるを慮り。髮を削りて其罪を謝す。時賴直に之を伊豆に流し。又賴經を京師に追ひ。三浦光村（ミツムラ）等をして護送せしむ。光村。久しく賴經に近侍するの故を以て。甚だ親愛せらる。京師に至り辭して歸るの時涕泣して曰く。臣必ず以て君に報ふるあらんと。時賴既に執權と爲る。光村京師より鎌倉に還り。兄泰村（ヤスムラ）を勸め。賴經を迎へ復んが爲め。時賴を滅んことを圖る。泰村果さず。初め時賴の外祖安達景盛（アダチカゲモリ）。泰村と權を爭ひ。景盛。遂に髮を削て高野（カウヤ）に在り。是に至て鎌倉に來り。時賴に見へ密議之を久ふし。出て子義景（ヨシカゲ）等を見て其泰村が凌辱を受るを讓む。適〻時賴事に因りて泰村の家に宿す。族人悉く集りて酒を侑め。迭ひに出て更〻入る。時賴之を怪む。時に半夜障內に鎧冑の音あるを聞き。益〻之を疑ひ。決起して一侍臣を從へ其第に歸る。泰村大に驚き。使をして罪を謝せしむ。時賴慰諭して使を歸し。戒心怠らず。大江（オホエ）季光（スエミツ）の妻は泰村の妹あり。來りて泰村に勸めて事を擧げしむ亦た果さず。專ら脩睦せんと欲す。已にして景盛兵を帥ゐて來り攻む。泰村愕て之を防ぐ。時賴の弟時定（トキサダ）

時賴藤綱を用ふ

藤綱遺錢を索む

又來り攻め。火を上風に縱つ。泰村支ふる能はず光村と共に自殺す。建長四年賴嗣、時賴を圖る。時賴既に賴嗣を廢し。後嵯峨帝の皇子宗尊親王を迎へて。征夷大將軍と爲す。康元元年時賴疾あり。子時宗(トキムネ)が猶ほ幼なるを以て。其族長時(ナガトキ)をして代りて執權の事を攝せしめ。大事に至ては自ら裁決す。賴時精を府政に勵し。最も人を得るを重んず。故を以て上總人青砥藤綱(アヲトフジツナ)を擢用して機務に參決せしむ。藤綱は廉潔剛直にして。權貴を憚らず。好んで貧困の民を賑恤し。自ら奉ずること甚だ薄く。偶ま時賴夢兆あり。之に祿を加へんと欲す。藤綱辭して曰く。君今ま夢を以て祿を賜ふ。他日又夢を以て臣を斬んかと。時賴益〻之を敬異す。時に北條氏の封人、人と田を爭ふ者あり。時賴の裁決當を失す。藤綱乃ち其議を覆案し。田を以て本主に還へす。田主之を德とし。密に錢を竊して其庭内に投じて報を爲す。藤綱怒りて之を郤けて曰く。主君天下の直を司る。故に吾れ主君の爲めに其司る所を助く。豈に汝の貨に汚れんやと。嘗て夜滑河(ナメガハ)を過ぐ。時に誤て十錢を水中に遺つ。乃ち直五十錢の炬(アテト)を買ひ。水を照して之を索む。或其得失相償はざるを笑ふ。藤綱曰く。五十錢

時賴の治績

時賴威服して各地を周覽す

龜山紀元千九百二十年

は吾れに出て人に入る。今十錢を收めて世に存す。是れ六十錢あり。終に一を失はず。亦た洪益ならずやと其用意の周到ある此の如し。弘長三年時賴卒す。時賴職に在りて。朝の舊制及び泰時の式目を遵守す。故を以て士民悅服し。內外治と稱す。職を解くに及んで。微服して各地を周覽し。民の疾苦を訪ひ。寃枉を察す。是に由て郡國の守宰皆な自から奮勵し。風化大に行はる。第九十代龜山帝文永元年。北條政村(マサムラ)、長時に代りて執權の職を襲ぐ。三年。僧の良基(ヨシモト)。嚴慧等素と將軍宗尊親王に親近す。窃かに其黨と北條氏を滅んことを謀る。宗尊親王實に之を知らず。是に至て謀洩れ。良基高野山に奔りて死し。嚴慧亡命す。時宗政村と議し。宗尊親王を廢して之を京師に逐ひ。

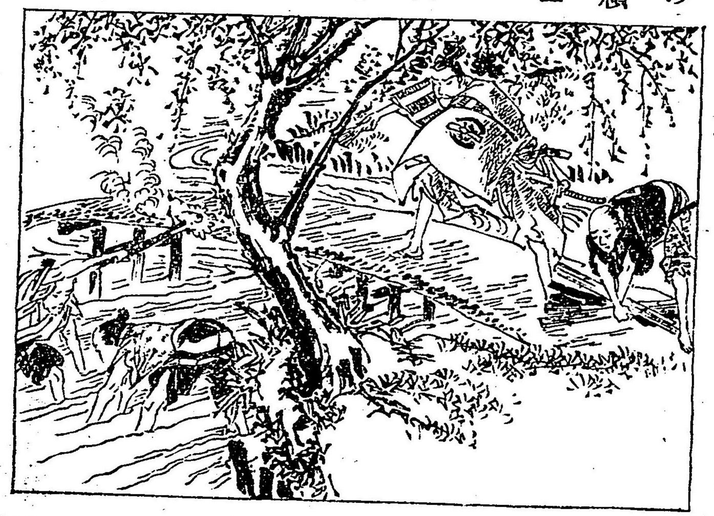

後宇多紀元千九百三十五年

伏見紀元千九百四十八年

其子惟康王を迎へて征夷大將軍と爲す。年甫て三歲なり。時宗始て執權と爲る。第九十一代後宇多帝。弘安七年に。時宗卒す。其子貞時職を襲ぐ。時宗人と爲り强毅にして。元寇を誅滅し國威を宣揚するの偉功を奏せり。第九十二代伏見帝正應二年○惟康親王鶴岡祠に謁す。儀仗美を盡し。將士崇敬す貞時其異志あるを聞き。遽かに之を廢し。京師に送還す。時人謂ふ。將軍京師に謫せらると。貞時、奏して皇弟久明親王を迎へ。征夷大將軍と爲す。時に淺原爲賴。夜禁中に入り。宮女に就て帝の在す所を問ふ。宮女紹て曰く。南殿に在すと。爲賴之れに赴く。宮女急に中宮に赴き變を上る。帝乃ち之を春日殿に避け。宿衛をして爲賴を討たしむ。爲賴紫震殿に至て自殺す。初め帝の立つや。龜山上皇の意に非ず。乃ち爲賴の逆を謀るに當り○時論皆な龜山上皇の使むる所と疑ふ。是に於て龜山上皇。書を貞時に賜ひ。其他めおきを示す。乃ち事釋くを得たり。

紀元千九百五十九年

㈡兩統迭立の議を定むるとハ如何

㈡第九十三代後伏見帝と伏見上皇の長子あり。天皇禪を受く。年甫めて十一。故を以て伏見上皇。尙ほ政を院中に聽く。正安三年。天皇位を皇太子に傳ふ。是に於て

兩統迭立の議を定む

後二條紀元千九百六十二年

華園紀元千九百六十八年

本中新の三院及び前後伏見二帝を幷せて五上皇あり。是より前き。後嵯峨帝。後深草。龜山二帝を生み。就中最も龜山帝を愛し。其子孫をして長く皇統を承けしむ。深草帝之を惱り。時宗に諭して伏見帝を立つ。伏見帝。密かに貞時に告げて曰く。龜山帝、常に承久の事を憤る。其後を立つるは鎌倉の利に非ずと。貞時乃ち後伏見帝を立つ。因て後宇多上皇。使を鎌倉に遣り。後嵯峨帝の遺詔に違ふを讓む。貞時奏して後深草、龜山の兩統迭ひに立つの議を定め。限るに十年を以てす。貞時先づ宇多帝の皇子。卽ち後二條帝を立つ。初め賴朝は近衞、九條の二家を以て攝政關白の任に充るも。時賴に及んで。一條、二條、鷹司の三家を加へて之を五攝家と稱し○以て藤原氏の權勢を分てり。貞時其故例を襲ぎ。兩統迭ひに立つの議を定めたり○元弘の亂實に此に基す。第九十四代後二條帝正安三年。貞時。大將軍久明親王を廢して。京師に送還れに代り。時村副と爲る。德治三年。貞時。執權を罷め。師時之し。其子守邦王を立てゝ征夷大將軍と爲す。時に年甫て七歲。第九十五代華園帝は伏見帝の第三子なり。帝幼にして。伏見上皇尙ほ政を院中に聽く。慶長元年貞時卒

貞時綱衣を被て郡國を巡察す

紀元千九百二十年

㊀時宗蒙古の使者を卻む〜理由を語れ

す貞時意を府政に留め。祖時賴(トキヨリ)の風を慕ひ。職を罷るに及んで。屢〻緇衣を被て。郡國を巡察し。民の寃枉を問ひ。摘發する所多し。故に吏員欺くを得ざるあり。又或は間使を發して巡察せしむ間使往々奸を成す。終に親ら往て之を按ずと云ふ。是れより前き師時、時村竝に卒す。貞時相尋て卒す。其子高時(タカトキ)猶は幼なり。族基時(モトトキ)、貞顯(サダアキ)遺命を以て連署して事を行ひ。以て高時を輔く。

第五章　元寇の變　龜山帝の朝ハ今を距ること六百三十一年前、宇多帝の朝即ち元兵來寇の時ハ六百十年前

㊀第九十代龜山(カメヤマ)帝文永五年。蒙古(モンゴヤ)の主忽必烈(コツヒツレツ)。高麗(コマ)人をして書を我に致さしめて曰く。服せずんば兵を用んと。朝廷之を鎌倉(カマクラ)の將軍府に下して議せしむ。北條時宗(ホウデウトキムネ)以爲らく書辭禮なしと。乃ち卻けて受けず。明年高麗嚮きに使を蒙古に遣り。我が使者を卻くるの狀を報ず。忽必烈信ぜず。其言を風波に託し。半途にして還るを疑ひ。再び使者黑的(コクテキ)等を遣りて必ず達せんことを期す。是に至て高麗其臣、申思佺(シンシセン)をして黑的等を導かしめ。復た對馬に來りて答書を求む。嶋守拒て納れず。八年蒙古の使者趙良弼(テウリヤウヒツ)。高麗の使者と俱に太宰府(ダザイフ)に來る。府其國書を求む。良弼與へずして曰

蒙古國號を元と改む

紀元千九百卅五年

元寇劉馬に寇す

時宗元使を斬る

㊁元兵入寇の狀況を記せよ

く。當に自ら之を皇都に致すべし。否らざれば必ず之を鎌倉の將軍府に呈せんと。府强て之を求む。乃ち寫本を以て之を示す。府之を鎌倉に送る。鎌倉復た之を京師に奏せり。朝議して答書せんと欲す。然れども時宗又以て不可と爲し。奏して答書を止め。太宰府に令して良弼を逐ふ。是歲忽必烈國號を改めて元と曰ふ。

㊁第九十一世後宇多(ゴウダ)帝文永十一年。忽必烈再三使を卻けられしを怒り。遂に舟師を發し。高麗(コマ)の兵を合せて凡そ三万。對馬に來り寇す。地頭宗資國(ソウスケクニ)防戰して之に死す。元虜轉して壹岐を攻む。守護代平景隆(タイランカゲタカ)も亦た之に死す。元虜。遂に二島を掠奪して。悉く吏民を殺戮し。進んで沿海の諸邑を侵し。陸に登りて迫り攻む。太宰府兵を發し力戰して之を防ぐ。時に少貳景資(カゲスケ)射て賊將劉復亨(リウフクカウ)を殪す。是に至て元虜遂に逃る。府兵之を追ふも及はず。船舶一隻を獲。元虜百二十人を斬る。元虜既に逃れて本國に還る。然れども忽必烈猶は初志を持し。使者杜世忠(トセイチウ)等を派遣し。高麗人と長門に來り和を講じ。必ず我が報を得んと欲す。乃ち世忠等を鎌倉に致す。時宗之を龍口(タツノクチ)に斬り。太宰府及び沿海の諸國に命じて。守備を修めしめ。西兵の京師を

始て筑紫に探題を置く

時宗再び元使を斬る

元兵大擧して來寇す

衛る者を還し。京師は東兵を以て之に充つ。是歳時宗。北條實政(サネマサ)を以て九州の探題と爲し。太宰府に水城を築き。軍務を節制し。益〻兵備を嚴にして以て元寇に備ふ。弘安二年忽必烈大に戰艦を造り將に來寇せんとす。時に范文虎(ハンブンコ)なる者の言を用ひ。先づ文虎等を遣す。文虎は部將周福(シウフクラン)欒忠等を太宰府に赴かしめ尚ほ和議を說く。時宗乃ち周福等を博多(ハカタ)に斬り。關東の將士をして鎭西に至らしめ。以て守備を嚴にす。四年忽必烈我が再び使者を誅するを憤り。大に舟師を發す。兵凡そ十餘萬。范文虎に將とし。高麗人と倶に入寇す。族旗海を蔽ふ。直ちに壹岐對馬を犯す。我兵之を拒ぐ。利あらず。虜進んで太宰府を侵す。實政九州の兵を徵して太宰府に會す

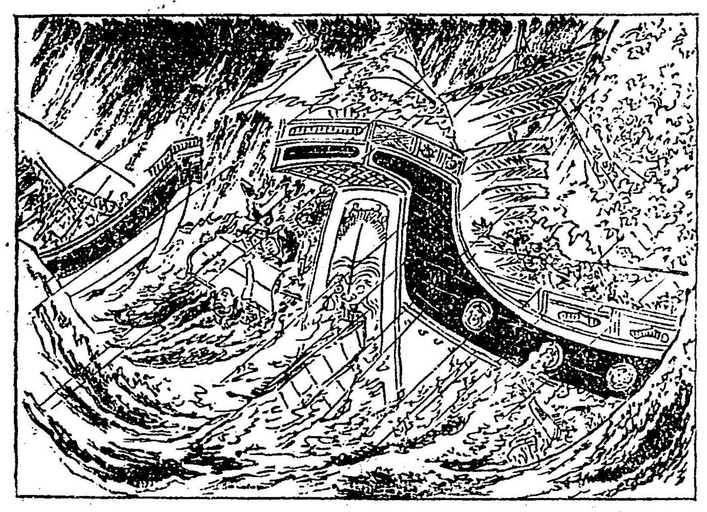

大風元寇の戰艦を破壞す

遠山上皇石清水に祈る

○築く所の海堤峻削にして俯射に便あり。然れども衆前年の役に懲り。頗る難色あり。獨り實政の部將草野(クサノ)七郎潛かに輕舸を放つて夜元虜の船を襲ふて之を燒き十餘人を殺獲す。元虜大艦を聚め。鍊鑌を以て之を瞰ね。弩を其上に列ぬ。我兵相誡て曰く。隊を脫して獨り進む勿れと。時に河野通有(カウノミチモチ)。伯父通時(ミチトキ)と二舟を放ちて進む。虜矢を發つて之を禦ぐ。二人乃ち創を被る。然れども神色益壯なり。遂に元虜の戰艦を攀て之に登り。數十人を殺し。一虜將を擒にして返る。是に至て元虜終に上陸する能はず。退て鷹島(タカシマ)に據り。范文虎懼れて先づ逃れ還る。是時京師に訛言あり。九州皆な賊の爲めに陷らると。龜山(カメヤマ)上皇深く之を憂へ。親ら石清水(イハシミヅ)に祈り。手書を伊勢の大廟に奉じ。身を以て國難に代らんと祈る。時宗も亦た賊勢猖獗なるを聞き。宇都宮貞綱(ウツノミヤサダツナ)をして兵を率ひ實政を援はしむ。未だ到らざるの前即ち七月。風雨大に作り。激浪天に漲り。故を以て元虜の戰艦悉く壞れ。溺死算なし。我兵。勢に乘じて之を殲す。虜兵十萬の中。脫れ歸る者僅かに三人なりといふ。是に至て元主屏息して。永く西陲の虞なし。

第六章　元弘の中興　後醍醐帝の朝より今を距ること五百七十二年前、

紀元千九百七十九年

一封朝奏九重天、夕貶潮陽路八千、欲爲聖明除弊事、肯將衰朽惜殘年、雲橫秦嶺家何在、雪擁藍關馬不前、

無禮講

㊀後醍醐帝鎌倉を平げ一顧末如何

㊀第九十六代後醍醐帝元享元年。帝、北條高時が專横を憤り。慨然として討伐の志あり。因て記錄所を復し躬親ら訴訟を聽き。精を勵し治を求め。常に公卿儒臣と經史を論じ。僧玄慧を召して侍讀と爲し。中納言藤原資朝。藏人頭藤原俊基と謀り。密かに武士を徵す。錦織俊政。足助重範等之に應ず。俊基服を變じて海西に潛遊し。資基も亦た詭服して關東に往き。僧玄基等と會議する毎に。衣冠を脫き。坐席位次なく。婦女をして單紗衣を著けて酒を行はしめ。縱飮酣歌。稱して無禮講と曰ひ。以て欵心を結ぶ。時に美濃の人土岐賴兼。多治見國長も亦た與る。而して事の漏洩を憚り。僧玄慧を招て。唐の韓愈の文を講ず。潮洲の詩に至り。衆以て不祥と爲し。而して後ち之を悔也。會〻賴兼の族賴春計を其妻に告ぐ。妻走りて之を其父齋藤利行に告ぐ。利行は六波羅の府吏なり。利行大に驚て之を府將北條範貞に告ぐ。範貞乃ち兵を率ひて賴長、國長を襲ふ。二人格鬪して死す。遂に資朝。俊基を拘して。之を鎌倉に送る。高時大に怒り。廢立を議す。帝、高時に誓書を賜ふて。事乃ち釋くを得たり。高時乃ち俊基を京師に放還す。資朝を佐渡に流す。嘉曆元年皇太子邦良薨ず。皇子護良親王。英邁にして氣節あり。帝特に之を愛す。儲貳と爲んと欲す。高時、西統迭立の議を斡て。詔を奉ぜず。後伏見上皇の皇子量仁親王を立て皇太子と爲す。帝怒り護良親王と謀り。南都。叡山の僧徒を收結し。親王をして髮を削り尊雲と號し。延曆寺の座主と爲らしめ。以て北條氏を圖る。親王大塔に居るを以て大塔宮と稱す。元弘元年。高時再び俊基を執へ。僧圓觀を流す。圓觀文觀等を禁中に召して。事に託して法を修めしむ。實い北條氏を呪詛せしに依り。高時之を覺り。圓觀等を執へ。鞫して狀を得たるを以てなり。帝益〻高時の凶橫を憤り。先づ六波羅を滅んと欲し。中納言源具行に命じて兵を徵す。叡山の僧徒之に應ず。時に後伏見上皇密かに使を鎌倉に遣り。具さに朝廷の謀を告ぐ。高時乃ち諸將吏を聚めて之を議す。衆敢て言ふ者なし。宰高資曰く。主上親王は之を流し。朝臣の謀に參する者は之を刑に處せん。然らば則ち事定るに庶かしと。二階堂貞藤諫めて曰く。北條氏世

知遠來好意、隨有收吾骨、葬江邊、

高時、俊基を放ち資朝を執ふ

大塔宮

高時再び俊基を執ふ

護良親王の英邁

貞藏の諫言

帝笠置山に幸す

世王室を尊び下民を恵むを以て。國命を執ること。百六十年に幾き所以あり。今や公卿を執へ。僧徒を寵す。此れ已に甚しと爲す。而るを又帝王を遷んと欲す。天道を如何にせん。古人曰く。君、君たらずと雖も。臣以て臣たらざる可らずと。苟も我にして臣節を効さゞ。則ち天威も亦た安ぞ霽れさるを得んやと。高資色を作して曰く。迂儒の論。何ぞ今日に陳せん。公獨り承久の事を知らざるやと。高時之に從ひ。意を決して廢立を圖る。是の時。北條仲時（ナカトキ）、時益（トキマス）。両六波羅に在り。高時書を送りて謀を告げ。又二階堂貞藤等をして兵を率ひて西上せしむ。護良親王。之を諜知して。帝に奏す。帝卽夜神器を奉じ。婦人車に駕し。笠置山（山城の相樂郡）に幸し。大納言藤原師賢に袞衣を服し詐りて帝と稱して叡山に赴かしむ。僧徒大に喜んで來集する者一夕萬人に及ぶ。而るに仲時。時益い帝獨は宮中に在りと思意し。兵を遣りて之を索むれども獲す。會〻延曆寺に幸すると告る者あり。直に兵を遣りて之を攻む。護良親王。僧徒を督して之を辛崎（カラサキ）に破る。既にして眞天子に非るを知り悉く散去す。親王乃ち南都に走り。師賢奔りて行在に歸る。時に帝笠置に在り。四方勤王の

帝南木を夢む

師未だ集らず。帝深く之を憂ふ。適〻夢に紫震殿前に一大樹あり。南枝最も繁茂し。其樹下に御座を設く。帝牀んで故を問ふ。二童子あり。泣を垂れて曰く。天下蹕を駐む可きの地あし。獨り此座あるのみと。帝を迎へて之に座せしむ。既に覺めて自ら念ふ。木、南に從ふを楠と爲す。當に楠と稱する者あり。出で陵を輔くべしと。直ちに僧を召して之を問ふ。對へて曰く。河內國金剛山（コンガウザン）の西に楠（クスノキマサシゲ）正成なる者あり。少年の時。多聞と稱し。稍や長ずるに及び。材武を以て名ありと。帝曰く是れなり。卽ち中納言藤原藤房（フヂフサ）を遣し正成を召さしむ。正成藤房に從て行在に詣る。帝親ら興復の言を託す。正成命を奉じ歸りて兵を赤阪に擧ぐ。六波羅（ロクハラ）の賊將北條仲時（ナカトキ）時益（トキマス）。笠置の兵。日に集るを聞き。諸國の兵を發して。行在を圍む。兵凡七萬。崖に緣り葛を攀て登る。足助重範（アスケシゲノリ）之を拒ぐ。時に高時量仁（カズヒト）親王を奉じて帝を京師に稱す。初め仲時等。楠正成が兵を河內に擧ぐるを聞き。大に驚き急を鎌倉（カマクラ）に告ぐ。高時乃ち使を京師に遣り。藤原公宗（キミムネ）と議して親王を立つ。是を光嚴院（クワウゴン）と稱す。高睦笠置の城拔けざるを聞き。大佛貞直（オホサラギサダナホ）、足利高氏（アシカガタカウヂ）等を遣り兵を率ゐて西上せしむ。赤

賊神器を新主に傳んことを請ふ

新器を與ふ

帝を隱岐に遷す

な至らず。賊陶山義高（スヘヤマヨシタカ）。小見山氏直（ミヤマウヂナホ）等。夜。風雨に乘じ。城を縋して入り。火を縱つて呼譟す。官軍驚き亂る。賊之れに乘じて急に攻む。城遂に陷り。足助範重擒に就き。錦織俊政（ニシゴヲリトシマサ）。石川義純（イシカハヨシズミ）及び其子義右（スケ）之れに死す。帝神器を奉じ徒步して逃る。時に藤原藤房藤原師賢（モロカタ）等從ふのみ。將に赤坂に赴かんとす。步履甚だ艱し。扶け行くこと三晝夜。遂に追兵の擁し去る所と爲る。賊、帝を奉じて宇治（ウヂ）に幸し。平等院（ベウトウヰン）に御す。親王以下。文武百僚皆な騎へらる。大佛貞直（オサラギ）等神器を新主に傳んと請ふ。帝藤房をして敕を宣べしめて曰く。神器ハ歷朝帝王の親ら授受する所にして。臣下の敢て恣に與奪す可きに非ず。且つ鏡璽ハ已に之を山中に失し。存する所ハ獨り劍あるのみ。若し爭ふて相逼んと欲せば。朕將に自ら之に伏せんと。貞直等畏れて止む。賊帝を六波羅に遷んと欲す。敕して鹵簿儀仗を備へしめて後ち幸す。賊復た神器を傳んと請ふ。乃ち授くるに新器を以てす。帝六波羅に在るの時。獨り藤房。源忠顯（ミナモトノタダアキ）侍するのみ。賊帝の削髮を請ふ。聽かず。每旦沐浴して皇祖を拜すること常禮の如し。賊益〻之を畏憚す。因て元弘二年高時帝を隱岐に遷す。獨り忠顯嬪藤原氏

天莫空勾踐、時非無范蠡

從ふ。是より先き帝の六波羅に入るや。僧良忠（リヤウチユウ）、帝を奪んと謀るも事成らず。是に至て兒島高德（コジマタカノリ）又た龍を道に奪んと欲して復た成らず。初め高德帝の笠置に在るを聞き。赴き援んと欲す。會〻行在及び赤坂陷りしを以て止む。後ち帝の隱岐に遷ると聞き。龍を奪はんと欲し。衆を勵して曰く。身を殺し仁を成すは今日に在り。衆奮然として之に從ふ。乃ち山谷に潛伏して之を候ふ。謀誤露し。衆皆な散去す。獨り高德悵恨して尙ほ去る能はず。一たび帝に見へて言を奏せんと欲す。然れども間を得ず。是に於て夜行在に入り櫻樹を削りて之を白し。十字の詩を書し以て己れの誠忠の意を表す。賊將護兵皆な讀む能はず。帝獨り心に之を知り勤王者のあるを欣ぶ。既にして車駕隱岐に至り國分寺に御す。高時朝臣の謀を行在に通ずる者あるを懼れ

○乃ち藤房を常陸に流し。其餘五人も亦た各々流に處も。又俊基等四人を殺し。又皇子尊良、宗良、恒良の三親王を流し恒性を殺す。獨り護良親王吉野に匿る。是に至て兵を起せり。初め護良親王南都の般若寺より逃るゝ時。賊之を攻むること甚だ急なり。因て親王經函丗に潜んで僅かに免るゝを得。遂に道士の裝を爲し。十津川に至り。土豪戸野兵衛に依り髪を蓄へて還俗す。賊又た之を索むること頗る急なるを以て遂に吉野に匿る。是に至り寺に據りて城と爲し。兵三千を以て之を守り。赤松則祐を遣して令旨を齎し。其父則村を諭して義を唱へ兵を募む。則村乃ち兵を播磨に起して。山陽山陰二道を絶つ。是に由て官軍益〻振ふ。三年正成金剛山を守り。平野將監赤坂に在て。拒守すること旬餘。城中に暗渠を設けて以て水を貯ふ。會〻敵の決する所と爲る。時に又連日雨降らず。兵士頗る渇に困む。敵火箭を發つて櫓櫓を燒き。攻撃頗る急なるを以て衆戰死せんと欲す。將監曰く。金剛吉野未だ抜けず。姑く降て時を待んと。乃ち出て降る。賊悉く之を六波羅に斬る。官軍之を聞て切齒扼腕し。志氣倍〻鋭し。又貞藤六萬の兵を卒ゐて吉野を攻む。時に吉野の執行岩菊丸叛して之に降り。手兵を以て俄かに城後を攻む。官軍驚き潰ゆ。護良親王親ら戰ひ

義貞義兵を擧げ高時を誅す
義兵四方に起る

帝隱岐を發す
帝伯耆に幸す

竟に支ふ能はず。村上義光代り死せんと欲し。乃ち親王に請ふて其袍甲を被る。親王涕を揮ふて訣別す。義光の子義隆與に死せんと請ふ。義光之を叱し。去て親王を護らしめ。遂に親王と詐稱して死す。親王間を得て高野に走る。此時上野の人新田義貞も亦た陽に高時に與みし。賊中に在りて正成を攻む。然れども素より其本心に非るを以て。遂に護良親王の令旨を奉じ。直に上野に還り。義兵を擧げて。鎌倉を攻め高時を誅す。是より前き。備後の人櫻山茲俊。赤阪陷るを聞き自殺す通言等各〻兵を起して大義を唱ふ。伊豫の人土居通治。得能通綱ことを慮り。佐々木清高を戒めて。益〻守衛を嚴にす。清高の族富士名義綱中門を守り。帝を脫せんことを謀り。密に白して曰く。楠正成義兵を擧げしより。已に三閲月。高時大軍を以て之を攻むるも。未だ抜く能はず。加之のみならず各地勤王の士皆な正成に應ず。今日は是れ皇運を挽回するの時なり。陛下宜く雲伯の間に幸すべし。然らば二國勤王の士。必ず召に應ずる者あらん。臣も亦た伴り追ふて扈從せんと。帝遂に徒歩して逃れ出づ。源忠顯之に從ひ。船を求めて御す。時に清高之を追ふも及ばず。舟遂に名和港に達し。忠顯上陸して。土人豪族の依る可き者を問ふ

長年帝を奉迎す
高氏降を請ふ
帝船上山を發し兵庫に至る
正成帝を奉迎す
軍駕歸に還る

○答ふるに名和長高を以てす。乃ち其家に至りて詔を傳ふ。長高感激して帝を奉迎し。御座を船上山に設け。衆を集めて護衛せり。清高之を聞き。兵を率ゐて來り犯す。官兵擊て之を破る。時に帝。長高を召して其世系を問ふ。長高對へて曰く。臣は具平親王の裔なりと。帝大に歎美し。直に長高に左衛門尉を授け。伯耆守を兼ねしめ。名を長年と賜ふ。既にして義綱等兵を率ゐて來る。是に於て兵勢大に振ふ。尋で兒嶋高德も亦た父範長と共に至る。帝。高德をして忠顯に從ふて。六波羅を攻めしむ。此時足利高氏高時に叛き。降を請ふ。帝敕して之を許す。後ち何もおく六波羅平ぐ。帝。京師平ぐの故を以て闕に還んと欲し。乃ち車駕船上山を發し。遂に兵庫に至る。時に義貞使をして高時を誅せしことを奏す。帝直に詔して義貞を左馬助と爲し。義助を兵庫助と爲し。使者に爵を賜ふ。是に於て正成兵を率ゐて帝を奉迎す。尋で車駕闕に還り。護良親王を以て征夷大將軍と爲し。正成等の功を賞して諸國の守護と爲し。特に高氏止御諱の字を賜ふ。名を尊氏と改めしむ。是に至て中興の偉業全く成り。天下の權始て朝廷に歸す。

第七章　楠新田兩氏の勤王

（兩氏の出て大義を唱へしは今を距ること五百六十年前、）

楠氏の祖
楠氏始て著る
正成の書策
正成義兵を擧く
賦赤坂城を攻む

㊀正成義兵を擧げ一事を語れ

㊀楠氏の本姓を橘氏といふ。敏達帝より出づ。帝の曾孫。左大臣諸兄に姓を橘と賜ふ。橘氏の後裔。或は降て民間に在り。其河内に居る者。楠を以て氏と爲す。楠氏始て後醍醐帝の時に著る。是れ卽ち正成なり。正成の父を正康といふ。其妻曾て志貴山ある。毘沙門に祈り正成を生む。正成の幼名を多聞と稱し。年稍や長じて兵衛尉となる。元弘元年。後醍醐帝。北條高時の兵を避けて。笠置に行幸す。時に帝。藤原藤房をして正成を召さしむ。正成藤房に從て行在に詣る。帝藤房をして言はしめて曰く。賊を討つの事。朕一に以て汝に託すと。正成感激して曰く。天誅加ふる所。何の賊か斃れざらん。東夷は勇ありて智あし。若し勇を較ぶるときは。縱令六十州の兵を擧ぐるも。以て武藏相模に當るに足らず。智を較べんと。則ち臣に策あり。然りと雖も。勝敗は常あり。少挫折を以て其志を變ず可らず。陛下苟も正成未だ死せずと聞かば。復た震襟を勞する勿れと。乃ち拜辭して還り。直に赤阪に城く。既にして赤坂城成り。將に以て帝を奉ぜんとす。此時遂に笠置城陷り。賊將大佛貞直。足利高氏等勢に乘じて。赤坂城を攻む。城兵擊て之を郤く。賊兵復た來

正成の伴死

り囲む。正成豫め複壁を設け。賊登りて城中に入んとするとき。壁を約する所の繩を切斷して。其壁を倒し。立ぞころに賊數百人を殺し。或ひ大木巨石を投じ。長柄杓を以て熱湯を沃ぎ。遂に賊の大軍を破る。是に於て賊軍柵を植て圍守して。持久の計を爲す。時に城中糧殆んど盡き。僅かに五日を支ふるに足るのみ。正成乃ち衆に謂て曰く。吾天下に告て義を唱ふ。固より生を圖らず。然りと雖も天子在すあり。吾未だ以て死す可らざるなり。吾今伴り死さば。賊必ず去らん。去らば復た起り。彼をして奔命に疲れ玄むるか。是れ軀を全ふして以て勝を制するの術なりと。衆皆な之を然りとす。乃ち坑を鑿り尸を埋め。薪を以て之を蔽ひ。風雨に乘じ。城外に逃れ出て。金剛山に入る。時に一卒を城中に留め誡めて曰く。我等城を離るゝの遠きを慮りて。火を擧げよと。既にして城中火起るを以て。賊爭ふて城に登り。坑中の積尸を見て。正成既に死すと爲し。兵を引て東に去る。其後ち正成金剛山を出てゝ。赤坂城を回復し。和泉河内を徇へ。又六波羅の兵と。四天王寺に戰ふて之を破る。正成再び天王寺に軍し。寺僧に請ふて上宮

正成識文を觀る

太子の識文を觀る。其文に曰く。東魚來りて四海を呑み。日西天に沒する。三百七十日。西鳥來りて東魚を食ひ。海内一に歸すと。正成衆に諭して曰く。是れ天皇闕に還り。賊の亡ぶる日なきの識なり。諸君奮勵せよと。正成又千劍破城を築く。賊長圍を築て環守す。正成奇計を以て。屢〻賊軍を破る。賊兵大に困み。圍を解て奈良に走る。此時車駕船上山を發して。兵庫に至る。正成兵を率ゐて之を奉迎す。帝正成を勞慰して曰く。國家の再造。皆な汝が忠戰の致す所と。正成拜謝して曰く。陛下の威靈を藉らずんば。臣安んぞ尺寸を展べて。以て重圍を脫するを得んやと。遂に扈從して京師に入る。帝正成の功を賞し。撿非違使左衛門尉兼河内守に任ぜらる。

正成帝を兵庫に奉迎す

(三)建武二年。足利尊氏反す。兵を率ゐて鎌倉より西上す。正成。新田義貞。源顯家等擊て之を破り。又追擊して兵庫に至る。尊氏大擧して東上す。義貞之を兵庫に拒ぎ。書を飛して。急を朝廷に告ぐ。朝廷乃ち正成に詔して。徃て義貞を援けしむ。正成奏して曰く。賊鋒頗る鋭し。輙ぎ易らず。陛下復た叡山に幸して。義貞を召還して。縱に賊を京師に入れ。而して臣

正成意見を奏す

(二)湊川の役を問ふ

正成正行と櫻井驛に訣別す

正成湊川に戰死す

正成死なば吾子孫必ず君の爲に讐を報いん

は河内に歸り。賊の糧道を絶ち。夾んで之を攻むるときは。一戰して破る可きなりと。朝廷其策を用ひず。正成復た抗議す可らざるを知り。乃ち其弟正季子正行と闕を辭して西す。而して櫻井驛に至り。正行を留て河内に歸らしむ。其訣別に臨んで正成誡めて曰く。吾汝を見るは。惟今日あるのみ。明日復た見んと欲するも。能はざるあり。吾今戰死せば。天下悉く尊氏に歸するは言を俟たず。汝愼んで禍福を計較し。死を惜み生を貪り。以て父の志を廢する勿れ。一族必ず國の爲めに殉し然る後已まん。汝が父に報ふる所のものは。是れより大なるはなしと。因て授くるに帝の賜ふ所の寶刀を以てす。正行淚を揮ふて去る。正行時に年十一。既にして正成湊川に至り。義貞を援け。弟正季と賊軍に突入し七離七合殆んど尊氏の弟直義を獲んとして。之を逸す。會〻尊氏來りて直義を援ひ。官軍の後を包む。正成兄弟。馬を回して之に當る。血戰十六合。悉く其騎を失ふ。正成乃ち湊川の民家に入り。甲を解けり。身已に十一創を被る。遂に正季と耦刺して死す。時に年四十三。帝正成の死を追悼し。正三位左近衛中將を贈る嗚呼正成が忠義の心。天地を窮め萬古に

新田氏の祖

義貞義兵を擧ぐ

㊂義貞義兵を擧げ一顧末を述へよ

亘て泯滅せざるあり。其名を千載に

㊂新田氏ハ。源義家の第三子義國上野に居り。義重。義康の二子あり。義重ハ新田郡を領し。義康ハ足利郡を領す。其子孫世々郡名を以て氏と爲す。卽ち源義家より出るあり。義重七世の孫を義貞と爲す。元弘元年。北條高時。楠正成を攻む。此役義貞も亦た賊軍に在て千劍破を攻む。然れども其實大義を懷き。潛かに護良親王の令旨を得。遂に病と稱し東歸一て遙に正成に應じ。北條高時を誅せんことを謀る。時に高時糧を諸國に徵し。新田氏の邑に及んで督促頗る急あり。義貞乃ち其吏を捕へ。斬て首を梟す。高時之を聞て大に怒り。義貞を擊つ。義貞。弟脇屋義助等と進んで笠懸野に陣す。時に越後。甲斐等の諸源。相繼で來り會し。兵二萬餘に至り。聲勢大に振ふ。高時大兵を發して攻む。義貞累戰して之を破る。會〻相模の人三浦義勝。數千の兵を率ゐて。義貞に屬す。義貞乃ち之を先鋒と爲し。旗を卷て徐ろに進む。敵兵以て義勝が募りに應じて至るとなし。敢て備を爲さず。此時に方り。義貞繼て進み。敵軍の不意を擊つ。敵軍驚き敗れ。兵皆な鎌倉に入る。義貞進んで闕

義貞金裝刀を海に投じて退潮を賀る

高時詛に伏す

義貞尊氏ノ八大罪を陳す

戸に至り。兵を三道に分ちて進む。敵の大兵險に據り。柵を植て。兵艦を海に列ねて。以て防禦に備ふ。義貞乃ち海に向ひ拜して曰く。天子逆臣の遷す所と爲り。西海に越在す。臣義貞坐視するに忍びず。兵を提けて賊を討す。伏て願ふ海神臣の忠義を眷み。潮を退けて以て道を開けと。因て佩る所の金裝刀を海中に投ず。曉に及んで潮退き。爲めに兵艦悉く漂去す。是に至て義貞大に喜び。直ちに進んで府中に突入し。火を縱て府第を燒く。高時支ふる能はず。逃れて東勝寺に詣り。遂に自殺す。義貞乃ち使を馳せて捷を行在に奏す。義貞兵を起してより。此に至て僅かに十五日なりといふ。建武二年尊氏叛し。關東に在る新田氏の邑を收めて。諸將士に分與し。義貞を誣奏して誅せんことを請ふ。義貞乃ち辨疏し幷せて尊氏の八大罪を陳す。故を以て詔して尊氏等の官爵を奪ひ。節力を義貞に賜ふて尊氏を誅せしむ。尊氏兵を遣し。義貞を矢矧に逆擊す。義貞連戰して之を破り。進んで函根に至り。尊氏の弟直義と。竹下に戰ふて利あらず。時に擯屋高貞。赤松則村等尊氏に應ず。此時詔して義貞を召還す。尊氏官軍を追躡して西上し。沿道の兵を誘ふて。京師を犯す。延元元年。義貞に勅して大渡を守らしめ。尊氏を拒ぎて利あらず。義貞遂に。正成等と合し大擧して賊を破る。尊氏迫蹙して自刃せんと欲するもの前後三回に至り終に西海に走る。正成賊を窮請せんと請ふ。義貞遷延して果さず。時に播磨以西悉く尊氏に應ずるを以て。帝又義貞に詔して山陰山陽十六國を管領せしめ尊氏を討す。義貞先づ赤松則村を播磨の白旗城に圍む。此に至て退て兵庫に屯す。既にして尊氏大擧して東上す。義貞白旗城の圍を解きて。轉じて尊氏を拒ぐ。會〻正成援兵を引て來る義貞之を迎へ。正成に問て曰く朝議如何と。正成曰く。吾れ卿を召還し。賊を京師に誘ひ其糧道を絶ち。夾んで之を擊んと奏すれども聽されずと。義貞曰く。敗卒を驅て。敵の銳鋒に當る。吾其必敗を知るのみ。客歲關東に敗れ。今亦た一城を扼かず。何を以て復命せん。寧ろ奮鬪して死するに若かずと。正成曰く。進退宜きに從ふ。是を良將と謂ふ。卿徐ろに之を計れ。且つ前に高時を殪し。後に尊氏を攘ふ。卿の功多し。衆言何ぞ憂るに足らんと。時に賊軍襲ひ來り。正成血戰して遂に湊川に死し。賊軍轉ト て義貞を圍む。義貞奮鬪し。遂に圍を脫して京師に還る。

義貞白旗城を圍む

義貞皇太子を奉じて金崎城に入る

金崎城陷る

義貞越前城を拔く

藤島の役

義貞戰死す

(一)尊氏叛

此時帝復た叡山に幸す。尊氏進んで京師に入り。行在を犯すを以て。義貞。藤原師基と兵を合せて賊を京師に攻むるも利あらず。義貞皇太子を奉じて、越前の金崎城に入る。賊大擧して之を圍む。里見時成義貞を援け。戰利あらずして死す。義貞。子義顯。弟義助を遣し叡山に往き。援兵を招かしむ。援兵未だ至らざるに先ち。金崎城既に陷り。皇子尊良親王。義顯と自刃し。皇太子ハ賊の獲る所と爲り。京師に獲送す。是に至て義貞轉じて叡山を保ち。足利高經と相持す。既にして義貞越前城を拔く。高經敗れて足羽城に走る。而して義貞處々に轉戰し。終に高經を藤嶋に攻むること。賊鋒頗る銳くして。當る可らず。時に中野宗昌。義貞に單身遁逃せんことを勸むること。義貞曰く。士を失ふて獨り免るゝハ。吾志に非るなりと。馬に鞭ちて將に進んとす。箭其額に中り。乃ち刀を拔き。自ら刎て死す。時に年三十八。嗚呼義貞ハ報國盡忠の志。百敗するも尙ほ挫けず。今日に至り凛として生氣あり。

第八章　尊氏の反

(一)建武元年。護良親王。尊氏の所爲を惡み。密に兵を徵す。尊氏其檄文を得て。變

護良親王冤を訴ふ

逆の概要を記せ

士峯

を後醍醐帝に上り誣るに謀反を以てす。帝大に怒り。急に親王を召して之を執へ。其近臣三十餘人を誅す。親王上書して曰く。臣夙に武臣の專恣を憤り。法服を釋き。戎衣を被る。寧ろ世の譏を受くるも。君父の爲めに軀を忘る。在廷の臣子敢て力を効すなし。而して臣獨り空拳を張り。以て强敵に抗し。賊の耳目。臣の身に集り。臣を購ふに萬戶を以てす。臣晝伏し。夜行き。山谷に匿れ。霜雪を踐み。殆んど死して復た生る者數たび。思を焦し膓を運らし。遂に誅夷の績を底すを得たり。而るに圖らざりき。罪を此に獲んとは。仰て將に天に訴んとす。日月不孝の子を照さず。俯て將に地に哭せんとす。山川無禮の臣を載せず。父子の義絕へ。乾坤共に弃つ臣敢て復た世を望あらず。儻し死刑を宥し。籍を削り。佛に歸せば。臣終身悔るなし。抑々申生死して晉國亂る。扶蘇刑せられて秦世傾く。聖明盍ぞ古を延き以て今を鑒せざる。涕隕ち心惛く。言んと欲する所を終へずと。書入るも敢て奏達する者なし。遂に親王を鎌倉に流し。足利直義をして之を監せしむ。直義。親王を土峯に幽す。時に鹽冶高貞。駿馬を獻ず。帝以て祥瑞と爲す。藤原藤房曰く。時弊政多き

に由り。天或は將に尤物を生じ。以て君の心を濟せんとす。伏て願くは陛下物を玩ぶの志を裁して心を仁政に留めよと。帝其諫を聽かず。藤房乃ち官を棄て去る。是歲帝中興の功を論じ。尊氏を以て第一となし。義貞。正成。則村。長年等之に次ぐ。既にして北條時行。餘黨を集めて鎌倉を攻む。直義之を拒ぎて大に敗績す。時行勝に乘じて進む。直義曰く。時行患るに足らず。唯〻患ふ可き者は護良親王なり。宜しく此時に乘じて之を除くべーと。入をして遂に害中に弑し成良親王を奉じて西走す。是に於て尊氏奏して時行を討んことを請ふ。許さる。因て又征夷大將軍に任じ關東を管領せんことと請ふ。聽されず。尊氏怒り陛辭せずして發す。遂に駿河に至り直義に會し。共に時行を討て之を破り。進んで鎌倉に入る。時に帝詔して尊氏を召す。尊氏詔を奉せず。遂に府を鎌倉に開き。自ら征夷大將軍。關東管領と稱して反し。有功を賞し。降附を納れ。義貞を誅するを以て名とし。書を西國に移し。兵を發して義貞を擊つ。因て詔して尊氏等の官爵を褫ひ。義貞に勅して之を征せしむ。尊氏等義貞の爲めに數〻破られ。後ち義貞を忤下に破り。尋で西上して京師を犯す。帝乃ち賊を避けて叡山に幸す。尊氏宮闕を燒く。時に結城親光伴りて賊に降り。尊氏を刺んと欲し果さずして之に死す。尊氏細川定禪をして園城寺に據り。以て叡山の行在に逼らしむ。此時東山道の官軍還り來り。義貞。正成等の兵を合し。大擧して賊軍を破る。尊氏支ふる能はずして遂に九州に逃れ。筑前に至りて少貳賴尙に依る。既にして菊池武敏。尊氏を輔濱に攻むれども克たず。是に至て播磨以西は皆な尊氏に應ず。尊氏勢に乘じ。弟直義をして陸軍を引卒せしめ。自ら水軍を將ゐて東上し。和田岬に上る。時に義貞正成等ハ部署して水陸の賊軍に當り。正成血戰して先づ死し。義貞苦戰して京師に還る。尊氏進んで京師に入り。行在を犯す。此役源忠顯。名和長年戰ひ死す。尊氏又藤原師基。義貞等と戰ひ。糧道を絶て官軍を困ましむ。既にして尊氏伴りて降を請ひ。帝を京師に邀ふ。帝之を許し。車駕行在より京師に還り。華山院に御す。尊氏守兵を置て監衛し。悉く朝臣の官爵を奪ひ。併せて諸將士を拘す

足利直義護良親王を弑す

足利尊氏反す

結城親光死す

尊氏伴り降て車駕を迎ふ

第九章　南北朝　南北分立ハ今を距ること五百五十五年前、

後醍醐帝吉野に幸す

南北朝分立

尊氏皇太子を弑す

結城宗廣卒す

㈠南北朝分立の狀況を述べよ

㈠延元元年。後醍醐帝潛に吉野大和に幸す。楠正行兵を率ゐ迎衛し。行宮を吉野に造りて之を奉ず。是より前き。尊氏帝を華山院に幽するや。刑部大輔三條泰繁密に吉野に幸せんことを進奏す。是に於て此幸あり。時に尊氏豐仁親王（後伏見帝の皇子）を奉じて帝と稱し。光明院と曰ふ神器を新主に傳んことを請ふ。聽さず。遂に南北朝分立し。吉野を南朝と稱し。京師を北朝と稱するに至れり。既にして義貞等戰死し。皇太子及び成良親王を奉じて。吉野に還る。時に脇屋義助。足利高經を黑丸城に攻む。高經敗績して加賀に奔る。四年八月帝不豫なり。義良親王を立て皇太子と爲し。尋て位を禪る。

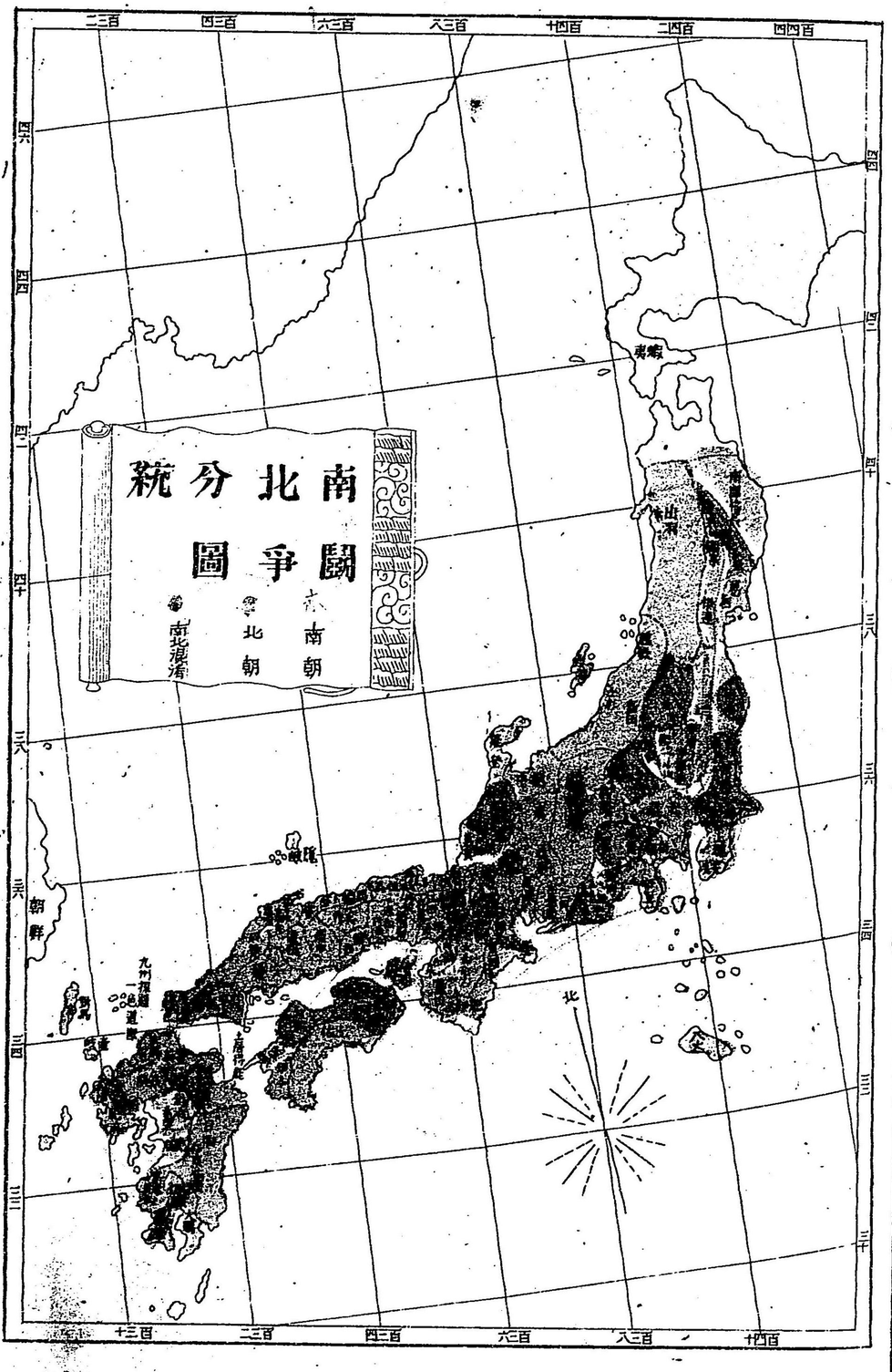

後醍醐帝吉野に幸す

南北朝分立

尊氏皇太子を弑す

結城宗廣卒す

㈠南北朝分立の狀況を述べよ

㈠延元元年。後醍醐帝潛に吉野大和に幸す。楠正行兵を率ゐ迎衛し。行宮を吉野に造りて之を奉ず。是より前き。尊氏帝を華山院に幽するや。刑部大輔三條景繁密に吉野に幸せんことを進奏す。是に於て此幸あり。時に尊氏豐仁親王（後伏見帝の皇子）を奉じて帝と稱し。（光明院と曰ふ）神器を新主に傳んことを請ふ。聽さず。遂に南北朝分立し。吉野を南朝と稱し。京師を北朝と稱するに至れり。既にして義貞等戰死し。皇太子及び成良親王ハ。尊氏の鴆弑する所となり。顯家（義貞の子）高師泰を雲津川に破り。又桃井直常と南都に戰ひ。利あらずして和泉に退き。弟顯信ハ男山を守る。尋て顯家。高師直と阿部野に戰ふて死す。此時帝結城宗廣の奏請を納れ。顯信を鎭守府將軍と爲し義良親王を奉じ。陸奥を鎭せしむ。源親房。宗廣之に從ひ。海路よりす。半途にして颶風の爲めに船四散し。親王ハ顯信と篠島に至り。親房ハ常陸に至り。宗廣ハ伊勢に至る。宗廣賊を夷るを得ざるを以て。憤懣の餘。病を發して卒す。是に至て。顯信。義良親王を奉じて。吉野に還る。時に脇屋義助。足利高經を黑丸城に攻む。高經敗績して加賀に奔る。四年八月帝不豫なり。義良親王を立て皇太子と爲し。尋て位を禪る。

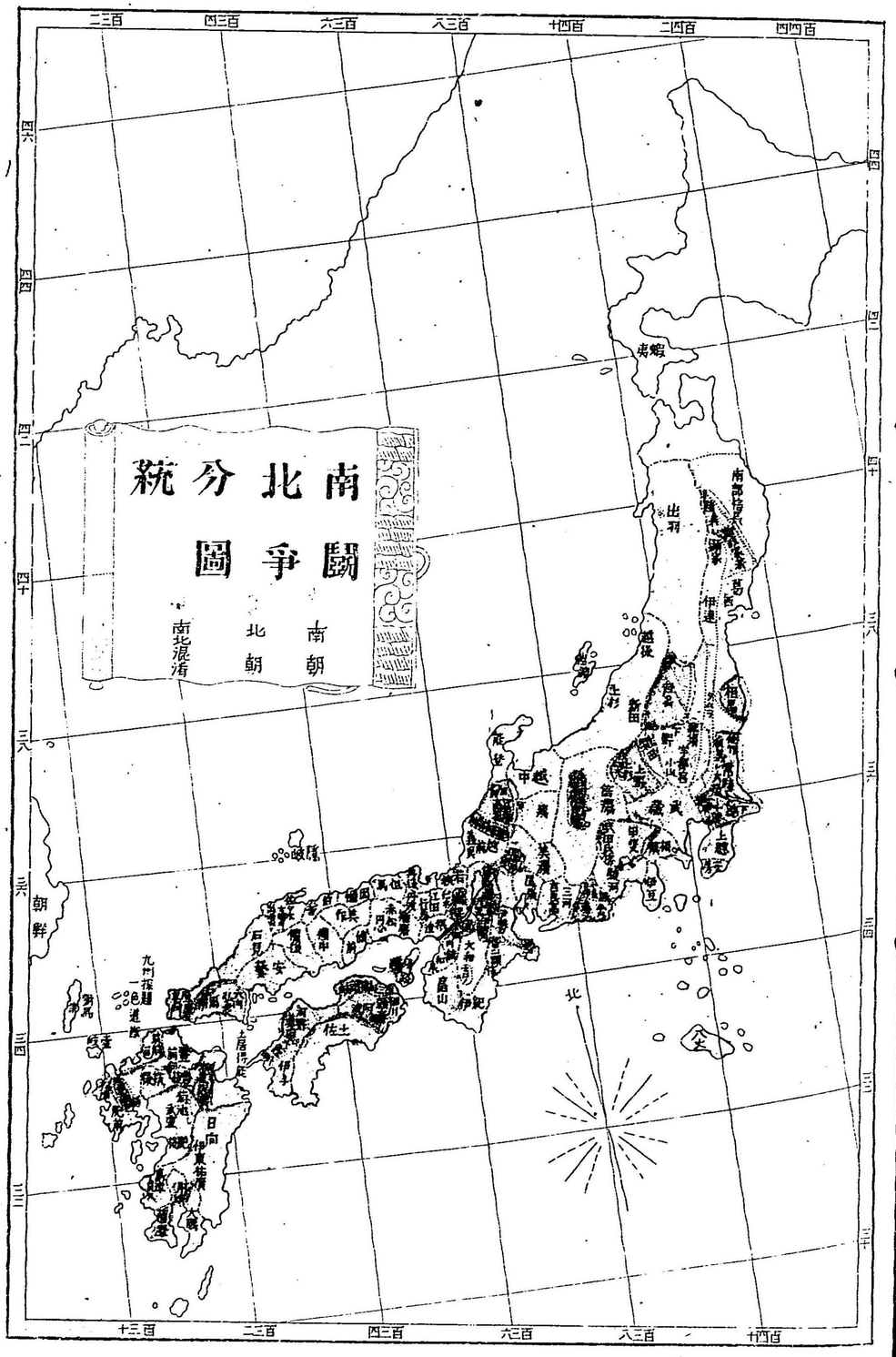

後醍醐帝崩ず

後村上紀元千九百九十九年

脇屋義助卒す

北畠親房大義を以て結城親朝を責む

崩ずるに臨み。遺詔して曰く。薄葬。務めて恢復を圖れ。朕が身南山に瘞と雖も。神常に北闕を望む。若し命を墜す者あれば。子ん繼體に匪ず。臣ん蓋忠に乖く。と劍を按じて崩ず。帝天姿英毅。博く書史に通じ。卽位の初め。心を政事に留め。記錄所を置き。躬ら庶務を總攬し。元弘の兵起るに及んで。蒙塵數年。遂に太位に復す。第九十七代後村上帝興國元年。義助をして。南海西海の諸軍を督せしむ。義助伊豫に至り。官軍大に振ふ。既にして義助病に罹て卒す。故を以て諸城復た賊の占有する所と爲る。時に顯信。陸奥の白河城に據る。親房も亦た小田城を守る。高師冬。小田城を攻む。親房擊て之を郤ぐ。會〻小田治久。師冬に降り。戰利あらざるを以て。親房關城に入る。師冬急に之を攻む。因て親房援を結城親朝宗廣の子に請ふ。親朝敎を賊に通じ敢て援はず。親房乃ち書を贈り。責るに大義を以てす。亦た應ぜず。親朝遂に尊氏に降る是に至て。關。大寶の二城陷り。親房等走りて吉野に至る。時に兒島高德。荻野朝忠。脇屋義治義助の子を上野に迎へて兵を起す。朝忠。山名時氏と戰ふて敗績し。力竭きて降る。高德義治潛かに京師に入り。尊氏を襲撃せんと謀り

楠正行義兵を擧ぐ

正行敵兵を憫み救ふ

正行吉野の行宮に詣る

事成らずして相共に信濃に奔る。

㊁是より諸道の官軍漸く衰へ。復た勤王の大義を唱る者なし。獨り楠正行金剛山に在り。義兵を擧げて。京師を收復せんと欲し。正平二年。賊將細川顯氏と湯田林に戰ふて之を破り。又顯氏及び山名時氏を瓜生野に破る。時正に十月秋霜、肉を破り。曉氷、膚を裂くが如し。此時に當り賊兵渡邊橋より墜落して溺るゝ者其數幾百人なるを知らず。正行之を見て曰く。敵兵と雖も亦た憫む可しと。之を救ひ。又衣甲藥餌を與ふ。是に於て賊其恩に感じて降る者多し。尊氏此敗を聞き。大に怒り。高師直、師泰をして。八方の兵を率ゐて入寇せしむ。正行弟正時と諸宗族を率ゐて。吉野の行宮に詣り。藤原隆資に依て奏して曰く。父正成不肖の身を以て。大敵を挫き。先帝の震襟を安ずと雖も。幾ばくもなく。尊氏。直義等大擧して西上す。此時に方り正成危きを見て命を致すべし。今日に在りと思惟し。遂に湊川に戰死す。時に臣に遺言して曰く。朝敵を亡し。大君の震襟を安すべしと。故に今にして義兵を擧げ。以て賊を亡さずんば。正成の遺言に背き。且つ世人の譏を如何せん。若し病を

㊁四條畷の役正行の戰死及び南北朝一統に歸せーまでの事實を記せ

正行後醍醐帝の廟に謁す

かへらーとかねておもへは梓弓なき數にいる

以て空しく黃泉の客と爲ることあらば。君に對して不忠の臣と爲り。父の爲めに不孝の子たるべし。今日師直師泰と戰ふに。臣が首を獲るに非んば。臣彼が首を彼に授けん。實に死生の機此一戰に決す。願くは一たび天顏を拜して行んと。帝。正行を召見ー。之を勞して曰く。曩日の兩捷。大に賊勢を殺ぐ。甚だ朕が心を慰む。朕汝を以て股肱と爲す。汝其れ自愛せよ。正行俯伏。淚を垂れて出づ。而して衆を率ゐ。後醍醐帝の廟に謁し。族黨百四十三人の姓名及び和歌を廟壁に題し。然る後ち正行三千騎を率ゐて四條畷に至り。直ちに賊の中軍を突き。連戰悉く捷つ。時に正行が馬重傷を被り進む能はず。乃ち馬を舍て。徒歩ーて進み

名をうとゝむる

四條畷の役

正行戰死す

直義歸順す

師直に逼る。其兵勢頗る猛烈にして賊軍披靡す。時に上山高元僞り師直と稱して死す。正行大に喜び。其首を空に拋ちて手に承るもの三回。既にして其實を告る者あり。正行其首を地に投げ。蹴り且つ罵て曰く。汝も亦た無双の國賊なりと。又奮進して師直に逼る。賊連射して之を拒ぐ。正行身に箭を被ること蝟の如く。乃ち呼て曰く。事畢れり。賊の獲る所と爲る勿れと。正時と相刺して死す。時に年二十二。既にして。和田正朝等百十餘人皆な之に死す。嗚呼正行父の遺志を繼ぎ。能く義旗を建て。終始節を一にし。死を以て國に報ゆ。忠孝両全と謂ふ可し。是に至り師直進んで吉野の行宮を犯す。帝穴生に幸し之を避く。師直遂に行宮を焚て退く。尋で北帝位を興仁親主に讓る。是を崇光院と爲す。既にして直義歸順す。是より前き。北朝尊氏を拜して征夷大將軍と爲し。直義を副將軍と爲す。時に師直執事たり。師直軍功尤も多きを以て。專横を極め。直義と相軋轢す。直義之を除んと欲し。兵を伏せて之を召す。師直已に其謀を知り。兵を率ゐて幕府を囲み。直義を斥んと請ふ。尊氏之を慰喩し義詮を鎌倉より召還し。代て政を執らしめ。其弟基氏を鎌倉の管

師直師泰誅に伏す

尊氏降る

尊氏直義を殺す

兒島高德密旨を奉じて尊氏を討つ

領と爲し。高師冬。上杉憲顯を執事と爲す。故を以て直義南朝に降る。乃ち勅して尊氏を討たしむ。直義兵を率ゐて直ちに尊氏を襲ふ。尊氏。師直播磨に奔り。義詮丹波に走る。直義進んで尊氏と御影濱に戰ふて大に之を敗る。尊氏松岡城に入り。將に自殺せんとす。會〻饗塲氏直の勸告に依り。直義と和を講じ。京師に還る。師直。師泰窮蹙して降り。遂に誅す。尋て尊氏も亦た來り降る。初め尊氏直義と和するも。是れ畢竟謀畧に出るを以て。直義。義詮を廢し己れ復た政を執んと欲するの時に當り。尊氏勉て之に從ふ。時に石堂賴房。桃井直常等。直義を奉じ。敦賀に走り尋て鎌倉に走るや。尊氏之を擊んと欲す。然れども官軍の其虛に乘せんことを恐れ。佯りて歸順す。朝廷も亦た佯りて之を許し。詔して直義を討たしむ。直義遂に降り。尊氏の爲めに藥殺せらる。其後義詮の奏請に依り。車駕穴生の行宮を發し。男山に至る。時に兒島高德等密旨を奉じ。東國に趣き。新田氏の兵を發し。尊氏を鎌倉に討たしむ。又楠正儀。和田正忠。源顯能等。細川顯氏。賴春を京師に敗り。義詮遂に近江に走る。尋て新田義宗。義興。脇屋義治等。尊氏を討て。之を武藏に

親房嘗て神皇正統記を著し南朝の正統たることを明にす

尊氏死す

車駕金剛山に幸す

補正儀等京師を復す

破り。進んで鎌倉に入り基氏を走らす。既にして義詮東山に據る。官軍男山に退くや。義詮襲ふて之を破る。帝親ら甲を被り。馬に御し圍を衝て南出し。遂に行宮に還御す。○宗良親王。義宗と難に赴く。路に男山陷ると聞き。皆な兵を班す。時に義詮彌仁親王を立て。帝と稱す。是を後光嚴院と爲す。既にして山名時氏其子師義兵を起して官軍に應じ。足利直冬も亦た歸順す。楠正儀。義詮を擊て之を破る。義詮新帝を奉じて近江に走る。是に至て官軍京師を收む。後ち尊氏新帝を奉じて義詮と京師に還る。時に北畠親房病を以て薨ず。年六十二。尋て尊氏死す。其子義詮嗣ぐ。又新田義興義兵を武藏○上野に起す。畠山國清之を矢口に誘殺す。菊池武光ハ懷良親王を奉じ。少貳賴尚と。筑後河に戰ふて大に之を破る。畠山國清兵を義詮と合し。行在を犯す。因て車駕金剛山に幸す。是に至て正儀。國清と戰ひ。大に之を破る。菊池武光。大友少貳を討ち。細川清氏歸順す。正儀乃ち清氏等と京師を攻復し。義詮を近江に走らす。時に赤松氏範○行在を犯さんとするを以て。正儀等乃ち軍を旋す。義詮其虛に乘じて復た京師に入る。尋て義詮死し。其子義滿嗣ぎ。細川賴之之を

長慶紀元二千〇二十八年

帝吉野に幸す

正儀北朝に降る

正儀歸順す

山名氏清、滿幸、足利義滿に叛く

六分一氏

補佐し。士風大に革る。既にして基氏死し。氏滿嗣ぎ。上杉憲顯執事と爲る。第九十八代長慶帝正平二十三年○新田義宗○脇屋義治兵を越後に起し。上杉憲將と戰ひ。義宗之に死し。義治出羽に走る此時正儀北朝に降る。蓋し南朝の爲めに深く慮る所ありといふ。建德元年。北帝。位を太子緒仁親王に禪る。是を後圓融院といふ。文中元年。今川貞世。大內義弘と兵を合せて。菊池武政武光の子を攻む。武政遂擊して之を破る。二年足利義滿。細川氏春をして行在を犯さしむ。帝之を避けて吉野に幸す。天授三年。菊池武朝。懷良親王を奉じ。大內義弘と戰ふて敗績し。菊池の族百餘人之に死す。翌年武朝又懷良親王を奉じて。今川貞世と戰ふて之を敗り。尋て卒す。是に至て西南の諸道復た官軍に應ずる者あし。此時に當り。正儀北朝に背きて歸順す。弘和二年○北帝位を太子幹仁親王に禪る。是を後小松帝と爲す。元中八年○山名氏滿。滿幸。足利義滿に叛く。義滿親ら之を討つ。氏滿。滿幸敗績して死す。初め山名時氏五國の守護となり。其八子皆な世に著る。氏滿。義理南海を畧取するに至り。其管領する所。遂に十國に跨る。故に世呼んで六分一氏といふ。蓋し海內

南北一統す

紀元二千〇五十二年

足利義持將軍と爲る

足利義滿の驕僭

義滿金閣を作る

を六分し。其一を有つを以ており。九年。義滿和を請ふて曰く。車駕京師に還り。神器を授けゞ。兩統迭に立つこと。故事の如くせんと。詔して之を許し。帝行宮を發し。遂に京師に入り。父子の禮を以て神器を後小松帝に授く。後醍醐帝。吉野に幸せしより。五十七年を經て。南北始て一統す。

第十章　室町の執權

室町に府を開きしより今を距ること四百九十五年前、

㊀第九十九代後小松帝應永元年。足利義滿太政大臣に任ず。是より先き義滿左大臣を罷む。是に至りて奏請し征夷大將軍を辭して。其子義持をして職を襲がしむ。時に太政大臣藤原實時罷む。義滿之に代んと請ふ。朝議して謂ふ。平清盛相國と爲りしより以降。武家にして未だ此官に昇る者あらず。今義滿之を望む。亦た僭あらずやと。義滿大に怒り。乃ち簒奪を圖り。其家人を以て攝家清華と爲んと欲す。朝廷懼れて遂に之に任ぜしといふ。初め足利尊氏天下の大權を握るや。公卿皆な其顧使に從ひ。義滿に至り驕僭日に滋々長し。別業を山城の北山に營み。諸國の守護をして役を助けしめ。三層閣を作り。壁柱戸扉皆な塗るに金を以てし。頗る奢靡を極め

㊁應永の亂を語れ

○名て金閣と曰ひ。自ら之に居り。義持を室町の第に居らしめ事皆已に決す。又一舍を禁内に造營し。參朝する毎に休憩す。之を稱して小御所と曰ふ。又延曆寺に如くの時。儀、行幸に擬する等驕僭も亦た甚し。四年少貳、菊池等兵を鎭西に起す。義滿、大内義弘をして擊て之を平げしむ。時に義弘六國に食して。强盛比なし。義滿の管領頗る威福を張り。義弘の功を忌む。義弘も亦功を恃んで驕蹇敢て屈下せず。是に由て事々互に相ひ軋轢す。義滿が別業を營むに及んで。管領令を下し。諸將の士卒を以て役に充つ。義弘之を拒んで曰く。我卒弓矢に習ふて。土木に習はずと。義滿聞て之を喞つを以て。亦た自ら安ぜず。嘗て筑紫の探題今川貞世

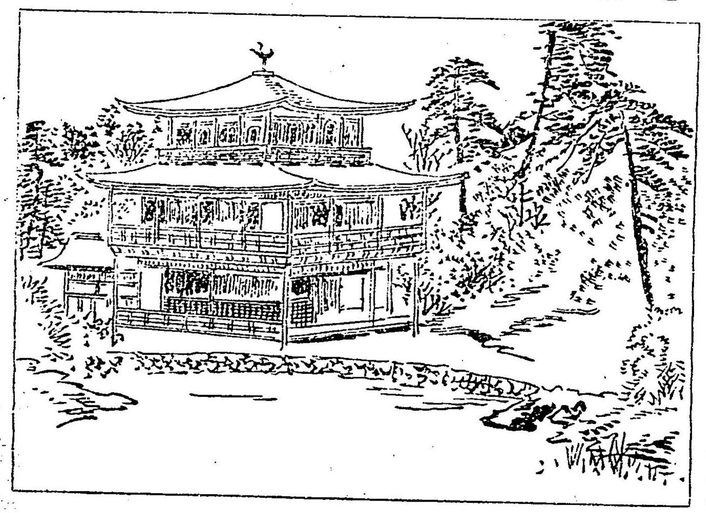

に說て曰く。方今の勢。弱き者ハ誅せられ。強き者ハ禍を免る。公宜く我及び大友氏と結んで以て自強を圖るべしと。貞世聽かず。義弘慙懼す。會〻貞世の姪泰範。事に因て貞世を猜ふ。因て義弘、泰範及び斯波義將等と俱に貞世に叛心ありと譖す。義滿乃ち貞世を召還し。義弘をして任に代ハらしむ。是に至て義弘ず兵力益〻強し。時に鎌倉の管領滿兼。政甚だ縱恣にして。凡事室町に准擬し。潛かに異志を蓄ふ。義弘密使を遣り謀を通じ。東西相ひ援け。以て義滿を攻んと欲す。此時貞世既に還りて。其國遠江に在り。滿兼又た陰かに貞世を招く。貞世其書を封して義滿に上る。義滿、義弘を召へども義弘來らず。遂に周防長門の兵を帥ひて。堺城に據る。土岐詮直。美濃に起り。山名時清丹後に起り。竝に義弘に應ず。而して滿兼も亦た出て武藏の府に陣し。義滿を援くと聲言す。義滿之を諜知し。急に貞世を召て曰く。吾れ甚だ卿を見る愧づるなりと。初め義滿、義弘等が貞世を謫せしを信ず。筑紫より召し還へせしを以て此言を發せしなり。時に府內兵寡し。土岐賴益。六角滿高等を以て。美濃、丹後に備へ。又僧中津を遣りて。兵を擧ぐるの原由を詰問す。

㈢鎌倉の亂を迯べよ

義弘乃ち之に答ふる所以を議す。時に其子弘茂諫めて曰く。大人の身六國を有す。光榮已に極まる。尙ほ何ぞ足らざる所あつて。將軍に背くを欲するや。今又使命を辱ふす。宜く早く入覲して罪を謝すべしと。義弘聽かず。乃ち中津を見て對へて曰く。吾鎭西に來りしより。屢きに今川を助けて亂を靖め。又山名を夷げ。少貳を擊ち。累年苦戰す。其功勞勘きに非ず。然るに今國を削るの議ありと聞く。是れ吾の入りて幕下の虐政を諫んと欲する所以なりと。衣を振ふて起つ。中津歸りて之を義滿に報す。義滿乃ち畠山基國。細川賴元。斯波義將以下の諸將を率ゐて。出て男山に軍す。兵凡そ三萬餘。進んで堺城を攻む。接戰良久し遂に之を拔く。義弘走り出で。誤て畠山基國の軍に入る。基國の子滿家與に鬪ふて之を斬る。詮直。時淸等も亦た皆な平く。子弘茂尋て義滿に降る。其嘗て父を諫むるの故を以て之を宥し。封の半を割る。是を應永の亂と曰ふ。

㈡義弘既に亡び。滿兼兵を引て鎌倉に還る。義滿軍を移して之を討んと欲す。上杉正宗百方周旋し。事稍く解くことを得たり。十五年義滿薨ず。初め足利氏の政を執

稱光紀元二千〇七十三年

南朝の遺臣兵を起す

るや。頗る緩慢にして民を御すること其當を得ず。故に功臣叛亂を作せり。義滿の時に及び。務めて軍事上の政を修飾して紀律を嚴肅にす。故を以て將士悉く懾伏す。然れども其驕僭ハ大に祖父に踰越せり。第百壹代稱光帝ハ。小松帝の子なり。帝位に卽くや。南朝の遺臣。兩統迭立の約に背くを憤り兵を起し尋て平ぐ。時に室町の權威比類なし。俗に之を稱して公方と曰ふ。鎌倉も亦た室町に擬して公方と稱す。滿兼卒し。子持氏嗣ぐ。應永二十三年。持氏、執事上杉氏憲を罷め。憲基を以て之に代ふ。氏憲大ゐに怒る。時に持氏の弟。持仲出て持氏の叔父滿隆の義子と爲るを以て。氏憲。滿隆に說て廢立を圖る。滿隆大に喜び。乃ち京師の敎令を受くると詐稱し。密に檄を移して兵士を招き。遂に滿隆。持仲を奉じて亂を作し。以て持氏を攻む。持氏大に駭き憲基の第に入り。兵を合せて拒けども。衆寡敵せず。終に駿河に走り。今川氏に依る。憲基ハ持氏と相失し越後に走る。是に至て持氏、今川氏、大森氏等の兵を率ゐ鎌倉を攻めて之を復す。滿隆、持仲氏憲、等皆な自殺す。持氏復た憲基を以て執事と爲す。尋て大將軍義持、其弟大納言義嗣を殺す。初め義滿、義嗣を愛し。義持

後華園紀元二千〇八十九年

北畠滿雅兵を起す

を廢して其職を襲がしめんと欲す。後小松帝北山の別業に幸する時。義嗣尙ほ幼なり。義滿奏請して其官爵を超遷す。義滿既に薨じ。義嗣職を嗣くを得ざるを以て。居常怏々として樂まず。鎌倉の事起るに及んで。潛かに氏憲と謀を通じ。將に義持を伐んとす。事覺る。義持義嗣に迫りて髮を削らしめ之を相國寺に幽す。是に至て之を殺す。後ち征夷大將軍義持職を其子義量に讓る。幾ばくもなく義量薨ず。故を以て義持再び政を執る。正長元年義持薨ず。初め義持六弟あり。義嗣の禍に懲り。悉く出て僧となる。義持既に薨じて嗣なし。衆議一て其一弟を立んと欲す。或ひと意を持氏に屬す。持氏も亦た立を冀ふ。此時に當り管領、畠山滿家義持の弟義圓を立つ。義圓ハ時に靑蓮院の僧正たり。因て名を義敎と改め征夷大將軍に任ず。第百二代後華園帝ハ崇光院の曾孫なり。帝の位に卽くや。御龜山帝の皇子良恭親王。統を得ざるを以て。怒りて伊勢に走る。伊勢の國司北畠滿雅。足利氏の數〻兩統迭立の約に背くを憤り。乃ち親王を奉じて兵を起す。永享元年。義敎仁木持長等をして滿雅を攻めしむ。滿雅拒ぎ戰ふて之を破る。世保持賴。土岐興安。持長を援ふ。滿

楠光正義教を狙撃せんとす

稚邇撃して之を走らす。既にして興安持賴返戰し。滿雅遂に敗れ。格鬪して死す。是歳楠光正。義敎を狙撃せんと欲し成らずして死せり。四年義敎自ら天下己に服せざる者多きを慮り鋭意政を爲し。大に軍國の事を釐革す。此に先つこと二歳。鎭西の豪族を京師に徙し。又伊勢及び紀伊に巡遊して。南朝の遺臣を制置し。又駿河に赴き。今川範政に館し。富嶽を觀ると宣言す。其實鎌倉に在る持氏の動靜を陰に窺ふ爲めり。前きに義持。持氏を嗣と爲んと約す。既にして義敎立つに及んで。持氏大に憤る。執事上杉憲實之を諫るも。持氏聽かず。遂に憲實を逐ふ。時に義敎、憲實を援け兵を作して持氏を討つ。持氏自殺す。是に至て義滿、義持嘗て陰かに鎌倉を圖るの志を果せり。然るに室町も亦た是より衰運に向ふ。時に義敎、憲實を管領と爲さんと欲す。憲實君を弑するの名を負ふを恐れ固辭して受けず。因て其第滿方を以て管領と爲す。十二年結城氏朝、持氏の遺孤春王、安王の二子を奉じて兵を下總に作す。義敎、憲實をして之を伐たしむ。遂に氏朝戰死し。春王、安王共に斬らる。是を鎌倉の亂と曰ふ。

結城氏朝兵を起す

赤松滿祐義敎を弑す

滿祐誅せらる

(三)嘉吉の變とは如何

(三)嘉吉元年。赤松滿祐(アカマツミツスケ)、義敎を弑す。義敎人と爲り猜暴。盛氣を以て下を馭し。嘗て。辭色を假さず。關東既に平ぎ。矯肆滋〻甚し。嘗て其侍女罪あり死を賜ふ。滿祐の女も亦た與る。或滿祐異圖ありと潛す。義敎怒りて之を囚んと欲す。滿祐力支へざるを以て。自ら屈辱して之れに事ふ。事纔かに釋くを得たり。初め義敎、滿祐の族貞村(サダムラ)を寵し。屢〻滿祐を耻しめしめ。遂に其邑を割て貞村に與へんとす。會〻諸將、義敎を其家に饗し以て關東の捷を慶す。滿祐も亦た其子敎康(ノリヤス)をして義敎を其第に饗せしめ。滿祐盛に雜樂を設け。甲士數十人を後閤に伏せ。酒酣にして伏發す。義敎驚て將に起んとす。敎康等左右より進み。之を伏せて曰く。今日の事公自ら之を取ると。遂に其首を斬る。既にして滿祐父子其第を焚き其邑播磨に走り。白旗城(シラハタ)に據る。時に足利直冬(アシカガナホフユ)の孫義尊(ヨシカツ)僧と爲りて播磨に在り。滿祐之を奉ずて主と爲し。檄を諸國に移して兵を聚む。朝廷義敎の子義勝(ヨシカツ)に敕して之を討たしむ。乃ち山名持豐(ヤマナモチトヨ)。滿祐を白旗城に攻めて之を誅す。明年義勝征夷大將軍に任ず。尋て薨ず。是を嘉吉の變と曰ふ

應仁の亂此に兆す

㈣應仁の亂を略述せよ

㈣第百三代後土御門帝應仁元年。京師大に亂る。是より先き義政頗る政務に倦み。職を辭せんと欲するも未だ職を襲ぐしむるの子あらず。時弟義尋僧と爲りて。淨土寺に在り。義政之を立て嗣と爲んと欲す。義尋其逾はることあるを恐れ。固く辭して受けず。義政乃ち誓ふて曰く。吾れ若し他日男子を擧げば。必ず僧と爲し。子を廢せざるなりと。義尋乃ち蓄髪して。名を義視と改め。今出川の第に移る。勝元之を輔く。此時に方りて。義政未だ職を去らざるあり。既にして義政、義尚を擧ぐ。其母富子。義尚を僧と爲すに忍びず。然れども義視業に已に嗣と爲り。其誓を渝へ難く。又勝元之が輔佐たるを以て。容易く撼す可らず。因て强援を得。義視を廢して義尚を立んと欲し。山名持豐に謀る。持豐曰く。今勝元に抗す可き者は。義就に若く者なしと。義政に請ひ。義就を京師に還す。義就京師に入り。幕府に謁し。徑ちに持豐が第に詣りて謝し。驩を極めて出づ。是より山名、細川氏益〻隙を生じ各々之を傾んことを謀る。因て持豐、其黨吉良義藤、斯波義廉等と。勝元を攻んことを議し。兵を遣して室町の第を警衛す。是に於て勝元の黨、吉良義眞、赤松政則等

。馳せて勝元の家に集る。時に山名是豐は曾て勝元と父子たるの約を結びたるを以て來り屬す。尋で政長も亦た兵を聚めて其第を守る。勝元之に應ず。持豐、義政に勝元を討んことを請ふ。義政令を下して曰く。政長義就。各〻手兵を以て戰ふ可し。諸將援くる勿れと。義就曰く可あり。是れ當に手兵を以て赴き攻むべし。諸將令を奉ず。獨り勝元肯んぜず。義政人をして之を諭さしめて曰く。令を奉ぜざる者は叛ありと。勝元叛名を被るを憚り。乃ち歎息して之に從ふ。政長の臣神保某之を聞て曰く。勝元豈に我を坐視せんやと。政長之を然りとし。乃ち其第を燒き。出て御靈林に陣す。義就兵を率ゐて之を攻む。時方に雪り。兵凍へて輒く前まず。政長の兵亂射して數十人を斃す。持豐潛かに義廉等をして義就を助けしむ。故に政長大に苦戰す。時に勝元門を閉ぢ竟に出で援けず。政長火を御靈の祠に縱て逃る。義就の兵、祠下に燒屍あるを覩て以て政長既に死せりとし。乃ち凱旋す。持豐大に喜び。義就をして本弟を復せしむ。政長既に敗す。世、勝元が之を援はざるを嗤ふて以て怯と爲

す。勝元大に之を慙ぢ。門を閉ぢて出でず。陰かに持豐が備を設けざるを窺ひ。檄を諸國に移して兵を發せしむ。是に於て。攝津。河內。和泉。土佐。讃岐。阿波。淡路。參河。紀伊。越中。隱岐。出雲。飛彈。播磨。備前。美作。安藝。若狹の兵皆な屬す。時に一色義直(イッシキヨシナホ)の第幕府の前に在り。勝元兵を遣りて實相院(ジッサウヰン)に屯し以て之を隔絕す。義直怖れて走る。勝元乃ち幕府に入り。將軍の牙旗を請ひ。之を第門に樹て。義視を擁して。府中に置く。持豐之を聞き悔ひて曰く。誤りて豎子の先んずる所と爲ると。是に於て亦た兵を發す。此時但馬。備前。備後。伯耆。因幡。石見。美濃。尾張。遠江。伊勢。大和。近江。能登。丹波の兵皆な屬し兩軍絡繹として京師に入る。京師の人心恟々たり。是より先き。持豐實相院を攻むれども克たず。是に至て勝元の兵前壘を攻め。火を縱つて又之を敗る。持豐乃ち義廉等をして細川師春(モロハル)の第を攻めしむ。勝元京極持清(キヤウゴクモチキヨ)を遣りて之を救ふ。持清が兵未だ陣せざるに先ち。義廉の兵大に之を破る。赤松政則起き援ひ。擊て義廉の兵を走らし。師春を拔き。細川政之(マサユキ)の第に入る。是より連りに戰ふこと累日。伏屍街衢に塡つ。勝元が軍退て相

國寺を保つ。持豐の軍も亦た退て武衛(ムエ)氏に據る。會〻火起り風烈し。公私の屋舍。焚蕩するもの實に三萬餘區。京師兵燹の慘狀極まれり。此時に方り大內政弘持豐に黨し。兵を率ゐて來り援ふ。勝元、政則を遣りて之を攝津に拒がしめ。又武田國信(タケダクニノブ)等を遣りて武衛の壘を攻めて迭に戰ふこと累日にして。未だ拔く能はず。時に勝元の軍屢〻敗衂するを以て。幕府の士。謀を持豐の軍に通ずる者あるを疑ひ。勝元、義政に請ふて。一色政熙(イッシキマサヒロ)。上野政直(ウヘノマサナホ)等十二人を逐ふ。政熙等怒りて曰く。內旨持豐に在り。持豐勝たゞ笑ひ。勝元勝てゞ蹙す。何ぞ獨り吾儕のみならん。逐れて辱を取んよりハ。寧ろ死して勇を著んと。將に鬪んとす。吉良義眞諭して之を止む。政熙等遂に持豐の軍に入る。既にして勝元請らく。義政如一我を右(タス)くるに意なくんバ。天子を挾んで以て戰んのみと。乃ち帝及び上皇を幕府に迎へ。義眞をして禁內を防衛せしめ。又義視を迎へて其營に入んことを請ふ。義視聽かず。遂に伊勢に奔り北畠氏に依る。持豐が軍。屢〻勝を得て。勢に乘じ兵を勵し。以て三寶院(サンホウヰン)及び相國寺を攻む。義就等發するに臨み持豐に誓ふて曰く。此行相國寺を取らずんバ。復た

相ひ見るなからんと。乃ち兵を率ゐて。三寶院を攻む。守將武田基綱(モトツナ)之を拒ぎ。奮ひ戰ふこと終日。兵皆ゐ散亡す。基綱獨り門の半扉を開き。身を以て敵に當り。終に。奔逸す。義就の軍乃ち三寶院を取り。進んで相國寺に向ふ。寺僧陰かに內應を爲し。火を寺中に縱つ。義就政弘(マサヒロ)等之に乘じて疾く攻む。守將安富元綱(ヤストミモトツナ)兄弟手兵を以て總門を拒ぎ。接戰七合。殺傷相ひ當る。會〻東門守を失ひ。敵兵亟入す。元綱兄弟馳突して之れに死す。義就等の軍既に相國寺を取り。因りて其墟に屯す。勝元兵を遣りて之を逐んと欲し。將と爲す可き者を擇ぶに。唯〻政長のみ。是に於て政長を召び之に謂て曰く。事急なり。公の一擊を煩さんと。政長對へて曰く。僕敢て往かざるに非ず。顧ふに御靈林の役に。多く士卒を亡ひ。今僅かに二千を存するのみ。之を如何と。勝元慙色あり。乃ち東條(トウデウ)某をして之が援を爲しむ。政長是に於て營を出で。敵兵の甚だ盛なるを見て。自から奮ふて曰く。我此賊を却けずんば。必ず生還せずと。徑ちに進んで之を攻む。東條兵を麾し橫に突く。門の前後。敵兵皆ゐ敗れ。走りて義就が軍に集る。軍沓蹙し。戰ふを得ずして退く。勝元の軍相國寺

を復す。兩軍交綏してより。相國寺を以て界と爲し。各〻持久を計る。是に至て義政書を以て義視を召び還さんとす。義視狐疑して應ぜず。因て勝元、政長等連署して之を請ふ。乃ち還る。會〻飛語あり。勝元。義政を廢して義視を立んことを謀ると。內外物議洶然たり。勝元之を患へ。乃ち陰かに義視を持豐の軍に走らしめんと計り。人をして義視に說き叡山(エイザン)に上らしむ。持豐果して兵を遣りて之を迎へ。武衛氏に奉ず。是より將軍兄弟相ひ爭ふ者の如し。文明五年。持豐、勝元相ひ尋で卒す。兩軍未だ勝敗を決せず。皆ゐ首領を喪ふ。然れども兩軍猶ほ相持することの如し。九年。義就兵を收めて河內に遷り。土岐(トキ)成賴(ナリヨリ)義視を奉じて美濃に奔る。其他諸將も亦た各〻國に歸る。是に至て兩軍悉く解散す。此役や應仁己後十一年。京師戰區と爲り。歷朝の典籍。及び文武百官の邸宅。兵燹に罹り。公卿率ね四方に逃散し。實に衰亂極れりといふ。

㊄義政爭亂の餘に在りて。宴詠自若とし。遂に義滿の金閣に擬して。東山に銀閣を起し。民の痛苦を顧みず。是より諸將驕橫自恣。互ひに攻畧を事とし。復た足利氏

足利義政銀閣を起す
兩軍解散す
兩軍首領を失ふ
㊄强臣呑噬の有樣を問ふ

足利義尚學を好む

強臣呑噬す

紀元二千百六十年

㈠長氏關東を暑せり一梗概を述べよ

の命令を奉ぜず。漸く割據の勢を成す。延德元年義尚。六角定頼を近江に討ち。遂に陣中に薨ず。義尚幼にして學を好み。嘗て前關白藤原兼良と治道を問答す。兼良爲めに其語を錄して。樵談治要を著す。義尚常に撥亂反正の志を抱き。軍中に在りと雖も尚は書を講ずることを怠らず。故に薨ぜるに及んで人皆な哀惜す。義尚い舊名にて後ち義熙と改む。子なきを以て。義政義材を養ふて嗣と爲し。後ち名を義植と改む。二年義政薨じ。乃ち義植嗣て立つ。明應二年。細川政元。畠山政長を殺し。義植を幽し。足利政知の子義澄を立つ。時に義植逃れ出て越前に奔り。朝倉貞景に依る。貞景材武にして膽畧あり。遂に義植を奉じて京師に入るや。義澄近江に走り六角定頼に依る。爾來諸將相ひ戰ひ。安りに將軍を廢立するに至れり。是に於て義晴。義輝。義榮相尋て立ち。終に義昭に至て亡ぶ。凡そ十三世。其間二百卅餘年なり。

第十一章　武臣の割據

㈠第百四代後柏原帝永正元年。北條長氏勢力益〻熾なり。故を以て相模の將士多く

長氏は即ち早雲なり

長氏の豪邁

東を暑せ一梗概を述べよ

屬す。然れども獨り三浦義同抗拒して。新井城に據る。長氏之を討滅せんと欲す。然れども城甚だ險なるを以て。故らに弱きを示して戰はざるなり。此に先つ四歲。長氏遽かに兵を發して。義同の子義意が岡崎の城を襲ふて之を拔く。時に義同徙りて住吉に居り。兵を率ゐて。來り救ふ。長氏擊て大に之を敗る。義同復た新井城に入る。長氏長圍を築て。之を攻む。是に至て城中糧盡き。士卒困憊す。部將大森某等。義同に勸めて。上總に走り以て再擧を圖んとす。義同聽さず。自ら其父持氏を滅すを以て積惡の報逃る可らずと爲し。遂に戰ふて死す。時に兩上杉隙あり。戰爭常に已まず。長氏之を機會とし。以て關東を畧取せんと欲す。長氏は伊勢貞藤の子にして。資性豪邁大志あり。初め其後六人と劍を杖て東遊し今川義忠に依る。後ち足利茶々丸其父政知を弑するに及び。兵を擧げて之を誅滅し。遂に伊豆、相模を畧定し。兵勢頗る振ふ。大永四年氏綱。長氏の子上杉朝興を攻め江戸城を拔く。朝興河越城に走りて之を保つ。氏綱乃ち戍兵を殘して還る。抑も氏綱戰鬪に巧にして。長氏の大業を興すや。氏綱の力與て多きに居るといふ

㈡信玄謙信の搆兵如何

㈡第百五代後奈良帝天文六年。氏綱、上杉朝定朝興の子を河越に攻め。其城を取る。朝定松山に走る。十三年。上杉憲政。朝定と連和し。將に兵を合せて河越城を攻んとす。北條氏康河越に赴き。諸將を聚て議して曰く。是の城は両上杉氏の間に介まる。固より。要衝の地なり。誰か能く之を守る者ぞと。衆皆な北條綱成を推す。氏康乃ち綱成をして之を守らしめて還る。是に至て憲政、朝定大擧して來り圍む。意必ず取るを期す。綱成固く守て下らず。依て憲政、朝定並に使を古河に遣り。師を出すを請ふ。足利晴氏之を許し。其士衆を盡して。來り援ふ。氏康、河越の圍急なりと聞き。兵を率ゐて之を援ひ。晴氏憲政が兵に當る。時に自ら謂らく我兵寡くして敵兵衆し。寧ろ驕らして之を襲ふに如かずと。乃ち使を遣り。邑を割て和を講せんことを請ふ。晴氏許さず。兵來り逆ふに及び。氏康戰はずして伴り走り。小田原城に入る。居ること五六日にして又出づ。敵兵來りて之を襲ふ。復た走る。是に依て憲政等益〻氏康を侮りて。復た備を設けず。氏康之を諜知して曰く。可なりと。夜兵を勒し士卒をして白布を鎧上に尙はしめ。之に約して曰く。白からざるを視ば。輒ち

㈢元就、賢を誅せーい何故ぞ

斫れ。其首を取る勿れと。卽ち發して入間河を渡り。直に敵軍を衝く。敵大に驚擾す。氏康縱橫奮擊し。遂に朝定を虜にし。憲政を走らす。故を以て關東八州の諸將來り降る者九十餘姓に及べり。是より先き村上義清。小笠原長時。木曾義高等と。信濃の兵を擧げて。武田晴信を攻む。義清大に敗れ。奔りて越後に赴き。長尾景虎に依る。景虎乃ち兵を率ゐて信濃に赴き。晴信と海野に於て戰を開く。是より連年戰ふて凡そ十二年の長きに渉る。二人後ちに髮を削り。晴信ハ。信玄と號し。景虎ハ謙信と號す。會〻上杉憲政來り投じ。姓氏職號を景虎に授く。因て景虎上杉氏を冒し關東の管領を領す。

㈢享祿二十年。陶隆房。其主大內義隆を弑す。初め隆房、相良武任と權を爭ひ之を除んと欲し內藤興盛。杉重矩も亦た武任に怨あり。因て二人隆房を助け。嘗て陰かに兵を聚む。義隆之を聞て其叛を疑ひ。使を遣して讓責す。三人皆な伴りて陳謝し。武任懼れて筑前に奔る。隆房謂らく義隆が意終に釋けずと。乃ち興盛等と謀り。遂に義隆に逼る。義隆大寧寺に遁れ。其二子義尊、信房を寺僧に囑ーて自殺す。二